在勤中、 世界銀行の短期コンサルタントを二度務める。 開発機構(OECD) 本部で六年、 一九五五年岐阜市生まれ。 イギリス、ドイツ、 フランス、アメリカに計一三年在住し、うち経済協力 東京大学法学部を卒業後、 国際通貨基金(IMF)本部で一年勤務。また、 大手損害保険会社に入社。

会社を定年間際で退職。六五歳の国連の定年までケニア、ヨルダンに常駐し、 の難民支援活動の最前線の監査に監査チームのチーフとして従事。 競争試験を経て五九歳の時に国連監査部に監査役として採用され、大手損害保険 国連

米国公認会計士(U· 英語に加え、ドイツ語、フランス語、 九六ケ国を訪問した経験を有する。CFA協会認定証券アナリスト (CFA)、 S. C P A 公認内部監査人 (CIA)。 中国語を理解する。 国際機関等での著作多

第七章 国際機関の職員に求められるコンピテンシーとスキル・・9	第六章 国際機関で働くことの醍醐味・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第五章 新型コロナに翻弄された二○二○年・・・・・・・・・・	ア/ウクライナ/フェイマス・ヒサヤ/イエメン/父の死/生命の危機/緒方貞子さんリティの実地研修/ソマリア/アンマンへの異動/アンマンの同僚/アンマンでの生活/リビよる犠牲者/邦人職員名簿/最初のミッション/予定外の場所での宿泊/要人の訪問/セキュナイロビへの赴任/ナイロビの国連施設/ナイロビの犯罪率/職場の仲間/必須研修/テロに第四章 国連職員の生活・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第二章 監査における主な発見事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	コラム:「国連機関ではない主要な国際機関」ル・マトリックス/監査の報告部/UNHCR監査サービス/難民支援活動の現場の監査/監査の計画/リスク・コントロー的部監視サービス室/内部監視サービス室の三つの部の役割/内部監査と捜査の相違点/監査	牝二章 国連監査部とは?・・・・・・・・・・・・	の競争試験/ロースターに掲載されてから/世界銀行の短期コンサルタントDへの出向/IMFへの応募/IMFでの勤務/各種資格の取得/国連監査部への応募/国連国際機関を目指すのに遅過ぎることはない/イギリスでの海外研修/ドイツでの駐在/OEC第一章 国連監査部に採用されるまで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
---------------------------------	---	--	--	--	---	---------------------------------	---	---

4

とに関心のある方に筆者の体験をお伝えすることを目的としている。 本稿は、 国際機関で活躍する日本人が少しでも増えるように、 国際機関で働くこ

て手頃な読み物になり得るように工夫した。 同時に、国際機関の活動内容やそこで働く職員の日常生活に関心のある方にとっ

本稿において特に強調したいことは次の三点である。

航歴は全くなく、英会話もできなかった。社会人生活は学生時代よりはるかに長く、 試験を経て国連監査部に採用されたのは五九歳の時であり、監査部に採用されるた オンザジョブトレーニングも含め、自己研鑽する時間は充分ある。 の資格を取得したのは五三歳の時である。また、 めに必要不可欠な公認会計士(筆者の場合は、 国際機関で働くことを目指すのに遅過ぎるということは決してない。筆者が競争 米国公認会計士 (U.S. 社会人になった時点では、 海外渡

緻なプロダクトを仕上げてタイムリーに提出する。 到な準備を早く始め、 ために必要な行動特性)の多くを既に具備している。 られるコンピテンシー (特定の組織や職務領域において高い業績や成果を発揮する 機関も職 機関では理系(環境、都市計画、建築、インフラ、防災、エネルギー、工学、理学、 をすれば必ず高く評価される。 ートは競争試験に限られない。特に理科系の女性には大きなチャンスがある。 ●我が国の公務員や会社員の多くはグローバル人材である国際機関の職員に求め 国際機関で働くという道は決して遠いものではない。国際公務員になるための (integrity) や倫理 (ethics) の点で抜きん出ていて、決して手を抜かず、 員に占める女性の比率を上げようとしているので、女性は採用されやすい。 保健、 報告・連絡・相談をマメに行い、チームワークを重んじ、精 栄養など)の専門性が広く求められる。 したがって、日本人らしく仕事 我が国の勤労者は、職業的な また、どの国際 国際

程度にすぎない。 専門機関で働く日本人の専門職以上の職員の数は千人に達しておらず、全体の三% た日本人職員から候補者を見出すのが現実的なアプローチであるが、国連及びその 者を送り込むことには無理や限界もある。国際機関で局長クラスのポストを経験し することは我が国の国益にとって非常に重要な課題である。 国の政治家や学者の数にも限りがあるし、国際機関での勤務経験のない政治家や学 **.のマネジメントには独特の大局観が必要とされる。有力な候補者になり得る我が** 特にグローバル・ルールを定める国際機関、 したがって、国際機関で活躍する日本人を底辺から拡大していく のトップのポスト しかしながら、

れる方、 ことは喫緊の課題である。 さらには国際機関のトップに到達する方が現れれば、 本稿の読者から、年齢・性別を問わず国際機関で活躍さ 無上の喜びである。

で一年、 関を代表するものではない。 者が本稿で述べている意見・感想は個人的なものであって、筆者が勤務した国際機 メディアでも報道されないような生情報を提供するように努めた。当然ながら、筆 ので、比較的最近の国連監査部における経験に重点を置いた。また、昨今はインタ -ネットで様々な情報を簡単に入手できるので、守秘義務を十二分に尊重しつつ、 国連監査部で五年八ケ月の勤務経験を有するが、昔話をしても仕方がない 経済協力開発機構 (OECD) で六年、 国際通貨基金(IMF)

場を借りて改めて御礼申し上げる。 また、筆者が興味深い職業生活を無事に走り切ることができたのは、 トに加え、数多くの方々に様々な局面でご指導ご鞭撻を賜ったお蔭である。 家族のサポ

6

ADB:アジア開発銀行(Asian Development Bank)

AfDB:アフリカ開発銀行(African Development Bank)

AGD:年齡、性別、多様性(Age, Gender and Diversity)

BBC:英国放送協会(British Broadcasting Corporation)

CD:コンパクトディスク(Compact Disc)

CEO:最高経営責任者(Chief Executive Officer)

C F A CFA協会認定証券アナリスト(Chartered Financial Analyst)

CIA:公認内部監査人(Certified Internal Auditor)

CNN:ケーブル・ニュース・ネットワー ーク (Cable News Network)

E B R D 欧州復興開発銀行(European Bank for Reconstruction and Development)

EU:欧州連合(European Union)

IV:ヒト免疫不全ウイルス (Human Immunodeficiency Virus)

D B 米州開発銀行 (Inter-American Development Bank)

IDP s:国内避難民(Internally Displaced Persons)

IFC:国際金融公社(International Finance Corporation)

IMF:国際通貨基金(International Monetary Fund)

国際移住機関(International Oeganization for Migration)

AS:国際公会計基準 (International Public Sector Accounting Standards)

ITB:入札案内(Invitation to Bid)

CIF:国際金融情報センター(Japan Center for International Finance)

Í C A 国際協力機構(Japan International Cooperation Agency)

PO:ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー (Junior Professioal Officer)

MC:中途採用(Mid-Career)

NFI:非食糧物資(Non-Food Item)

NGO:非政府組織(Non-Governmental Organization)

NPO: 非営利団体(Non-Profit Organization)

OECD:経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and

Develpoment)

OEEC:欧州経済協力機構(Organisation for European Economic Co-operation)

OIOS:内部監視サービス室(Office of Internal Oversight Services)

OSG:事務総長室(Office of the Secretary-General)

P C R ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction)

R&R:保養休暇(Rest and Recuperation)

RFP:提案依頼(Request for Proposal)

RFQ:見積依頼(Request for Quotation)

SNS:ソーシャル・ネットワーキング・ サ ビス (Social Networking Service)

T I C A D 第六回アフリカ開発会議 (Tokyo International Conference on African

Development VI)

Communication) TOEIC:国際コミュニケーション英語能力テスト (Test of English for International

UN:国際連合(United Nations)

DP: 国連開発計画 (United Nations Development Programme)

UNDSS:国連安全保安局(United Nations Department of Safety and Security)

UNEP:国連環境計画 (United Nations Environment Programme)

NESCO:国連教育科学文化機関(United Nations Educational, Scientific and

Cultural Organization)

UN-Habitat:国連人間居住計画 (United Nations Human Settlements

Programme)

UNHAS:国連人道支援航空サービス (United Nations Humanitarian Air Service)

UNHCR:国連難民高等弁務官事務所 (Office of the United Nations High

Commissioner for Refugees)

UNICEF:国連児童基金(United Nations Children's Fund)

UNISPF: 国連合同職員年金基金 (United Nations Joint Staff Pension Fund)

UNRWA:国連パレスチナ難民救済事業機関(United Nations Relief and Works

Agency for Palestine Refugees in the Near East)

S. CPA:米国公認会計士(United States Certified Public Accountant)

USL:診断書の不要な病欠(Uncertified Sick Leave)

WFP:国連世界食糧計画(World Food Programme)

WHO:世界保健機関(World Health Organization)

WTO:世界貿易機関(World Trade Organization)

国連事務局ヤング・プロフェ ッショナル・プログラム (Young Professional

Programme)

の時に国連監査部に採用された筆者自身の経験を述べる。 の章では、国内の大学を卒業後、 国内の民間企業に就職し、 定年間際の五九歳

国際機関を目指すのに遅過ぎることはない

を目指すのに遅過ぎることは決してないという点を強調したい。 カンドライフを考え始める中堅サラリーマンの方々には、国際機関で働くこと

在勤した。 部には競争試験を経て五九歳の時に採用され、 五七歳から五八歳にかけて世界銀行の短期コンサルタントを二度務めた。国連監査 けての一年間、国際通貨基金(IMF)の本部 国際機関での勤務などは考えたことさえなかった。その後、四九歳から五○歳にか D) の本部 (パリ) に出向することになり、国際機関で働く機会を得た。それまで、 筆者は、三九歳の時に勤務先の大手損害保険会社から経済協力開発機構(OEC 六五歳の定年まで五年八ケ月の間、 (ワシントンD. C.) で勤務し、

る人がほとんどで、筆者のように五九歳での採用という例は聞いたことがない。 であり定年はあるが年齢制限はない。とは言っても、三○代から四○代で入って来 国際機関の職員の採用は、新卒での採用はなく、ミッドキャリアという中途採用

分ある。 資格取得の際に国際機関における監査のポストを目指していたわけではなかった。 なかった。米国公認会計士(U.S.CPA)の資格を五三歳の時に取得したが、 時代よりはるかに長く、オンザジョブトレーニングも含め、自己研鑽する時間は充 筆者の反省点の一つは、高校時代や学生時代に自分が何をやりたいのかをもっと 国際機関で必要とされる語学力にせよ専門的なスキルにせよ、社会人生活は学生 筆者は、 社会人になった時点では、海外渡航歴は全くなく、 英会話もでき

若い時から目的意識を持ち、きちんと準備をして、積極果敢に国際公務員を目指し 会社に入っておけば後悔することも少ないであろう」と会社に入った。若い人には、 けば後悔することも少ないであろう」と大学に進み、「取り敢えず就職人気の高い 考えるべきであったという点である。 「取り敢えず偏差値が高い大学に入学してお

イギリスでの海外研修

する機会を与えられた。イギリスでは、 人社後、国内での地方勤務を七年間経験した後、イギリスで一年間の海外研修を 三一歳から三二歳にかけての一年間、

せず、帰国後に受けたTOEICのスコアも芳しくなく情けない思いをした。 保険経営のディプロマ・コースを学んだ。ディプロマは取得したが、 るを得なかった。 「海外に一年くらい行ったところで、 ンガム大学とシティー・ユニバーシティーのビジネス・スクールで保険理論と 英語は上達しない」と言われるが、 英語力は向上

ドイツでの駐在

うして、ドイツ滞在中に英語はほとんど使用しなかったにもかかわらず、英語で話 なくなった。こうなれば、英語は文法的にドイツ語よりもはるかに簡単である。 話しているうちに、母国語ではない言語で自分の意図を伝えることに違和感を持た 語の中級の検定試験に優良の成績で合格し、ドイツ人とはほとんど全てドイツ語で 語の会話力を喪失した。英語で I am …と言おうとしても、ドイツ語の Ich bin… の日本人も経験していた。しかし、ドイツの大学への入学に必要とされる、ドイ するに、英語でもドイツ語も話せない状態に陥った。この現象は、ドイツで働く他 が出て来てしまう。当然ながら、ドイツ語で話しを完結させる能力はまだない。要 す能力が飛躍的に向上した。 合計一年間、ドイツ語を学ぶ機会を与えられた。ドイツ語を学び始めた当初は、 フランクフルト(ドイツ)に駐在し、投資活動に従事した。赴任前と赴任後の ギリスから帰国後、財務部門に異動になり、三五歳から三九歳にかけての五

OECDへ の 出向

構です」と答えたものの、フランスには保険営業の拠点しかないので、 時の勤務先は国際投資の要員そのものを大幅に減らしており、ロンドンやニュー 続を希望する旨を伝えた。 者は、ロンドンかニューヨークで投資活動に従事することを念頭に、海外勤務の継 とになるのか皆目見当が付かないという日々がしばらく続いた。 -クへの異動は実現しなかった。上司からは「フランスでも良いか」と聞かれ、 イツでの駐在が終わりに近づき、上司から次の異動先の希望を尋ねられた。 しかし、我が国のバブル経済が既に崩壊した時期で、当 何をするこ 日

会の活動に従事した。 かのプロジェクトの舵取りを、プロジェクトの成果を文書に纏める点も含めて任さ 九歳から四五歳にかけての六年間出向し、事務局の一員としてOECDの保険委員 こうして、全く思いがけず国際機関と関わりを持つことになった。OECDには三 この時、上司が見付けてくれたポストがOECDのパリの本部への出向であった。 O E C D の保険委員会はこの頃、 コンサルタントという非正規職員の立場であったが、 アウトリーチ (Outreach) と言って非加盟 いくつ

なった。 険規制・ 備や会合の成果の文書化も任された。筆者が纏めたOECD加盟国・非加盟国 アジア諸国、中南米諸国との会合を積極的に開催した。こうした国々との会合 国との保険分野での政策対話に乗り出していて、ロシア、東中欧諸国、 保険監督に関する文書はOECDから出版され、 いずれもベストセラーに 中国、 |の保 の準 東南

ので、 学で身に付けた。 照会状に対する回答をフランス語でしてきた。このため、 ベルギー、ルクセンブルグ、 の鎖 盟国の保険規制・保険監督の比較研究であり、 会する機会も多い。こうした場合、照会の趣旨が相手に伝わらないと話にならない この時期に英文を書く能力が向上した。 OECDは、 (chain of logic) 明確な質問紙、照会状を作成することを心掛けた。特に、文章と文章が論理 英語とフランス語を公用語としており、 のように繋がっている必要があり、この点を常に留意した。 スイス、スペイン、ポルトガル、イタリア) OECDでの主な仕事は、 加盟国・非加盟国に制度の詳細を照 多くの加盟国 フランス語を読む力を独 加盟国 が質問 (フランス、

関で働いてみたい」という希望を持つようになっていた。 際機関では国益や私企業の利益に縛られない点に魅力を感じ、 四五歳で日本に戻ったが、国際機関の仕事のスケールや影響力が大きい点や、 「いつかまた国際機 玉

IMFへの応募

保険分野で国際的な貢献をすることの意義を認めて頂き、IMFで勤務できること 条件を示された。これでは会社を退職するわけにもいかず、上司に相談したところ、 険セクターはIMFの主要な関心事とは言い難く、一年契約で更新はしないという されることにはなったが、銀行セクター、資本市場(証券)セクターと異なり、 OECDでの著作を示し実績を説明した。JCIFの理事長のご支援も頂戴し採用 四年九月にIMFの採用ミッションが日本人を採用するために東京に来ることを 全国紙の記事で知った。採用ミッションのヘッド(IMF本部の局次長)と面談 になった。 (東京)に出向し、アジア第一部長として東アジアを担当していたところ、二〇〇 二〇〇一年に日本に帰国してしばらく経ち、 国際金融情報センター(JCIF)

IMFでの勤務

ア市場として使われることの多い M F パキスタンやミクロネシアを訪問した。 には四九歳から五○歳にかけての一年間、 バヌアツの保険規制・保険監督が国際基準を充足 。また、 勤務し、 オー 保険分野の技術支援を ストラリアのオフショ

11

しているか否かの審査を担当した。

ことをお勧めする。 読者の方が、 初は苦労したが、読みやすい文章がどういう物なのかを学ぶことができた。本稿の ことがなかった。筆者だけではないと思うが、普通に段落を書くと、どうしても CDには、このようなルールはなく、 は各段落 痛感させられた。IMFは、文書作成能力を非常に大切にする組織で、 する際には、各段落のトピック・センテンスをその段落の冒頭に置き、太字にする ことを求められた。IMFの文書は基本的に全てこのスタイルを取っており、 センテンス(各段落のメッセージを纏めた文章)を段落の先頭に置き、太字で示す 「何々だから、こうです」と段落のメッセージは最後に来てしまう。このため、最 IMFでは、OECDで身に付けたはずの文書作成能力では不十分であることを の最初の太字の文章だけ読めば全体を理解できるようになっている。 国際機関への応募書類や就職活動におけるエントリー・シートを作成 トピック・センテンスという言葉すら聞いた トピック・

た人達と出会い、 取得した人はごく普通にいた。彼らの多くはノーベル経済学賞受賞者の弟子や孫弟 員にも大変お世話になった。IMFには一年しかいられなかったが、圧倒的に優れ 接する世界銀行や世界銀行グループの一員である国際金融公社(IFC)の邦人職 ら仕事を始め、 ことができた。 から四時には仕事を終える。 子である。精神的にゆとりがあり親切で魅力的な人が多い。生産性も高く、早朝か IMFには、非常に優秀な同僚が多く、アメリカの一流大学で経済学の博士号を 日中にIMFの本部の中にあるジムを利用したりするが、 文書作成能力の点も含め、自分には何が足りないのかを認識する また、 理事を始めとするIMFの邦人職員、 本部が隣 午後三時

各種資格の取得

計一一の試験があったが、 スト(CFA)の資格取得を目指し、二〇一一年六月に取得した。三つの資格で合 ことにし、二○○八年の年明けから準備を始め、同年六月にCIA、翌年一月にU. て本格的に実力を付けようと、CIAに加えてU.S.CPAの資格取得も目指す 資格を取得することを推奨していた。この際、金融セクター・スペシャリストとし 内部監査を担当することになった。内部監査部では、公認内部監査人(CIA)の ンを大きく超えていた。 CPAを取得した。 本に帰国し、翌年の二○○七年八月に内部監査部に異動し、経理・財務部門 さらに、二○○九年の後半からCFA協会認定証券アナリ 全ての試験を一回で合格し、 いずれのスコアも合格ライ 0

U. S. CPAとCFA取得の最大の副産物が、 ネイティブスピー 力 並みの速読力が身に付いたことである。 英文を読むスピー

場合、英語を読むとなると受験英語の読解力の世界に入り込んでしまい、 るから、工夫が必要である。 文の雑誌を読むことを勧める人もいるが、筆者の場合、制限時間がないと読み込ん ブスピーカーより一割余分に時間を要するとなると、致命的な遅れになる。筆者の が足りなくなってしまう。例えば、制限時間三時間(一八○分)の試験でネイテ か与えられないので、ネイティブスピーカー並みのスピードで読まないと試験時間 CPA CFA でしまうから、うまくいかなかった。人それぞれで何が最適なアプローチかは異な 一杯使い正確に理解することに注力していた。OECDやIMFで働いていた時に この癖から抜け出すことはできなかった。英語の速読力を身に付けるために英 の試験は英語で行われる。ネイティブスピーカーと同じ試験時間

長いのだと実感した。自己研鑽する時間を確保して、オンザジョブトレーニングも では英会話ができなかったことを考えると、社会人生活は学生時代よりもはるかに んな歳になっても英語力は向上するものだと我ながら驚いた。社会人になった時点 筆者がU. 社会人生活を無為に過ごさないことが重要である。 S. **.CPAやCFAを受験したのは五二歳から五五歳であっ**

国連監査部への応募

専門家として売り込んでいたが、保険監督当局での勤務歴がないことも大きなネ 本市場(証券)セクターと異なり、保険セクターはポストそのものの絶対数が限ら クになっていた。 れていた。また、筆者は、OECDでの著作を材料に自らを保険規制・保険監督の -ドルは高かった。金融セクター・スペシャリストと言っても、銀行セクター、 国際機関の金融セクター・スペシャリストの公募状況をチェックしていたが、

国連監査部のことなど考えもしなかった。 監査部の邦人幹部を紹介された。この方に早速、履歴書を送ったところ、 ている」と国連監査部に応募することを勧められた。このお二人の助言がなければ、 行監査部には年長者向けのポストはないが、国連監査部は比較的年長の人も採用し いるのであるから、監査の専門家を目指してはどうか」と助言があり、世界銀行の こうした中、ⅠFCの邦人幹部から二○一一年秋、「会社では監査の仕事をし 「世界銀

国連の公募採用に使用されるインスパイラと呼ばれるウェブサイトに口座を設 所定のフォームに従い履歴書を登録した。 はかなり頻繁に募集されていたが、 任地も国連が平和維持活動を展開しているアフリカや中近東であった **4 などポストのレベルの詳細については第八章を参照願う)。** そのほとんどは国連の平和維持活動の監 当時、監査役のポスト (P-3

筆者は手当たり次第に応募したが、 応募して二、三週間後に「ロー ・スター から充

れるということは理解したが、ロースターに掲載されるためにはどうすればよい スターというのは合格者名簿であり、ロースターに掲載された人が優先的に選抜さ 当」とメールがあり、他の候補者が選ばれたことを知るということが続いた。 かは分からないまま時間が過ぎた。

国連の競争試験

験とU. ど忘れていた。 内があるのか否かは自分の履歴書がどのように評価されるのかに依るし、筆記試験 込めば所定の日時に必ず受験できるが、国連の競争試験の場合には、 はテキストそのものが存在しない。また、U.S.CPAやCFAの場合は、 を何回か繰り返し、合格に必要な知識を蓄積していく。しかし、国連の競争試験で 練習問題を解き、練習問題を解けない場合にはテキストに立ち返るというプロセス CPAやCFAの試験では、予め発表された試験範囲をカバーするテキストを読み 解して応募した。筆記試験の案内が来ることを期待していたが、国連の一般競争試 と P – 4 の募集があった。「これに合格すればロースターに掲載されるのだ」と理 の時期も分からない。 二〇一二年八月になって、「ロースターを作成するための公募」だとして、P-3 CPAやCFAの試験とでは、準備の仕方が大きく異なる。 したがって、試験の準備どころか、 応募したことすらほとん 筆記試験の案 U.

P−4 の筆記試験の案内が来た。 給休暇を二日間取得した。 まで筆記試験を受けることになった。 ク時間の午前九時は日本時間の午後一一時であり、 アドレスに問題を送ればよいのか知らせるように」との趣旨であった。 **-ク時間の午前九時に問題を送るので、受験を希望するのであれば、どのメール・** 翌二〇一三年二月になって P. ြယ いずれも試験時間は三時間であった。ニューヨー の筆記試験の案内が来た。「三日後のニュ 日中仕事をしていては体が持たないので、有 連日、午後一一時から午前二時 翌日には、 一三

はない。 やすい。 保険会社は素材や部品を調達するということもないし、私企業なので競争入札が求 められるわけでもない。また、保険会社の商品は金融商品なので商品や部品の在庫 の箇所を精読しておいた。平和維持活動においては資材の調達や在庫が問題になり 準備をすると言っても限りがあるので、 しかしながら、 筆者は調達と在庫の内部監査は経験したことがなかった。 U.S. CPAのテキストの調達と在庫

平和維持活動における燃料管理(調達、 な事例について、 うやって監査するのか」を示す監査計画を作成するものであった。 の筆記試験は、 「何を監査するのか」「その点をなぜ監査するのか」「その点をど 選択式の問題と記述式の問題が出題され、 輸送、 保管、 配分、 使用) 記述式 に関する具体的 の問題は

この筆記試験においては、 ニュアルをチェックし、不備があれば指摘するように求められた。 ような手続きを取ることを求めているのか」を記述する必要があった。 の点をどうやって監査するのか」に加えて、「その点について、マニュ ュアルが添付されており、 の筆記試験は記述式のみであるが、 「何を監査するのか」「その点をなぜ監査するのか」「そ マニュアルに則して監査計画を作成するものであった。 ある平和維持活動部隊の燃料管理マニ アルはどの さらに、

おいた方が良い スピードが遅く無駄な時間を消費することになるので印刷を諦めざるを得なか き込みたいという衝動に駆られた。しかしながら、自宅の家庭用プリンター 燃料管理マニュアルは三○頁以上もあり、印刷した上で気付きの点を手書きで書 自宅で受験する方は、 自宅のプリンターを使用することになる可能性を考えて ・は印刷

かったが、面接試験の準備をすることにした。 われていた。調達や在庫の準備をしていたこともあり、自分でも満足する出来であ った。面接試験に呼ばれるのか否か、呼ばれるとしたらいつになるのかは分からな いずれの試験も、 具体的な事例に則して「何が問題なのか」を整理する能力 が

題集を数冊買い込み、添付のCDを聴いて問題集を解いていった。「英語のシャ や字幕を追ってしまい耳に神経が行かない。そこで、TOEICのリスニングの問 ーを浴びる」 と称して、帰宅後や休日に数日間連続してCDを集中的に聴くと 自信がなかった。英語 いし、当時の職場では英語に触れる機会が全くなかったので、 帰国子女ではなく一昔も二昔も前の受験英語の世代なのでそもそも耳は良 一ケ月おきに繰り返した。 のニュース番組を見ることも考えたが、 テレビを見ると映像 リスニング能力には

優先順位をどのように調整したのか」 など思い付く限りの質問を洗い出し、 たので、「組織目標の達成に向けて、どのような課題をどのように解決したのか」 ピテンシー(行動特性)を確認するためのコンピテンシー面接を行うと書かれてい 網羅した想定問答集を作った。 国連のウェブサイトに、 面接試験では候補者の な事例を挙げて回答できるようにしておいた。 「同僚との対立をどのように解決したのか」「複数の課題の締め切りが重なった時、 また、面接試験が最大かつ最後の山場と心得て、考えられる限りの質問と回答を コン

時間の午後一○時であった。予定より四○分以上も遅れて自宅に電話があった。先 旨であった。 方がごく簡単に自己紹介をしたが、 時に電話するので、受験を希望するのであれば電話番号を知らせるように」 との 先方の正確な人数も分からなかった。用意しておいたコンピテンシーに関する質問 二〇一三年六月になって、 ニューヨークは夏時間になっていたので、ニューヨーク時間の午前九時は日本 P_3 の面接試験なのか P-4 の面接試験なのかは書かれてい 面接試験の案内が来た。「ニューヨーク時間の午前九 スカイプのような画像がなく音声も不明瞭で、

す」と言われて面接は終わった。 もしれな をされた時には、喜んで早口でしゃべるのではなく、 相手の質問を聴いて回答を考えている時で、画像がないため先方は筆者が消えたか して時間を消化するなど精一杯の工夫をした。先方の質問が理解できないという局 **面はなかったが、** いと思い、 脂汗と冷や汗が噴き出した。 全体としては脂汗と冷や汗の一時間であった。 Are you here?と二度ばかり尋ねられた。 最後に「結果は一ケ月半後にお伝えしま 一言一言噛み締めるように話 慌てて、 一番参ったのは、 Yes! Yes!!

何の連絡もなかったが、 ったのだ」と理解した。 八月になって P-—3 の試験について不合格通知が来た。 落胆したが、 **「より簡単なP−3 が不合格なのだから、** 他の途を探そうと自らの士気を鼓舞した。 P P-の試験については -4 も不合格だ

ロースターに掲載されてから

知った。 4 のロースターに掲載されているので、積極的に応募するように」とのメールが来 二〇一四年二月になって、 インスパイラを確認し、 前月の一月にP-4のロースターに掲載されたことを 内部監視サービス室のニュー ヨークの本部から「P

話し、「ロースターに掲載されれば採用されるのか」と尋ねたところ、 に掲載されても採用に至らないことはよくある」旨、説明された。 勤務先に報告しておくべきか否か迷ったので、外務省国際機関人事センター _ _ _ | ス ター

だったが、ナイロビのポストは自分に回ってくるかもしれない」と思った。 内容はよく分からなかったが応募した。二〇一四年九月中旬にニューヨークのポス 当」というメールが来るということにはならなかった。そのまま九月になり、 らされないので、「ロースターには随分多くの候補者が掲載されていて、P-4 のポ ていたが、筆者は当時、 五八歳になっていた。 ビ(ケニア)のP−4 ポストが公募された。ニューヨークのポストと同様、職務の が最終選考の対象になっていることを強く意識した。二○一四年九月初めにナイロ 容はよく分からなかったが応募した。 トについて「ロースターから充当」というメールが来たが、「ニューヨーク ストに応募しても、自分の番はなかなか回って来ないのではないか」とも思った。 **二○一四年七月初めにニューヨーク本部のP−4 ポストが公募された。 |ぐに定年に達することになる人物を国連が採用するとは思えなかった。国連は二** 一三年、翌年の二〇一四年以降に採用する職員については定年を六五歳に延長し **国連監査部に応募し始めたのは五六歳だったが、ロースターに掲載された時には** 国連の定年は六二歳と理解していたので、採用したところで そのことを知らなかった。また、ロースターの全体像を知 今度は、二、三週間後に「ロースターから充 職務の内

二〇一四年一〇月中旬、 国連監査部のジュネーブに常駐するへ ッドと称する人物

省した。 機関人事センターは、 た時に相手の名前・肩書、 るUNHCR監査サービスのサービス・チーフであることを知ったが、電話を受け た人物は、国連監査部で国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)の監査を担当す 読んでいたことを説明した。 尋ねられたので、 ければ二○一五年一月から移籍可能」と回答した。「フランス語はできるのか」と と意向を確認された上で、「いつから移籍することができるのか」を問われた。 のメールが届いたが、受け入れの準備をする国連ナイロビ事務局の人事部の手続き 年は六五歳であることを知らされた。ニューヨークの本部からも正式に採用する旨 関人事センターにも信じて貰えた。また、同センターの職員から、 が横行しているとして、懐疑的な見方を示された。後に、 年強しかいられないが、それでも良いか」と問われたので、 から自宅に国際電話があった。 下さった。 は円滑とは言えず、二○一五年二月一日付けで移籍することになった。外務省国際 外務省国際機関人事センターにこの旨を報告したが、国連の採用を巡る詐欺事件 その後、インスパイラの表示が「選抜された (selected)」になり、 「読むことはできる」と回答し、 在ケニア日本大使館宛に、 筆者の将来の仕事の内容を確認すべきであったと深く反 「ナイロビに来て貰っても、定年が六二歳なので、 「ナイロビのポストに依然として関心があるのか」 筆者が赴任する旨、 OECDの本部でフランス語を 筆者の所に電話をしてき 問題ない旨、 筆者の場合、 公電を打って 国際機

をすれば評価されるとの確信があった。 する」旨、宣言した。国際機関における過去の経験から、 長年勤めた保険会社を退職するに際して、「国連では日本人らしい丁寧な仕事を 日本人らしい丁寧な仕事

筆者を選択した理由について、一.ロースターに掲載された候補者の中でスコアが 国連監査部 抜群に高く、我々が学ぶべきものがあると考えた、二. 後日、UNHCR監査サービスのサービス・チーフから、 の総勢約二百名の中で日本人は二人しかいなかった、旨の説明を受けた。 フランス語を理解する、 ロースター から高齢

世界銀行の短期コンサルタント

務の存在は指摘されていたが、筆者のレポー 採用が決まるまで三年に及ぶ長丁場になった。この間、世界銀行の短期コンサルタ 値を算定し、 依頼を受けた。二〇一三年三月からカンボジア政府の電力分野における保証債務 ントを二回務めた。 「債務の持続可能性分析」(Debt Sustainability Analysis) の中でも同政府の保証債 (contingent liability)を評価し、その管理方法を提言した。 国連監査部 その総額を定量的に評価した。 の競争試験は、二〇一一年秋に履歴書を登録してから二〇一四年秋に 一回目は、 公募手続きはなく、 カンボジアには三回出張した。 トは初めて同政府の保証債務の現在価 世界銀行の邦人職員から直接、 IMF・世界銀行の 二回目

保険法改正に関する技術支援を行った。 の短期コンサルタントは、 公募に応募して、二○一四年二月からパキスタン政府の

ない。二、たまに公募があっても、その職務内容が筆者には不向きであることも多 提示を受けた。しかし、 なければならない。立派な企画書を作成するには時間を要するし、 職務内容が筆者に適するものである場合も企画書を作成し、公募手続きを勝ち抜か であったり、法案を起草できるレベルのフランス語の能力を求められたりする。三. ゃダメ」であり、 い。例えば、農業保険という我が国では全く扱われていない商品に関する技術支援 から不可能であった。一.特に保険分野では、短期コンサルタントの公募自体余り 筆者の場合、世界銀行の短期コンサルタントの報酬としては上限の日額千ドル 審査の結果が一位でなければその努力は全くの徒労に終わる。 短期コンサルタントの仕事を繰り返し行うことは次の理由 「一番じゃなき

内部監視サービス室

あり、その任務は、 源や職員に関する監視責任を果たすことを助けることにある。 と記載されている。 「事務局」の欄の中、 次頁に外務省のウェブサイトに掲載されている国連の機構図を転載した。右端 直訳すると「内部監視サービス室」となる。 監査、 OIOSは、Office of Internal Oversight Services の頭文字 「事務総長室(OSG)」の次に「内部監査部(OIOS)」 査閲・評価、 捜査を実施して、 OIOSは国連の内部監視機構で 事務総長が国連の経営資

の三つの部がある。 IOSを内部監視サービス室と訳す。 (Inspection and Evaluation Division) **OSを「内部監査部」と訳すことは不適切である。** OIOSには「内部監査部」(Internal Audit Division)、「査閲・評価部 と翻訳すると、 「内部監査部」以外の二つの部の存在が消し去られるので、 筆者は「内部監査部」に所属していた。OIOSを「内部監査 「捜査部」 (Investigations Division) 従って、 本稿においては、

Internal Audit Division を監査部と訳す。 なども監査している。 また、「内部監査部」で監査を担当する職員の肩書はAuditor 実際には、事務局の外に位置する平和維持活動、 「内部監査部」が事務局内の部局のみを監査しているのであれば「内部」で良いが、 また、「内部監査部」(Internal Audit Division)という名称自体も誤解を招く。 であり Internal Auditor(内部監査役) 地域委員会、計画・基金、研究所 ではない。 そこで本稿では

内部監視サービス室の三つの部の役割

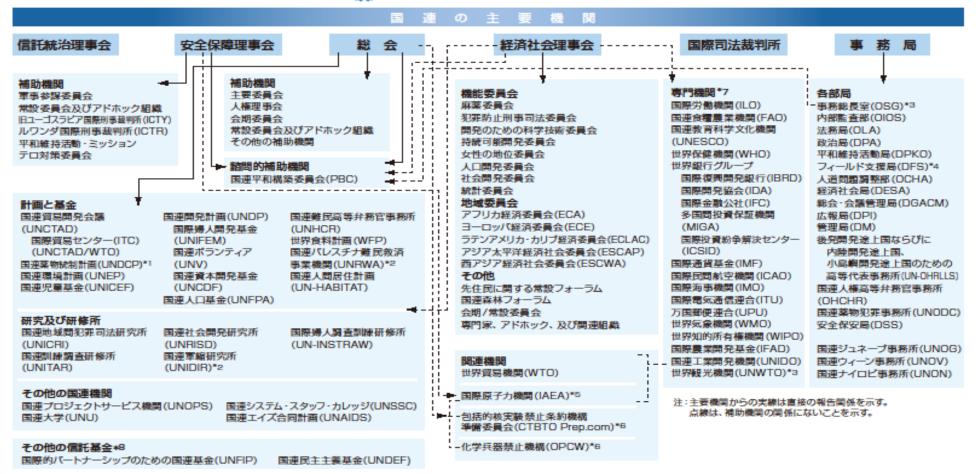
内部監視サービス室に属する三つの部の役割は、 次のとおりである。

立した客観的なアシュアランス及び助言活動を行い、ガバナンス、リスク管理、 プローチをもたらすことによって、 コントロール 査部: (統制) 国連の運営に価値を付加 のプロセスの有効性を評価・改善する体系的で規律あるア 国連がその目的を達成することを助ける。 し国連の運営を改善するために行われる独

学習・適合することを可能にし、 を果たすために、 査閲・評価部: 国連の作業に関する独立した評価を行う。 国連がより良い結果をもたらすことを助け、 国連の活動や経営資源に関する公的な説明責任 国連の管理者が

などの不祥事の捜査をすることによって、 捜査部: 組織内の透明性や説明責任を促進するために、 国連の人的・金銭的資源を守る。 詐欺、

■ 国際連合機構図



1. 国連業機械制計画(UNDCP)は国連業物犯罪事務所 (UNDC)の一部である。 2.UNFWA及びUNIDIRは総合に対してのも報告する。 3.国連倫理事務所 (The United Nations Ethics Office)、国連オンプズマン事務所 (the United Nations Ombudsman's Office)、情報技術担当チーフオフィサー (the Chief Information Technology Officer)は、事務総長に直接報告する。 4.特別な場合、フィールで支援担事務次長は平和維持活動担当事務次長は平和維持活動担当事務次長は平和維持活動担当事務次長は下和維持活動という。 5.国際原子力機関(MEA)は、安全保障理事会と総合に報告する。 5.国際原子力機関(MEA)は、安全保障理事会と総合に報告する。 6.国際原子力機関(MEA)は、安全保障理事会と総合に報告する。 6.国際原子力機関は、政府関レベルでは、政府関レベルでは、主要執用関レベルでは、主要執用関レベルでは、主要執用関レベルでは、主要執用関レベルでは、主要執用関レベルでは、主要執用関レベルでは、Ethics Executives Board for coordination = CEB)を通して、国連や専門機関とともに活動する自治機関である。 8.国際的バートナーラップのための国連基金(UNFIP)は国事務総長の主導の下にある場所が表もの場合である。

されるが、 「内部監査」 (Internal Audit) と「捜査」 (Investigations) 大きく異なる。 は、 往々にして混同

ある。 祥事には、横領、 疑いのある事案について職員の責任の有無・程度を議論する。捜査の対象となる不 なども含まれる。捜査の結果によっては、不祥事を働いた職員が解雇されることも 査」は組織に着眼し、 (統制) 「内部監査」は、 のプロセスを精査し、 詐欺、 監査対象となる組織のガバナンス、リスク管理、 職員の責任を議論しない。これに対し、 収賄にとどまらず、セクハラや性的搾取・濫用、 組織としての弱みを発見し、 改善を促す。 「捜査」は不祥事の コン パワハラ } 「内部監 口

場合があるが、「内部監査」ではこのようなことはない。また、 スマートフォンを取り上げ、その交信記録を調べたりするが、 のような手法は用いない。 **「捜査」では捜査対象の職員の出勤を停止させ他の職員と接触することを禁止する** 「内部監査」と「捜査」 とでは、 手法の点においても、 大きく異なる。 「内部監査」ではそ 「捜査」では職員の

提供のほかに、 た文書を捜査部に送り、 監査部が不祥事の疑いがある事案を発見した場合には、事実関係や所見を記録し 内部告発や被害者からの通報などがある。 捜査を促す。 捜査部の情報源としては、 監査部からの情報

NHCRの捜査部に捜査を促した。 NHCRには独自の捜査部があるので、 筆者も、UNHCRの職員の不正を疑わざるを得ない事案に何回か遭遇した。 内部監視サービス室の捜査部ではなく、

監査部

General)' 以外の職員は、国連の地域委員会、計画・基金、研究所などの監査に従事している。 南スーダンなどに国連が展開する平和維持活動部隊の中にオフィスを有する。 が国連の平和維持活動の監査に従事し、 監査部には、 の監査に従事している。 などポストのレベルの詳細については第八章を参照願う)。 の組織として最大の監査対象はUNHCRであり、約二五名の職員がUNHC 「事務次長補」(Assistant Secretary General) の指揮命令に服する。 内部監視サービス室全体を担当する「事務次長」 (Under-Secretary-D--2 レベルの「部長」(Director) 以下、 中央アフリカ共和国、 約二百名が所属する そのうち、 コンゴ民主共和国、 Ð

Headquarters Audit Section) Rフィールド監査課(アフリカ)」 (UNHCR Field Audit Section (Africa)) と「U NHCRフィ 合計三つの課 (UNHCR Audit Service) ベルの U N H Н C R C R 「サービス・チーフ」(Service Chief) である。 0 ールド監査課 の監査に従事する約二五名の職員は「UNHCR監査サービス」 (Section) の監査を担当する がある。 (その他)」 (UNHCR Field Audit Section (Other)) に属する。UNHCR監査サービスのヘッドは D-難民支援活動の現場の監査を担当する 「UNHCR本部監査課」 サービス・チーフの下、 (UNHCR U N H C

年二月から二〇一七年一二月の間はUNHCRフィールド監査課(アフリカ) に所 属してナイロビに常駐し、二〇一八年一月以降はUNHCRフィ 担当地域は「サブサハラ 難民支援活動の現場の監査のうち、 (その他)の担当地域は「サブサハラ以外の全て」である。筆者は、 に所属してアンマン(ヨルダン)に常駐した。 (北アフリカ以外のアフリカ)」、 UNHCRフィ ルド監査課 **UNHCRフィー** ールド監査課 (アフリカ) の

難民支援活動の現場の監査

監査に参加する。 チーフを務める。 監査チームのチーフは、各々の監査の計画(Planning)から報告 (Reporting) までの全てのプロセスを担うので、 **難民支援活動の現場の監査を担当する「監査役」(Auditor) は毎年、三、** 一つの監査を二名から四名で担当し、 かなりの労力を要する。 通常P-─4 が監査チ 四件

救援物資を保管する倉庫や、 難民支援活動の現場により近いサブ・オフィスやフィ つの国を二、三週間訪問し、 難民支援活動の現場の監査は、 難民キャンプなどプロジェクトの現場も訪問する。 カントリー・オフィス UNHCRの各国の現地事務所を訪問して行う。 (通常は首都にある) に ールド・オフィスも訪問する。

要なパートナー をより良く理解し、 を精査する。 プロジェクトの 政府機関、 また、UNHCRの活動の多くはUNHCRがパートナーとして起用している非 政府機関、 説明を受けるほか、 を訪問する。 現地事務所によるパートナー 他の国連機関などを通して行われるので、 パ 調達に関するファ の事務所では、 の管理の質を評価するために、 イ 当該パートナー ルや経費の支払済一件書類 現地事務所の活動 が担当する

監査の計画

監査 0 計 画 (Planning) の段階では、 U N Η C R の現地事務所に提出を依頼

用意してくれる現地事務所に関する資料を精査する。 した書類や、ジュネーブに常駐しているUNHCR監査サービスのアシスタントが

域に分類している。書類や資料を精査して、活動領域ごとのリスクの軽重を、 ミディアム、 以下の表が示すとおり、UNHCR監査サービスはU ローにランク付けしていく。 NHCRの活動を三二の領

表:UNHCRの活動の記述

- B1. 統制環境 (Control environment)
- B2. 内部の調整(Internal coordination)
- 3 計画と資源配分 (Planning and resource allocation)
- 4 プログラムのモニタリングと報告(Programme monitoring and reporting)
- ロ5. パートナーの管理(Partnership management)
- 国連機関相互間の調整(Inter-agency and partner coordination)
- ドナー対応と広報(External relations and public information)
- 8 緊急事態に対する準備と対応(Emergency preparedness and response)
- в 9 · 経理 (Financial tracking and reporting)
- B 10 · 人事(Human resources)
- セキュリティと職員の安全 (Security and staff safety)
- 調達とサプライヤーの管理 (Procurement and vendor management)
- B 13 · 資産管理 (Asset management)
- サプライチェーンのロジスティクス (Supply chain logistics)
- 15 情報通信技術 (Information and communication technology)
- エンタープライズ・リスクマネジメント (Enterprise Risk Management)
- ${\tt documentation}$) 公正な保護手続きと市民登録文書 (Fairprotection process and
- 2 暴力・搾取からのセキュリティ(Security from violence and exploitation)
- C3. 住居と居住区(Shelter and settlement)
- € 4. 建設活動(Construction activities)
- し 5 . 教育 (Education)
- ∪ 6.保健 (Health)
- C 7 . 救援物資の配布(NFI distribution)
- C8. 現金給付(Cash based interventions)
- じゅ・上下水 (WASH)
- ${
 m needs}$) 10 特定のニーズのある人々に対する対応 (Services for persons with specific

- C 11 ・ 難民キャンプの運営(Camp management)
- C 12 · 自立支援 (Livelihoods and self-reliance)
- Mass \mathbf{C} 13 information) 難民・国内避難民とのコミュニケーション (Communication with POCs/
- 14 地元民への対応 (Community based approach and community services)
- C 15 · 恒久的な解決 (Durable solutions)
- $\operatorname{Government}$ relations) 良好な保護環境と政府との関係 (Favourable protection environment and

制の不備」(control weakness) を発見していく。 ることが通常であり、照会事項ごとに「Audit Inquiry No.1」「Audit Inquiry No.2 」 と番号を付け進捗状況を管理していた。こうした作業を通して、現地事務所の「統 一つ潰していく。筆者の場合、こうした照会事項は二○項目から二五項目程度にな 書類や資料を精査 そうした場合には、 それに対する回答や追加資料をさらに精査するという形で、 していると、疑問点が出て来たり、追加資料が必要になっ 現地事務所に対して説明や追加資料を求める照会メ 疑問点を一つ ŋ

スクと評価された五から八程度の活動領域を監査対象とする。 クが現実化した場合の影響力(impact)に照らして評価する。 活動領域のリスクの軽重は、 予算配分なども勘案して、 既に発見した統制の不備の程度、 リスクが現実化する蓋然性 (likelihood) 基本的に、 現地事務所の活動 ハ 1

査の中で議論することもできる。 **う趣旨ではない。** イヤーの管理」の監査の中で議論することもできる。 UNHCRがその建設活動を直接発注しているのであれば、 しかしながら、 が発注した建設活動に関するものであれば、「B5・ 例えば、「C 4 · これはミディアム・リスクと評価した活動領域は監査しない 建設活動」に関する統制の不備を発見した場合、 また、 Б 12 ートナー 統制の不備が、 調達とサプラ ・の管理」 の監

議論するケースもある。 として議論することはよくある。 ムのモニタリングと報告」を統合して「プログラムの計画・モニタリング・報告」 さらに、複数の活動領域が密接に関連している場合、複数 例えば、「B3 計画と資源配分」と「B4・ の活動領域を統合して プログラ

とは言えない統制の不備が例外なく発見されたからである。 は圧倒的に多くの予算が配分され、また、 クト予算のうち、 Б 5 筆者は国連監査部に在籍した五年八ケ月の間に、 ートナーの管理」「B 12 ・ 調達とサプライヤーの管理」 イ・リスクと評価し監査対象とした。これは、 通常五割から八割程度はパー 事前の書類や資料 トナーによって実施されてい __ 四の監査でチーフを務めたが この二つの活動領域に 現地事務所のプロジェ の精査の段階で、 の二つの活動 ので、

軽微とは言えない統制の不備は例外なく発見される。 また、UNHCRの本部も「パートナーの管理」「調達とサプライヤーの管理」の 両者については詳細なルール(つまり、 「パートナーの管理」をハイ ・リスクと評価しないということは通常有り得ない。 コントロール (統制))を設けているので、

リスク・コントロール・マトリックス

活動の残余 なコントロール Control Matrix)と呼ばれる一覧表に以下のように記録していく。 ミディアム、 然性(likelihood)とリスクが現実化した場合の影響力(impact)に照らし、 UNHCRのコントロールは有効に機能しているか、六.現地事務所における当該 NHCRのコントロー はどのようなリスクがあるか、二.そのリスクを防止・軽減するために、どのよう ルル 活動領域ごとのリスク評価は、「リスク・コントロー どのようなコントロールを設けているか、 **、が機能していない場合はそもそものリスク)の程度は、リスクが現実化する蓋** のリスク(コントロールが機能している場合は残りのリスク、コントロ ローのうちのどれに該当するか、 (統制)が必要と思われるか、 ルは適切であるか、五・ \equiv 七.どのような監査テストを行うの 四 UNHCRの現地事務所において、 その活動のリスクに鑑みて、 その活動について、UNHCR ル・マトリックス」(Risk 一.当該活動に

見された統制の不備) 務所の特性を勘案する五. の中に網羅的に記載された監査テストの中から、 **UNHCR監査サービスでは三二の活動領域の全てについて一.から七.** から四.と七.を記載した雛形を用意しているので、実際の作業は主に現地事 に関連するものを選択し、 から七.に限られる。 現地事務所の特性 このうち、七・ 適宜修正を加える。 については、 のうち、

監査の報告

Report)を発行する。 Results)、「ドラフト・レポート」 (Draft Report) をもつが、 所のシニア・マネジメントと監査結果を議論する Exit Debriefing リーフィング・ノーツ」(Exit Debriefing Notes) 監査結果詳細を作成するためには、 監査 「報告」(Reporting)については、 その際に先方に交付する文書)、 つまり、 一件の監査ごとに四種類のレポートを作成する。 エグジット・デブリーフィング・ノーツに対 国連監査部では、 「監査結果詳細」 (現地出張の最終日に、 を経て、「最終報告書」(Final 「エグジット・ (Detailed Audit と呼 ばれる会合 現地事務

する現地事務所のコメントに対応し、

セクション・チーフやサービス・チー

フの審

査を経る必要がある。

て、 査をクリアする必要がある。 ン・チーフやサービス・チーフに加えて、ニューヨークにいる部長や事務次長の審 また、ドラフト・レポートや最終報告書を作成するためには、現地事務所に加え UNHCRの本部の地域統括局のコメントに対応する必要があるし、セクショ

など、対応に苦慮することになる。 なくなるという事態を避けるように留意していた。出張中は目の前の監査で精一杯 ある国に出張している最中に以前の監査に関するコメントに対応しなければなら 監査チームのチーフを務め、常に二、三件のペンディングを抱えていた。この 最終報告書を発行するまでの労力はかなりのものである。筆者は、ほぼ毎四半期、 以前の監査に関するコメントを受け取ると、 出張先のホテルで休日を潰す

告書を出すことを目標にしていた。 監査部では現地事務所訪問の概ね一ケ月前 を出状するが、 監査実施通知を出状した日から八ケ月以内に最終報 に「監査実施通知」 (Audit

(findings) 最終報告書の発行から三〇日後に、内部監視サービス室は最終報告書をウェ トに掲載し公表する。 については、 次章において紹介する。 筆者が関与した一七 の監査における主な発見事項 ブサ

コラム:国連機関ではない主要な国際機関

Development Bank:ADB)では多くの邦人職員が活躍している。 国連機関ではないものもある。中でも、 前掲の国連の機構図は国連の主要機関を示しているが、主要な国際機関の中には OECDとアジア開発銀行 (Asian

特にUNHCRとIOMの協調・協働が求められるようになったためである。 ラの例に見られるように、国際社会が難民と移民とに包括的に対応する必要が生じ 要な国際機関であるが、長らく国連機関ではなかった。しかしながら、 Mにおいても、 ○一六年九月に国連機関になった。難民と移民の区別は明瞭ではないし、ベネズエ 国際移住機関 多くの邦人職員が活躍している。 $(International\ Organization\ for\ Migration: \ LOM)$ 同機関は二

O E C D

復興の努力を調整するために、 に発展的に改組されたものである。OEECは、 (Organisation for European Economic Co-operation:OEEC) が一九六一年 OECD は **「先進国クラブ」として知られるが、前身である欧州経済協力機構** パリを本部に一九四八年に設立された。 マーシャル・プランの下での

O E C D の原加盟国はOEECに加盟していた以下の二○ケ国である。 オー スト

リア、 イン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス、 ルランド、イタリア、 ベルギー、デンマーク、フランス、ドイツ、 ルクセンブルク、オランダ、 ギリシャ、アイスランド、 ノルウェー、ポルトガル、 アメリカ、カナダ。 スペ

上一九九六年)、スロバキア(二○○○年)、チリ、スロベニア、イスラエル、エス メキシコ(一九九四年)、チェコ(一九九五年)、ハンガリー、ポーランド、韓国(以 コロンビア (二〇二〇年)、コスタリカ (二〇二一年)。 トニア(以上二○一○年)、ラトビア(三○一六年)、リトアニア(三○一八年)、 (一九六九年)、オーストラリア (一九七一年)、ニュージーランド (一九七三年)、 我が国は一九六四年に、原加盟国以外、非欧米諸国として初めての加盟国になっ その後、以下の国々が加盟し、現在の加盟国は三八ケ国である。 フィンランド

をきちんと楽しむ職場文化がある。また、地の利を生かして美術館、オペラ、ワイ 政策提言を実行に移す側面を重視し、「シンク・ドゥー・タンク」と自称している。 発、五.ガバナンス、六.非加盟国協力、などの分野に注力している。最近では. あり、経済・社会の幅広い分野において多岐にわたる活動を行い、 員間の交流も活発である。 務省など様々な省庁、民間の業務団体などが職員を派遣している。こうした邦 政策・分析、二.規制制度・構造改革、三.貿易・投資、 ンなどを楽しむことができる。 筆者はパリの本部で六年間勤務したが、フランスの多くの職場のようにバカンス OECDは、一,九○○名を超える専門家を抱える世界最大のシンク・タンクで 我が国では、 財務省、国税庁、 OECDは経済・社会の幅広い分野をカバーしてい 経済産業省、 国土交通省、 四.環境・持続可能な開 特に、一・ 厚生労働省、法

A D B

盟国の経済発展に貢献することを目的として一九六六年に設立された国際開発金 融機関である。本部はマニラ(フィリピン)にある。 D B は、 アジア・太平洋における経済成長及び経済協力を助長し、 開発途上加

家族的な温かい雰囲気がする職場であり、 邦人職員も多い。 我が国はアメリカと並ぶ最大の出資国であり、歴代の総裁も全て日本人である。 筆者も数度訪問したことがあるが、職員にアジア出身者が多く、 日本人には馴染みやすい。

求められる専門性は広範囲に及ぶ。 Development Bank:AfDB)、米州開発銀行(Inter-American Development Reconstruction and Development:EBRD)、アフリカ開発銀行(African 国に定期的に採用ミッションを派遣している。 世界銀行は国連機関であるが、ADB、 IADB)は国連機関ではない。 世界銀行、 いずれの国際開発金融機関においても、 欧州復興開発銀行(European Bank for A D B E B R D AfDBは我が

監査における発見事項(findings)のうち主なものを紹介する。 査部の業務やUNHCRの活動に具体的なイメージを持って頂くために、これらの の監査もUNHCRの現地事務所を対象とした。この章においては、 筆者は国連監査部に在籍した五年八ケ月の間に、 一七の監査に関与した。 読者に国連監 いずれ

と職員の安全」に関する記述は控える。 害が及ぶ可能性があるためである。 ティと職員の安全」に関する詳細や不備を公開すると、監査対象の機関や職員に危 キュリティと職員の安全」に関する記述については公開を控えている。 全て公表されている。しかしながら、内部監視サービス室は、最終報告書の中の「セ これらの監査の最終報告書は、内部監視サービス室のウェブサイトにおい したがって、本稿においても、 「セキュリティ 「セキュリ て既に

イエメン、 の現地事務所に係るものであるのかは、あまり意味がないので、本稿においては記 いては、監査チームのメンバーとして監査に関与した。しかし、発見事項がどの国 ルワンダ、ブルンジ、ソマリア、ジンバブエ、コンゴ共和国、 筆者が監査チームのチーフを務めたのは、エジプト、ニジェ また、中央アフリカ共和国、タンザニア、ザンビアの三ケ国の現地事務所につ コロンビア、 ギリシャ、コスタリカの一四ケ国の現地事務所の監査であ リビア、 ル、ナイジ ウクライナ、 エ リア、

計画と資源配分

戦略的優先事項と予算配分が整合性を欠く:

計画は何らの説明もしていなかった。 略的優先事項としているにもかかわらず予算配分が少ない点について、両年の事業 四%)二〇一六年は一五三,〇一四ドル(同年のプロジェクト予算全体の一・五%) 援を戦略的優先事項としていた。しかしながら、 に過ぎず、戦略的優先事項と予算配分が整合性を欠いていた。また、 ○一五年は三八,四四七ドル(当該現地事務所の同年のプロジェクト予算全体の○. ある現地事務所の二〇一五年、二〇一六年の事業計画はいずれも、難民の自立支 自立支援に対する予算配分は、二 自立支援を戦

事業計画を策定するに際して、 難民や国内避難民のニーズを確認していない

Internally Displaced Persons: HDP s) 民や国内避難民(国境を越えられないために難民になることができない避難民。 NHCRのプログラム・マニュアルは、 と面談して彼らのニーズを確認するこ 毎年の事業計画を策定するに際して難

宅の建築資材を不必要であるにもかかわらず購入するという結果を招いた。 **国内避難民のニーズを一度も確認しなかった。このため、二.九百万ドルの簡易住** しかしながら、ある現地事務所は監査対象期間である一年五ケ月の間に、難民や

プログラムのモニタリングと報告

ロジェクトの達成状況が一切検証されておらず、報告も不十分である:

況が正確であることは非常に重要である。 インディケーター・レポートはドナーにも開示されるので、報告されている達成状 達成状況を検証していなかった。また、二〇一七年のキー・インディケーター・レ パフォーマンス・インディケーターの達成状況が一切含まれていなかった。 ても見られた。 ある現地事務所は、 (Key Indicator Report) と呼ばれる報告書には、年央と年末に報告すべき パートナーによって実施されたものも含め、プロジェ なお、こうした例は他の現地事務所にお

報告された達成状況が非現実的である:

の指標として選択した。 の難民のうち、過去一二ケ月以上の間、事業を営んでいた人数の割合」を達成 ある現地事務所は、 難民の自立支援を戦略的優先事項とし、「一八歳から五九歳

見られた。 これらの数値は非現実的である。 二〇一六年年央=一〇〇・〇%とされていた。 九歳の難民のうち、過去一二ケ月以上の間、事業を営んでいた人数の割合」は、二 ○一四年年末=三六.三%、二○一五年年央=○.○%、二○一五年年末=○. この現地事務所のキー・インディケーター・レポー なお、こうした例は他の現地事務所の報告書にも しかし、達成状況として報告された トによれば、「一八歳から五

プログラムの計画・モニタリング・報告

の職員から構成されるマルチファンクショナル・チームを活用 て

グラム、 現地事務所におけるプログラムの計画・モニタリング・報告に、複数の部門(プロ ァンクショナル・チーム (multi-functional team) を活用することを求めている。 プログラム・マニュアルは、現地事務所の職員の多様な専門性を活用するために、 かしながら、 プロテクション、管理、 ある現地事務所のマルチファンクショナル・チームには、P-経理、 調達など)の職員から構成されるマルチフ

ず、 た(P —5 などポストのレベルの詳細については第八章を参照願う)。 ベルのプロテクション担当の代表補(Assistant Representative)が含まれ 本人の「参加したい」との意向にもかかわらず除外した理由も説明されなかっ ておら

ショナル・チームの会合は一回開かれたにすぎなかった。この現地事務所でマルチ ファンクショナル・チームが活用されなかったことは、特にパートナーの管理 いた。 監査対象期間である一年五ケ月の間に、当該現地事務所のマルチファ 一の不 ン

現地事務所のプロジェクトが現地政府の情報に完全に依存してい

認しなかった。 **うしたニーズが本当にあるのか、医薬品は本当に国内避難民に配布されたのかを確** に応えるためであるとして保健省に寄付した。しかしながら、この現地事務所はこ ある現地事務所は、二〇一七年に一・七百万ドルの医薬品を国内避難民のニー

agreement) と呼ばれる合意文書がなく、 当局は当該現地事務所の存在や任務を承 認していない。このことを考えると、現地政府の情報に完全に依存することはリス クが大きい。 この現地事務所と現地政府との間には通常あるべき受入国協定(host country

採らなかった: 為替の公的レートと市場レ ートに相違があることによるリスクを軽減する措置を

おり、UNHCRは公的レートの使用が義務付けられていた。 的レートは概ねドル:現地通貨=一:一.四と五倍程度も現地通貨高に設定され ある国においては、市場レートは概ねドル:現地通貨=一:七であるところ、

採っていれば、支出を大幅に軽減することができた可能性がある。 なかった。現地事務所がUNHCR本部と対応を協議し、リスクを軽減する措置を 担当部署と対応を協議せず、為替レートの相違によるリスクを軽減する措置を採ら らませる事例もあったが、現地事務所はUNHCR本部の地域統括局や経理や調達 市場レートと公的レートの相違はこの国の現地事務所の予算や支出を五倍に

られているので、この調達は九,二八五ドル(一台一,一六○ドル)ではなく四七, ていれば、国内に持ち込む費用を勘案しても、 ○六七ドル(一台五,八八三ドル)を要した。現地事務所がラップトップを国外で ○○○単位で購入するように委託した。現地事務所は公的レートの使用を義務付け (例えば、UNHCR本部の調達担当部署を経由して)調達しパートナーに支給し 例えば、この現地事務所は地元のパートナーにラップトップ八台を現地通貨六五 また、この現地事務所は地元の業者に価格をドル建てのみで表示するように依頼 監査期間である一年五ケ月の間に一四・ 四百万ドルを支払った。ドル建ての表 著しく廉価な調達が可能であった。

このため、業者は物品やサービスの価格を操作することができた。 ているのか、 示しかないので、現地事務所は、 また、現地通貨での価格はいくらなのかを知ることができなかった。 業者が公的レートと市場レートのいずれを使用し

たし、少なくとも提示された価格の合理性を検証するために市場調査をすることが てドルやユーロを支払わなければならない旨、 できた。さらに、 所は、輸入品を地元の業者から調達するのではなく、 のサービスの調達についてもドル建てで支払っていた。 この現地事務所は、為替レートの変動が激しいため、地元の業者は輸入品に対 現地事務所は、 輸入品の調達ではなく、 説明した。 自ら直接輸入することが しかしながら。 警備や清掃などの現地で 現地事務

パートナーの管理

ハートナーの選任手続きに不備がある:

は拒絶する。 者のリストを作成する。五. 所のパートナーになることを志願するNPOは企画書(Concept Note) に推薦を行う。六. する。二.現地事務所は関心表明(Expression of Interest)を募る。三: トナー管理委員会 (Implementing Partnership Management Committee) を設立 ップを経る旨を定めている。一.現地事務所の代表は事務所内の職員から成るパ 四 ートナーの選任について、UNHCRの細則(Guidance Note)は、 パートナー管理委員会の事務局は、 現地事務所の代表はパートナー管理委員会の推薦を受諾ある パートナー管理委員会は審査の上、現地事務所の代表 応募者からの提出書類を確認し、 を提出す 現地事務 次のステ

明記して手続きを免除する旨の申請を行う必要がある。 手続きを経ることができない場合、現地事務所はUNHCR本部のパートナー管理 サービス 現地における緊急事態、 (Implementing Partnership Management Servive) 以対しい、 非常事態、 セキュリティなどによる制約のために上記 理由を

関心表明の募集を限られた数のNPOにしか送らなかった。また、評価のために使 承認を求める手続きを怠った。 任に関し企画書の提出を免除したが、 かった応募者は記載されていなかった。また、 用する対比表には選任された応募者二団体が掲載されているにすぎず、選任されな しかしながら、ある現地事務所は、二〇一五年の新しいパートナーの選任に関し、 UNHCR本部のパートナー 現地事務所は、 別のパートナーの選 管理サー ・ビスの

続きを採った。関心表明の募集がいくつのNPOに送付されたのかを示す証跡は存 と協議せずに、 この現地事務所は二〇一六年のプロジェクトについて、パー 評価のために使用する対比表も作成されなかった。 標準的な手続きとは異なる「合格者名簿制度」に類似した独特な手 現地事務所の トナー管理サー パ ビス

書は見当たらなかった。 何故これらの一〇団体が起用され、残りの七団体は起用されなかったのかを示す文 た。このうち、既存のパートナー六団体と新規応募者四団体が実際に起用されたが、 の新規応募者八団体は選任要件を充足するとし、計一七団体を合格者名簿に記載し ―管理委員会は二○一五年一二月一一日の会合で、既存のパートナー九団体と全て

れた・ パートナー の選任手続きを免除する申請がパートナーとの契約書の締結後になさ

パートナー管理サービスに対して手続きを免除する旨の申請を行った。 - 六団体の追加に関して、非常事態であり選任手続きを経ることができないとして、 ある現地事務所は、二○一四年一○月、非常事態に対する対応のため のパ

とを認めなかった。それにもかかわらず、この現地事務所はプロジェクトを継続し した後になされた。このため、パートナー管理サービスは選任手続きを免除するこ プ・アグリーメント(Project Partnership Agreement)と呼ばれる契約書を調印 しかし、この申請は、 現地事務所がパートナーとプロジェクト・パートナー

パートナーを留任させる際に必要な書面審査が行われていなかった

前に、プログラム部門が、一・現地事務所にとってパートナーの留任が必要である 査 (Desk Review) することを求めている。 ジェクト・パートナーシップ・アグリーメントと呼ばれる契約書を締結するよりも か否か、二.パートナーの一年目のパフォーマンスが適切であるか否か、 ートナーの選任は二年ごとに行われるが、UNHCRの細則は、二年目 を書面審 「のプロ

事務所では、 しかし、この晝面審査が行われない例が往々にして見られた。例えば、 書面審査をせずに、 パートナー三団体を留任させた。

メントと呼ばれる契約書には、プロジェクトの内容を記載した文書を添付すること が求められる。 パートナーとの契約書にプロジェクトの内容を記述した文書が添付されていない: 現地事務所がパートナーと締結するプロジェクト・パートナーシップ・アグリー

ち七件には、 しかしながら、ある現地事務所が二〇一八年にパートナーと締結した契約書のう プロジェクトの内容を記載した文書が添付されていなかった。

ハートナーとの契約書の調印が遅い:

メントと呼ばれる契約書は通常一月一日が開始日とされており、前年の一二月中に 現地事務所がパー トナーと締結するプロジェクト ・パートナー シップ・アグリー

32

調印することが求められる。

は二〇一五年二月、三件は同年三月に調印された。 善したが、開始日が二○一五年一月一日とされている一八件の契約書のうち、 との契約書には、前年の一二月中に調印されたものは一件もなかった。プロジェク 一四年三月、五件は同年四月、一件は同年六月に調印された。二〇一五年は幾分改 トの開始日が二〇一四年一月一日とされている一二件の契約書のうち、四件は二〇 しかしながら、ある現地事務所が二〇一四年と二〇一五年に調印したパート

こうした例は他の現地事務所においても往々にして見られた。 パートナーとの契約書の調印の遅れはプロジェクトの実施の遅れを招く。 なお、

ナ ーや他の国際機関に支払う本部管理費が過大あるいは過少である

を支払うこととされている。 には、一定の計算式に従い、 現地事務所が国際的なNPOや他の 本部管理費(Project Headquarters Support Costs) 国際機関をパートナーとして起用する場合

過少払いがあった。 ○一五年には、五件、計二○,九六五ドルの過払いと六件、 しかしながら、 ある現地事務所においては、本部管理費の計算に誤りがあり、 なお、こうした例は他の現地事務所においても見られた。 計四三,七二七ドルの

トナーとの契約書に予算として不必要な費用が計上されていた:

シップ・アグリーメントと呼ばれる契約書の予算には、 ○○○ドルが含まれていた。 ある現地事務所が二〇一八年にパートナーと締結したプロジェクト・パート 不必要な銀行手数料二七,

トナーに調達を委託するに際して比較優位性の分析を怠った

託する前に、パートナーによる調達が比較優位性を有するか否かの分析を行うこと が求められる。 のは、パートナーによる調達がUNHCR自体による調達に対して比較優位性を持 つ場合に限られるとしている。したがって、現地事務所は、パートナーに調達を委 UNHCRの細則は、現地事務所がパートナーに調達を委託することが許される

あった。 ままパートナ の付加価値税の支払いを免除されるにもかかわらず、比較優位性の分析を行わない 免除されるがパートナーは免除されないので、比較優位性の分析はとりわけ重要で 調達を委託した。この国においては、 しかしながら、 なお、別の国の現地事務所も、 に調達を委託した。 ある現地事務所は、 UNHCRは一七%の付加価値税の支払いを 比較優位性の分析を行わずに、 パートナーとは異なりUNHCRは一五%

価を怠った上、調達に関するルールに付いて事前審査を経ていないパートナーに調 トナーに調達を委託するに際してパートナーの調達に関する能力や経験 の評

調達ル 調達サ を受けて、事前認定調達資格(Pre-qualification for Procurement Status)を取得 を委託する際には、 ことのできる人的・物的な資源を有すること)と類似の事業環境の下で類似の規模・ していることを確認する必要がある。 仕様の調達を行った経験を有することを確認の上、パートナーがUNHCR本部の UNHCRの細則によれば、 ービス ールがUNHCRの調達ルールと適合性がある (compatible) か否かの審査 (Procurement Service) に調達マニュアルを提出し、 パートナー 現地事務所は、パートナーに一〇万ドル以上 が調達に関する能力(求められる規模 パートナーの の調達を行う 一の調達

格を取得しておらず、このうち五団体は事前認定調達資格の申請すらしていなかっ に関する能力や経験を確認しなかった。また、一一のパートナーは事前認定調達資 に一〇万ドル以上の調達を総額一億ドル近く委託したが、各々のパートナー しかしながら、 ある現地事務所は、二〇一八年と二〇一九年に複数のパ ·の調達

を設置していないこと、 不備を発見した。 チームはこのパートナーを訪問し、調達ファイルを点検した。この結果、このパー トナーは競争入札をしていないこと、ビッド開封委員会(Bid Opening Committee) この現地事務所は、 六百万ドルと一○万ドルをはるかに上回る調達を委託していたので、 あるパートナーに二○一八年は一一・○百万ド ビッドの価格面を評価した記録がないこと、などの重大な ル、二〇一九

比較優位性 パートナーシップ・アグリーメントの締結後に行われた: の分析やパートナーの調達に関する能力や経験の確認が プロジェ

いう例が頻繁に見られた。 の確認がプロジェクト・パートナーシップ・アグリーメントの締結後に行われると トナーシップ・アグリーメントの締結前に行われなければならないとしている。 それにもかかわらず、比較優位性の分析やパートナーの調達に関する能力や経験 パートナーによる調達について、UNHCRの方針と手順 パートナーに調達を委託するか否かの判断はプロジェクト・パ (Policy and

としているので、この遅延は尋常ではない。 とを見越しての監査対応と思われる。 ロジェクト・パートナーシップ・アグリーメントは通常その年の一月一日を開始日 トナーに委託したが、比較優位性の分析を同年七月になってようやく行った。プ 例えば、ある現地事務所は二〇一九年に総額四四. 監査チー 六百万ドルの調達を二八のパ ムが同年一○月に訪問するこ

パートナーに建設作業の調達を委託したが、 現地事務所の関与が不十分である:

モニタリングし、必要な場合には関与する必要がある。 パートナーに調達を委託した場合にも、 パートナーが行う調達を

六五○ドルより五ドル低いのみであり、競争入札手続きの公正性・透明性が疑われ が疑われた。また、競争入札の勝者のビッドは公表されていない予算である一二六、 したが、ビッドの評価には関与しなかった。ビッドの技術的評価に際してパートナ した。この現地事務所の建設作業の専門家は、競争入札に必要な数量明細書を作成 が使用した評価基準は非常に曖昧であり、パートナーの建設作業に関する専門性 ある現地事務所は、 学校の教室・トイレの建設作業の調達を、 パートナー - に委託

業の調達を委託することは、 関与する必要がある。 また、 建設作業に関する専門性に欠けるパートナーに建設作 場合にも、現地事務所はパートナーが行う調達をモニタリングし、 価に関与しなかった」旨、 この現地事務所は、 「パートナーに建設作業の調達を委託したので、 説明した。 そもそも許されない。 しかしながら、パートナーに調達を委託 必要な場合には ビ ッド した 0

フォーマンス・モニタリング・プランが適切に作成されていない

法を概略するパフォーマンス・モニタリング・プランを、パートナーと合意の上、 作成する必要がある。 ップ・アグリーメントごとに、プロジェクトの履行状況をモニターする具体的な手 プログラム・マニュアルによれば、 現地事務所は、プロジェクト・パ

たり、作成されても著しく遅延していたり、パートナーと合意に至っている かが明らかではなかったり、リスクに見合っていない例が頻繁に見られた。 それにもかかわらず、 パフォ ーマ ンス・モニタリング・プランが作成され のか否 なか

年間五回の訪問を計画する一方、リスクが低いと評価しているパートナーに対して 四回の訪問を計画していた。 例えば、ある現地事務所は、 リスクが中程度と評価しているパートナーに対して

件にパフォーマンス・モニタリング・プランを作成したが、そのうち四件は二○一 ○一八年は二○件のプロジェクト・パートナーシップ・アグリーメントのうち一七 うち一五件は二○一七年第三四半期に作成され、残りの五件は日付がなかった。二 グリーメントの全てにパフォーマンス・モニタリング・プランを作成したが、 年五月に作成され、 別の現地事務所は、二〇一七年は二〇件のプロジェクト・ 残りの一三件は日付がなかった。 ートナー シップ・ア

プ 口 ジ エ クトを計画する段階で、どのようにパ ートナーをモニタリングする Ō

検討されておらず、モニタリングの手法がリスクに見合っていない

定した価格表どおりであるか否かを点検の上、支払いを行う。 者は、受領した一件書類を一件ごとに精査し、 難民カードの写し、 局に持参し、難民カードを提示すると、無料で薬を受け取ることができる。薬局は、 一般医の診断を受け、 ある現地事務所では、都市部に居住する難民に医療サービスを提供していた。パ トナーとなっているNPOが一般医を数名雇い、難民はNPOの事務所の一画で 請求書、 一般医は処方箋を書く。難民は処方箋をNPOが提携する薬 処方箋の写しをNPOに送付する。 患者が難民であるか否か、 NPOの経理担当 が協

報酬が協定した価格表どおりであるか否かを点検の上、 きる。専門病院は、 担当者は、受領した一件書類を一件ごとに精査し、患者が難民であるか否か、 難民は難民カードと紹介状を専門病院で提示すると、無料で診療を受けることがで 症状が重い場合には、一般医はNPOが提携する専門病院に対する紹介状を書く。 難民カードの写しと請求書をNPOに送付する。 支払いを行う。 NPOの経理

問し、薬価や診療報酬の支払済一件書類をサンプリングで選び出し、支払いの妥当 と効率性が認められた。 性を検証する。現地事務所の当該NPOに対するこうしたモニタリングには実効性 い済みの薬価や診療報酬を費用として計上する。現地事務所は定期的にNPOを訪 N P O は、 四半期ごとにUNHCRの現地事務所に提出する経費報告書に、

専門病院を訪れると、当該病院は難民カードの写しと請求書を保管し、 が一.六百万ドル、二○一五年(九月末まで)が○. ェクトを新たに始めた。この病院が現地事務所に請求した診療報酬は、二〇一四年 に現地事務所に提出する経費報告書に、診療報酬を費用として計上する。 しかしながら、この現地事務所は慢性疾患の専門病院をパートナーとするプロジ 六百万ドルであった。 四半期ごと

どおりであるか否かを薬局や病院から独立した立場でチェックする。しかしながら、 番号も付されていないことが判明した。 クする独立したコントロール(統制)がない。また、 慢性疾患の専門病院の場合には請求書はパートナーである病院自体によって作成 担当者が一件ごとに、患者が難民であるか否か、薬価や診療報酬が協定した価格表 パートナーではない薬局や病院によって作成され、パートナーであるNPOの経理 このフローは、 したところ、 クは病院自体の自己チェックに全面的に委ねられており、こうした点をチェ 患者が難民であるか否か、 前述のNPOの例と大きく異なる。 この病院の請求書(診療報酬明細書)は手作業で作成され、 診療報酬が協定した価格表どおりである否かのチ 監査チームがこの専門病院を N P O の場合には、 請求書は ッ

務所のモニタリング担当者は、専門病院の場合も前述のNPOの場合と全く同じサ モニタリングの手法はリスクに見合ったものでなければならないが、この現地事 グの手法を使ってモニタリングしていた。

るか否かを判断する段階において、このプロジェクトを適切にモニタリングできる の現地事務所は、慢性疾患の専門病院をパートナーとするプロジェクトを始め どのようにモニタリングしていくのかを検討すべきであった。

パートナーの経費報告書の検証が不十分である:

C R することが不可欠である。 ためには、現地事務所が定期的にパートナーを訪問し、支払済一件書類をチェ 払済一件書類はパートナーの事務所に保管されているので、経費報告書を検証する の現地事務所に提出するが、 は四半期後ごとに経費報告書 経費報告書に支払済一件書類は添付されない。 (Project Financial Report) ック

三%)しかチェックしなかった。現金給付のようなリスクの高い支出については、 間で一四件、合計三,四九三ドル分(パートナーの現金給付の支出全体のわずか 経費報告書の検証のために六回訪問した。このパートナーは難民に対する現金給付 統計上意味のあるサンプルが選ばれるようにチェックの対象を広げるべきである。 していた。しかしながら、この現地事務所は現金給付に関する支払済一件書類を年 において重要な役割を果たしており、現金給付の支出が年間で一.一百万ドルに達 往々にして見られた。例えば、 それにもかかわらず、支払済一件書類のチェックが十分に行われて ある現地事務所は二○一八年に最大のパートナーを 4

ハートナーのパフォーマンスの検証がなされていない:

Report)を提出するが、現地事務所のマルチファンクショナル・チームはパ ナル・チームを活用することを求めている。 画・モニタリング・報告に、 は非常に重要である。 も開示される報告書に反映されるので、パートナーの報告が正確であることの検証 なくとも年二回、 が報告した達成状況が正確であることを検証する必要がある。特に年央・年末の 述のように、プログラム・マニュアルは、現地事務所におけるプログラム 現地事務所のキー・インディケーター・レポートと呼ばれるドナーに プロジェクトの達成状況を示す報告書(Project Performance 複数の部門の職員から構成されるマルチファンクショ パートナーは、 現地事務所に対して少

誰もこの報告書を点検しなかった。二○一九年も、 のチームはパフォーマンスを検証するために必要であるにもかかわらず、 クトの現場を訪問せずに、 ムを設置 した。二〇一九年は、 の事務所やプロジェクトの現場の訪問を怠った。 しなかった。 ある現地事務所は、二〇一八年、 わずか一名の非正規職員が、 マルチファンクショナル・チー パフォーマンスを検証したと称する報告書を作成した。 同じ職員が同様の報告書を作成 パートナーの事務所やプロジェ マルチファンクショナル・ ムが報告書を点検したが、

間に五八件のプロジェクト・パートナーシップ・アグリーメントがあったが、 うちの二八件につい しか対象としなかった。 スの検証を行った二八件のうちの二○件については、第一四半期のパフォーマンス の現地事務所においては、 てのみパフォーマンスの検証を行った。しかも、 監査対象期間である二〇一八年、二〇一九年の二年 パ フォーマン この

外部の監査法人がプ 十分である: ロジェクトに対して行った監査の結果のフォ 口 1 ア ッ プが 不

がある。 関して、パートナーがどのような是正措置を採ったのかをフォローアップする必要 を選別する。 クトの中から、リスクベースで、外部の監査法人の監査に服するべきプロジェクト UNHCR本部の経理部は、各国の現地事務所がパートナーに委託 各国の現地事務所は、 外部の監査法人による監査における指摘事項に したプロ

すべきであるとしたが、この現地事務所は回収作業を怠った。 なかった。特に、監査法人が一三のパートナーから合計一三一,四七九ドルを回収 他の現地事務所においても見られた。 しかしながら、ある現地事務所は監査の結果のフォローアップを十分に行って なお、こうした例は

ドナー対応

ドナーからの拠出金をドナーの承諾を得ずに目的外の活動のために費消 に対する報告を怠った:

った旨、 出した報告書にも目的外の活動に対する支出が含まれている旨を開示しなかった。 動のために費消した。この現地事務所は監査チームに対して支出が必要なものであ ある現地事務所は最大のドナー 説明したが、ドナーの事前承諾を求めることを怠った。また、ドナーに提 からの拠出金のうち一、八百万ドルを目的外の活

経理

支払いに裏付け書類がない:

請負業者三名に対して計一三三,○○二ドルを支払った。 ある現地事務所は、請求書、報酬明細書などの裏付け書類がないにもか かわらず、

支払承認権限者が支払いの目的や添付書類の確認を怠った:

の間に八六六件、 ある現地事務所の支払承認権限者のうち一名は、監査対象期間である二年三ケ月 合計二、七百万ドルの支払いを承認したが、 支払いの目的や添付

旨を定めているが、当該承認権限者は七件、計三,四○○ドルの自身に対する支払 いを承認した。これらの支払い自体は出張旅費の精算であり不当なものではなかっ 「支払承認権限者は支払先が自分自身である場合、 この件は、当該承認権限者の「自白」によって発覚した。 支払いを承認してはいけない」 UNHCRのルール

過去の支払承認に際して支払いの目的や添付書類の確認を怠ったことを認めた。 認するのか。支払承認に際して支払いの目的や添付書類を確認すれば、支払先が自 分自身であることに気付くのでないか」とさらに尋ねたところ、この承認権限者は 同僚に責任がある」と、責任を同僚に押し付けた。筆者が「承認を依頼されれば承 筆者がこの承認権限者と面談の上、支払承認を回避しなかった理由を尋ねたとこ 「自分は同僚に承認を頼まれたので承認しただけであり、自分に承認を頼んだ

手動統制に対して自動統制と呼ばれ、 払を承認できなくするコントロール(統制)を導入した(こうしたコントロー なお、UNHCRは後日、支払承認権限者が支払先である場合、 一般的に信頼性がより高い)。 システム上、支

回収可能な勘定の管理がなされていない:

これを怠った。特に、職員の家族に関する医療費の立替払い二二九, な勘定の一覧表と各々の説明を含めることが求められているが、この現地事務所は これを怠った。また、UNHCRの本部に毎月送付する経理報告書には、 一年以上未回収になっていた。 収可能な勘定のモニタリングは毎月末に行う必要があるが、ある現地事務所 回収可能

トナーに委託した調達に関する付加価値税の回収作業が不十分である

HCRの委託を受けて行った調達に関する付加価値税も還付される。 ある国においては、 UNHCRが支払った付加価値税に加え、パートナー

れた日付を記載する電子ファイルを作成した。 グのツールとして、パートナーが税務当局に対して還付請求した日付・金額、 から還付を受けた金額・還付を拒否された金額、 パートナーが支払った付加価値税について、この国の現地事務所は、 還付金を当該現地事務所に戻し入 モニタリン

では、パートナーが還付請求したが還付を受けていない付加価値税は七○八, ○ドル、過去二年間にパートナーが還付を受け当該現地事務所に戻し入れた付 一五年第四四半期を最後に電子ファイルは使用されていなかった。この現地事務所 しかし、監査チームが二〇一六年九月に当該現地事務所を訪問したところ、二〇 ○○○ドルであった。

ートナーは四半期ごとに還付請求をすることが求められるが、 パ

体は一年に一回しか還付請求をしていなかった。 の現地事務所との活動を二〇一五年に始めたが、 一度も還付請求をしていなかった。 また、別のパートナー二団体はこ

調達

調達計画を作成していない

するものの両者を含む必要がある。 プロジェクト予算と管理予算(主に、オフィスの賃貸、警備、 CR本部の調達担当部署に調達計画を提出することを求めている。この調達計画は に関する予算)の両者、 UNHCRの調達マニュアルは、現地事務所が前年の一一月三○日までにUNH 現地事務所が直接調達するものとパートナーに調達を委託 清掃、 事務機器など

例はかなり頻繁に見られた。 された項目・金額が当該現地事務所の調達全体の規模と比べるとごくわずかである。 していない(例えば、調達計画が管理予算のみを扱っているとか、 しかしながら、この調達計画を全く作成していない、あるいは部分的に 調達計画に記載 しか

する例も見られた。 ら、調達担当者がこの点を理解せず自らを守るはずである調達計画の必要性を否定 してくれ」というプレッシャーから調達担当部門を守る役割を果たす。しかしなが 調達計画は、プロジェクト担当部門や管理担当部門からの「迅速かつ円滑に調達

受付期間を短縮したり、契約委員会への付議の代わりに事後通知を行う例がかなり 頻繁に見受けられるが、ほぼ例外なく調達計画の不備によるものである。 や契約委員会の議決を経た上で調達を行うという時間的な余裕を失う。現地事務所 かし、調達計画を作成していないと、調達が行き当たりばったりになり、競争入札 よっては地域契約委員会やUNHCR本部の契約委員会)の議決が必要である。 の調達ファイルを見ると、 調達には、競争入札や契約委員会(通常は現地事務所の現地契約委員会、金額に 「緊急の必要性」を理由に、 競争入札を省いたり、

年内に予算を費消する必要に迫られていたものと推察された。 競争入札や契約委員会の議決を省いた調達の多くは年末に集中しており、

競争入札が行われていない:

を利用する場合」などである。 定的に列挙している。例えば、「独占の存在、法律あるいは政府による価格の固定、 競争入札が行われることを原則として、競争入札を免除することができる例外を限 ることが許されるが、 国連の経理規則 (Financial Regulations and Rules of the United Nations) は、 競争市場が存在しない場合」「他の国連機関が既に締結した調達契約 国連の経理規則は 「緊急の必要性がある場合」にも競争入札を免除す 「調達計画の欠如や管理手続きの遅延は、

見られるように、こうした例外規定は往々にして濫用されている。 緊急の必要性とは認められない」旨、明示している。しかしながら、 以下の例にも

失ったものである。 難民や国内避難民に手渡されるべき救援物資とは異なり、調査や宣伝のための資材 の調達に緊急性は認め難い。調達計画の欠如により競争入札を行う時間的な余裕を ことを認めた。いずれの事例においても免除の理由として緊急事態を挙げているが、 九六○ドル、宣伝用の資材二八,五二○ドルの調達について、競争入札を免除する ある現地事務所の現地契約委員会は、調査用のタブレット型端末六○台、計三三,

る業者はいない」との説明を基に、競争入札を免除することを認めた。 の説明が事実であるか否かを確認する市場調査を怠った。 ○ドルの請負契約について、 別の現地事務所の現地契約委員会は、 「四名の請負業者以外にこのプロジェクトを実施でき 四名の請負業者との計一 八 九, しかし、

う申請を提出した。申請は承認されたが、実際は、燃料の価格は固定されておらず、 争市場が存在しないとして、UNHCR本部の契約委員会に競争入札を免除するよ 少なくとも四社の業者が異なる価格を提示していた。 ある現地事務所は、 HCR本部の契約委員会に説明した競争入札を免除する理由が事実に反した: 燃料の調達(一.九百万ドル)について、価格が固定され競

人札受付期間が短すぎる、また入札案内が少人数にしか送付されていない

の業者に送付されたに過ぎなかった。このため、この現地事務所の調達の五三%が 二五のビッドを受領することを求めているが、三五件の入札案内は三社から一四社 一三の業者に集中していた。 ルが定める四週間から八週間より大幅に短かった。また、調達マニュアルは三から ITB)を送付したが、 ある現地事務所は、監査対象期間中に三五件の「入札案内」 (Invitation to Bid: 入札受付期間は三日間から一二日間であり、 調達マニュア

が阻害され、 このため多くの事例において二、三社の入札業者しかいなかった。このため、 九五〇ドルに及んだ。 別の現地事務所においては、入札受付期間が二日間から一二日間であり、 マットレス、 一部の業者が繰り返し起用され不当な利益を享受していた。 冬靴を異なる契約で納品したが、 契約金額の総額は 例えば、

備によるものである。 こうした入札受付期間の短縮や入札案内の送付先の限定も調達計画の欠如や不

ビッドが様々な職員によって開封されていた:

7 ニュアルによれば、 ビッドは締切日の後に、 UNHCRの専門職職員の立

される。 会の下、 事前に開封されていないことを確認の上、ビッド開封委員会によって開封

しかしながら、ある現地事務所におい 職員がビッド価格を改竄したり別の業者に漏洩したりするリスクがあった。 ては、 ビッドが様々な職員によって開封

ビッドを電子メールで受領することに伴う技術的な問題に対応していなかった:

を講じていなかった。 はわずか四社だったので、二○一七年一二月に競争入札をやり直すことになり、プ ロジェクトの実施が遅延した。それにもかかわらず、この現地事務所は再発防止策 の現地事務所の電子メールのアカウントにビッドを送付することができた業者 について、二〇一七年八月に競争入札を行った。しかし、技術的な問題により、 ある現地事務所では、国内避難民の住居を建設する一.一百万ドルのプロジェク

職員の個 人の電子メール・アドレスが入札者との交信に使用された

言を受け入れ、全ての調達・入札案件に関する別の電子メール・ボックスを作成し 員の電子メール・アドレスに直接送付された。この時点で入札受付期間は既に経過 その入札者のビッドの体裁についてメールしたところ、訂正されたビッドがその職 用されていた。その職員が自分の電子メール・アドレスから、ある入札者に対 し全てのビッドが開封されていたにもかかわらず、この現地事務所は訂正されたビ ッドを受け入れ、その入札者が勝者になった。この現地事務所は、監査チームの提 ある現地事務所では、職員の個人の電子メール・アドレスが入札者との交信 して

委員会を持たず、 二封筒入札方式を採用していない

必要がある。 P)のいずれの場合にも、 入札者は技術 調達マニュアルによれば、入札案内と「提案依頼」(Request for Proposal:RF 面の提示と価格面の提示を別々の封印された封筒に入れて提出する 「二封筒入札方式」 (two envelope system) を使用し、

めに二名から五名の職員から成る技術評価委員会を置き、技術評価委員会は価 示の内容のみに絞って行われることを確保するためである。技術的な評価を行うた の提示を見ることなく技術面の評価を行う。 二封筒入札方式の目的は、技術的な評価が価格に惑わされることなく技術面 の提

現地事務所においても見られた。 **面の評価に先行して行われたとの証跡が存在しなかった。** ある現地事務所は技術評価委員会を持たず、二封筒入札方式を採用 このため、九件、 計三九七,七八五ドルの調達について、技術的な評価が価格 なお、 こうした例は他 してい なか

ビッドの評価方法が不適切であり、約二○万ドルも割高なビッドを採用

ような技術面の合否の判定基準では質的・量的に表すことのできない複雑な案件 最も低いビッドが勝者になる。これに対して、提案依頼は、入札案内に用いられる 高いものにランク付けされ、技術的要件を充たしたビッドの中で提示された価格が 術的要件を充たすか否かの合否の判定をするが、技術面の点数付けをしてはならな 札案内の場合には、技術評価委員会はビッドが入札案内の中で示された仕様書の技 に用いられ、技術評価委員会は技術面に点数を付ける。その上で、 **面の両者を勘案して総合的に判定する。** のスコアに七○/三○から六○/四○のウエイト付けをして、勝者を技術面と価格 い。技術的要件を充たし合格と判定されたビッドは提示された価格の低いもの (例えば、情報システムやツールの導入、ウェブサイト制作の依頼、業務委託など) ビッドの評価方法は、入札案内の場合と提案依頼の場合とで、大きく異なる。 技術面と価格面

書を入手したが、 されていたが、Xから釘の見積書を取得しなかった。監査チームはXから釘の見積 割安なビッドを採用していれば一四六,六三〇ドルで済むところ、一九九,六八五 点数を付け、技術面と価格面に六○/四○のウエイト付けをした。 であった。 さらに、 しかしながら、 (二: 三七倍) (釘、屋根板、 調達依頼者が作成した仕様書には「地元の釘業者Xが望ましい」旨記載 釘をXから調達していれば、さらに四, ある現地事務所は、技術面の合否の判定基準が単純な、 割高な三四六,三一五ドルのビッドを採用する結果になった。 鉄棒、錠前など)を調達する入札案内において、 五〇〇ドルの節約が可能 このため、 的

ッド 0 評価方法が不適切であり、 最安値のビッドを採用してい ない

最も低いビッドが勝者になる。 は提示された価格の低いものから高いものにランク付けされ、提示された価格が 述のように、 入札案内の場合には、技術的要件を充たし合格と判定されたビッ

技術的要件を充たしているか否かの合否判定を行い、技術的要件を充たしたビッド 委員会は、最安値のビッド、二番目に安いビッド、三番目に安いビッドの三件 事務所であり、ビッドの評価方法を理解せず、 わけでもないのに、最安値のビッドが採用されなかった事例がある。 ッドについて、さらに検討を加えることにした。本来であれば、 所は、前述の「技術評価委員会を持たず、二封筒入札方式を採用して 中で最安値のビッド この現地事務所は入札案内によって鉄板を調達した。この現地事務所の現地契約 しかしながら、入札案内の場合において、 が勝者になる。 したがって、この現地契約委員会が採っ 技術的要件を充たさないと判定された 以下のとおり恣意的な選択をした。 技術評価 この現地事務 いな 委員会が

プローチ自体が既に不適切である。

以外の物資に関する入札案内に別の会社の名前で入札していたとして、失格とされ 最安値のビッドは、入札者が二つの会社のオーナーであり、以前に行われた鉄板 こうした理由によりビッドを失格とするのは不適切である。

札者は鉄板が実際に使用される難民キャンプにより近く、 を含む建築資材を納入した実績があった。 れた場所にあり、 輸送費を請求していなかった。また、この入札者は、 二番目に安いビッドも失格とされたが、入札者が首都から二〇〇キロメー 訪問することが難しいという理由による。 様々な国際的なNGOに鉄板 他の入札者とは異なり、 しかしながら、

見積依頼が濫用されている。

のうち、 Quotation:RFO)により三件以上の見積書を取得するという簡便な入札方式を 額が四万ドルから一○万ドルであれば、五件以上の見積書を取得しなければならな 調達について見積依頼を利用することが認められる。但し、この場合には、調達金 採ることを認めている。さらに、レベル1から3までの三段階がある非常事態宣言 万ドル以下の場合には、入札案内や提案依頼の代わりに、「見積依頼」(Request for UNHCRの こうした見積依頼が濫用されている事例も見られる。 レベル2以上の非常事態宣言が出されている場合には、 「管理手順」 (Administrative Instructions) は、 一〇万ドルまでの 調達の金額 が

れの調達金額も一○万ドルを超えており見積依頼の利用が許されない件であった。 年一二月三一日までの間に、合計六五三,○一九ドルの見積依頼を出したが、 た。さらに、この一三件のうち八件において、取得した見積書は三件未満であった。 ドルについて、入札案内や提案依頼ではなく、本来は許されない見積依頼で処理し 二〇一九年八月八日の間に、四万ドルを超える注文書一三件、合計八三一,四五七 された。この現地事務所は、非常事態宣言が出される前の二〇一八年一月一日から この現地事務所は、非常事態宣言が出された二○一九年八月九日以降、二○一九 ある現地事務所においては、二〇一九年八月九日にレベル2の非常事態宣言が出 いずれの調達においても一件から四件の見積書しか取得していなかった。

業者との交渉が透明性に欠ける:

調達マニュアルは、 業者との交渉について、厳格な制限を設けている。

告や承認が必要である。 提出した業者との交渉のみが許され、その他の入札者との交渉は許されない。 業者との交渉は、ビッドが開封されてから初めて可能になるし、 入札案内と提案依頼のいずれにおいても、 契約委員会の勧 最善のビッドを

さらに、業者と交渉を行うためには、 ビッド 価格が調達に使用できる予算を超えている。 次のような交渉を正当化する理由が必要で ビッドに不必要

ない。四. な物品やサービスの提供が含まれている。三.出張日当などが標準的なレートでは 技術的要件を充たすビッドが一件しかないが、そのビッド価格が妥当性

残し、調達ファイルの中に保管する必要がある。 くとも一名は調達部門の職員である必要がある。 最後に、業者との交渉は少なくとも二名の職員によって行われ、そのうちの少な また、交渉の記録を議事録として

との協議がないにもかかわらず、業者との交渉を行った。 しかしながら、 ある現地事務所においては、 調達部門の職員が、 現地契約委員会

渉を行った、 することにしたいとの要請を、現地契約委員会に提出した。現地契約委員会は二〇 書と比べると異なる品質、少ない量、高い単価で別の業者から衛生ナプキンを調達 業者が値上げを要求したため注文書はキャンセルされた。調達部門は、 生ナプキンを一四二,九三七ドルで調達することを了承した。しかしながら、 一五年四月の会合において、一.仕様書が現地契約委員会の承認なく変更された、 この件においては、現地契約委員会は二〇一五年一月の会合で、ある業者から衛 別の競争入札を行うべきところ、調達部門はこの業者のみを訪問し、価格の交 との懸念を示したが、緊急の必要性があるとして調達部門の要請を承 元々の仕様

前に業者との交渉を行っていた 同じ現地事務所の別の案件においては、 現地契約委員会との協議はあるが、 入札

者になった。なお、この現地事務所は、監査チームに対し、 格を五○%引き下げ、五社を対象に電子メールで行われた二回目の入札における勝 倍であることを説明し、提示価格を引き下げるように依頼した。この業者は提示価 理解して貰うために、一回目の入札に参加した業者のうち上位五社を難民キャンプ 地契約委員会は二〇一六年五月の会合において、業者に建設作業の実際をより良く にUNHCRと取引実績のある一社と提示価格を大幅に下げるように交渉するよ ッドの写しを提出することができなかった。 に招く旨を決定した。同時に、現地契約委員会は調達部門に対して五社のうち過去 難民キャンプに一○○軒の住居を九五,六七五ドルで建設する契約について、 した。調達部門は、この業者を呼び、この業者の提示価格は市場価格 この業者の改訂後のビ の二

止むを得 の現地事務所には、この他にも類似の事例が見られ、 ない 状況にあった。 職員の不正を疑われ ても

業者との交渉の手続きや記録が不適切である:

録を議事録として残し調達ファイルの中に保管する必要がある 前述のとおり、業者との交渉は少なくとも二名の職員によって行われ、 交渉の記

しかしながら、 ある現地事務所においては、 オフィスの賃貸契約 (二二六,

誤記入することは稀であり、報告書は二〇一七年になってから作成されたものと推 日となっていた。二〇一六年に文書を作成する際に二〇一七年という翌年の日付を また、同じ現地事務所の別の案件においては、少なくとも三名の職員が交渉に関与 **五ドル)の交渉が一名の職員によって行われ、** 察された。 ○一六年二月二六日に行われたとされているが、報告書の日付は二○一七年三月三 したとされているが、交渉の報告書には一名の署名しかなかった。また、交渉は二 交渉の記録も残されていなかった。

交渉の記録が存在 しな い例は、 他の現地事務所においても見られた。

現地契約委員会のメンバーの中に一般職の職員二名が含まれている:

が、メンバーは「国際専門職」「現地採用専門職」「フィールドサービス職」でなけ ればならないとしている。 調達マニュアルは、現地契約委員会は議長と少なくとも二名の職員で構成される

門職」を含めることが可能であったにもかかわらず、 「一般職」であった。 しかしながら、当該現地事務所の現地契約委員会は、 四人のメンバーのうち二人が 「国際専門職」「現地採用

現地契約委員会の議決を経ていない。

争入札の省略と異なり、契約委員会への付議の省略や事後通知を許すルールは存在 なり見受けられた。「緊急の必要性があった」旨の主張も時としてなされたが、 経ていない調達や、契約委員会への付議の代わりに事後通知を行っている事例がか UNHCR本部の契約委員会の議決が必要である。しかしながら、こうした議決を 前述のとおり、 これらの事例は、 一定金額を超える調達には、 調達計画が適切に作成されていれば避けられた。 現地契約委員会、地域契約委員会や

現地契約委員会が、 調達部門の提案よりも大きい契約や長い契約を承認した:

事務所の管理予算に記載された金額であるためである。現地契約委員会の議事録に 九ドルから二二,六四○ドルに引き上げたが、これは二二,六四○ドルがこの現地 ある現地事務所の現地契約委員会は調達部門が提案した契約よりも大きい契約 こうした決定を正当化する理由が記載されていなかった。 現地契約委員会は、オフィスの調度品について、 契約金額を九,

提案した一年契約ではなく、二一,一六八ドルの二年契約を承認した。 員会の議事録には、 同じ現地事務所の現地契約委員会は、オフィスの清掃作業について、 この決定を正当化する理由は示されていなかった。 現地契約委

現地契約委員会の議事録に基本的な情報が記載されてい

ればならない旨、 **UNHCRの契約委員会に関するルールは、** 決定の内容、 定めている。 決定の理由、選択された業者の詳細、必要な費用」を記録しなけ 契約委員会の議事録は、 「議論 の要

承認したにもかかわらず、 オフィス用の発電機のメインテナンス契約について、現地契約委員会は二年契約を が承認した契約金額、契約期間など基本的な情報が記載されていなかった。さらに、 しかしながら、ある現地事務所の現地契約委員会の議事録には、 議事録には一年契約の契約金額を記載していた。 現地契約委員会

緊急事態への対応に伴う五. 一百万ドルの調達に深刻な不備がある

不備があった。 ある現地事務所が行った緊急事態への対応に伴う五.一百万ドルの調達に深刻な

たに過ぎない。 この調達は、現地契約委員会やUNHCR本部の契約委員会に事後的に通知され

旨の説明をしたが、 の調達について、政府が選んだ三社の業者を受け入れる以外の選択肢はなかった」 しなかった。この現地事務所は監査チームに対して「食事、ヘルスケア、 また、透明性があり競争的な調達プロセスが採られたことを裏付ける証跡は存在 政府の指図を示す証跡を示すことができなかった。

証跡を提出できなかった。 関する費用の内訳を付けた詳細な報告書を受領済みである旨が記載されている。 救援物資の日々の配布はUNHCRの職員によって行われ監督されている、二.U かしながら、この現地事務所は監査チームに対して、これを裏付ける報告書などの 職員が配布報告書を作成している、四.業者からは、供給された物品やサービスに NHCRの職員は現場に週七日間、一日二四時間滞在している、三.UNHCRの さらに、この現地事務所がUNHCR本部の契約委員会に提出した文書には、一・

処置がなされたのかを示す明細書が添付されるのが通常であるが、そうした明細書 この現地事務所はUNHCR本部の契約委員会に対して五,四二九名と報告してい は存在しない。 食事に関する請求書によると、一日平均四,五〇九名が食事を受け取ってい また、ヘルスケアに関する請求書については、個々の患者に対してどのような

現地契約委員会やUNHCR本部の契約委員会の監視が機能していない

事務所の現地契約委員会は、前記の緊急事態への対応に伴う五. ては、現地契約委員会やUNHCR本部の契約委員会の監視が機能していなかった。 前記の緊急事態への対応に伴う五.一百万ドルの調達を行った現地事務所におい 調達計画の欠如や不備により、監査対象期間である一年五ケ月の間に、この現地 九件、合計三・三百万ドルの調達について競争入札を免除することを認め、 一百万ドルの調達

した。 合計八.九百万ドルの調達についてUNHCR本部の契約委員会に事後通知を送付 六件、合計三.○百万ドルの事後通知を了承した。また、この現地事務所は、

員会に提出されるべきであったが、提出されなかった。 約 (二〇〇) と同じオフィスの賃貸借契約(六○二,○四三ドル)の事後了承、警備会社との契 了承を行っていた。例えば、オフィスの賃貸借契約(一二三,六四六ドル)の承認 また、この現地事務所の現地契約委員会は、その権限を超えた調達案件の承認、 ○○○ドル)の承認である。これらの案件はUNHCR本部の契約委

き案件が付議されていないという例は、他の現地事務所においても往々にして見ら 現地契約委員会、地域契約委員会、UNHCR本部の契約委員会に付議されるべ この現地事務所の逸脱の規模は桁違いであった。

調達に必要な一切の手続きを怠った:

ドルを支出した。こうしたサービスを購入することは明らかに調達に該当するにも 電力供給のサービスを受け、対価として各々三一九,八六一ドル、三七三,六四一 めていなかった。 金額の調達にはUNHCR本部の契約委員会の承諾が必要であるが、この承諾を求 かかわらず、この現地事務所は契約書の締結、注文書の作成を怠った。また、この ある現地事務所は二〇一八年と二〇一九年の両年、地方公共団体から廃棄物処理

その論理は「自分達はこれを調達として取り扱っていなかったので、調達ではない」 というに過ぎないものであった。 この現地事務所は監査チームに対して「これは調達ではない」と再三主張したが、

職員が独断で航空会社と枠組み契約を締結した:

券には一〇%の割引をする。 えに、当該航空会社はエコノミークラスの航空券には八%、 ビジネスクラスの航空 である一二万ドルに到達するように当該航空会社を優先的に使用し、それと引き換 枠組み契約を締結した。この契約によれば、当該現地事務所は年間の最低売上目標 ある現地事務所の管理担当部門のトップは二○一六年六月に独断で航空会社と

CR本部の法務部の審査も受けていなかった。 は含まれておらず、この現地事務所の現地契約委員会に付議されておらず、 に代表に代わり調印した。この契約は、当該現地事務所の二〇一六年の調達計画に この契約は競争入札を経ておらず、職員が単独で締結交渉を行い、代表が不在 U N H

することとされており、当該職員が旅行代理店を選択した。この契約により、二〇 六年六月から九月の間に現地事務所はこの旅行代理店に対し二一,三七七ドルを この契約によれば、当該現地事務所は特定の旅行代理店を経由して航空券を購入

解に応じ、監査継続中に本件契約を破棄した。 この現地事務所は、監査チームの「本件契約は不適切かつ不必要である」との見

用する機会は頻繁にあった。 契約を締結した目的を説明しなかった。個人的な利得を得るためと疑われても止む この職員は 職員は航空会社の所在国の出身であり、 「枠組み契約の締結が調達に該るとは思わなかった」と説明したが、 職員がこの航空会社を私用で利

法人格のない共同事業体(コンソーシアム)が提出したビッド:

あれば、契約書を両名と調印するか、契約書に調印した個人は残りの一名の代理も ドを二名の専門性、経験、資力を勘案して採用したにもかかわらず、二名のうちの 業体(コンソーシアム)が提出したビッドを採用した。この現地事務所はこのビッ していることを明示すべきであった。 一名の責任を追及できない状態にあった。このビッドを有効なものとして扱うので 一名のみと契約書を調印した。このため、改築に瑕疵があった場合などに、残りの ある現地事務所は事務所の改築に際し、二名の個人から成る法人格のない共同

注文書の作成を請求書の受領後に行っている:

六ドルの注文書を、業者から請求書を受領してから作成、 ある現地事務所は、 輸送、 建設、通信、 広告、 研修に関する七件、 承認していた。 計五〇

契約書に不備がある、あるいは契約書が存在しない:

いるが、 料業者との契約書を締結していない。さらに、車庫を二〇一六年時点でも使用して 約書は作業の範囲や費用の算定方法を規定していない。 ある現地事務所は、清掃業者との契約を二〇一二年から継続しているが、この契 車庫の契約書は二〇一四年に失効している。 また、 この現地事務所は燃

注文書の累積金額が契約金額を超えていた:

超過していた。 のメインテナンス契約において、 ある現地事務所は注文書の累積金額をチェックしていなかった。このため、 注文書の累積金額が契約金額を四八,

護衛サービスに対する支払いの妥当性が疑わしい

支払った。 の提供を受け、二〇一五年五月から二〇一六年四月の分として七二,三〇八ドルを ある現地事務所はセキュリティ上の理由から外出の際に当局から護衛サービス しかし、 当局の職員に支払った日当として、外出のない週末を含む毎日

出したUNHCRの職員の人数、護衛サービスを受けたとのUNHCRの職員の署 の分を計上していた。また、 必要な情報が欠けていた。 支払済一件書類には、 外出の日付・行き先・目的、

公正な保護手続き

難民申請者の登録や難民認定手続を取り巻く状況が満足できるものではない

監査期間である一年五ケ月の間に六回しか開けられておらず、 利や責任が記載された文書を受け取ることになっているが、このルールが守られて 身障者のアクセスに対する配慮もなされていなかった。難民申請者は自らの法的権 紙が盗み出されるリスクもあった。印刷用紙の在庫もチェックされていなかった。 を保管する部屋のドアは自動施錠やパスワードで保護されておらず、記録や印刷用 談を同時に行っており、面談プロセスの機密性やプライバシーが保たれていなかっ も完了していなかった。 るものではなかった。オフィス・スペースが足りないために一つの部屋で二件の面 いない事例も見受けられた。 いてもプライバシーが保たれていなかった。個々人の記録や難民カードの印刷用紙 ある現地事務所の難民申請者の登録や難民認定手続を取り巻く状況は満足でき 待合室にいる難民申請者は特定の番号でなく名前で呼ばれており、この点にお 難民申請者が不平・不満を書いた紙を投函する箱は、 不平・不満への対応

救援物資の配布

簡易住宅の建設資材が挙げられる。 る救援物資の例としては、テント、 UNHCRが食糧を配布することは例外的であるためである。UNHCRが配布す 呼ぶ。これは、食糧については通常、 救援支援物資を調達するに際して、難民や国内避難民のニーズを確認していな UNHCRでは、 救援物資のことを非食糧物資(Non-Food Item: 毛布、 国連世界食糧計画 マットレス、バケツ、 (WFP)が配布を行い、 石鹸、生理用品 N F I

難民や国内避難民と面談して彼らのニーズを確認することを求めている。 前述のとおり、 プログラム・マニュア ルは、毎年の事業計画を策定するに際して

宅の建築資材を不必要であるにもかかわらず購入するという結果を招いた。 国内避難民のニーズを一度も確認しなかった。このため、二.九百万ドルの簡易住 しかしながら、ある現地事務所は監査対象期間である一年五ケ月の間に、 難民や

があるセメント二千袋が含まれていた。セメント袋は、倉庫内ではあるが猛暑の中 に置かれ、 さらに、この建築資材には、 行き先がないまま受領後既に四ケ月が経過していた。 使用期限が限られるため購入後直ちに使用する必要

していない: 倉庫から搬出された救援物資の運送状と難民・国内避難民への配布記録の突合せを

は、受領した人の署名を取り付けた配布報告書 (distribution report) を作成する。 救援物資をUNHCRの倉庫から搬出する際には、 一方、UNHCRやパートナーが救援物資を難民・国内避難民に配布する際に 運送状 (waybill)

ない」というのが一般的な説明であるが、突合せをしないことを正当化できるもの 務所はこうした突合せを行っていない。「運送状は調達担当部署が管理する一方、 配布報告書はプロジェクト担当部署が管理している。このため一元的な管理ができ 確認するためには、運送状と配布報告書を突合せする必要があるが、多くの現地事 倉庫から搬出された救援物資が難民・国内避難民に間違いなく配布されたことを

管理もできない。 告書の差異と一致するはずであり、運送状と配布報告書を突合せしなければ残余の 難民に配布されず残余が生じることは往々にしてある。この残余は運送状と配布報 てはいない。 トナーの手元にある救援物資の数量を示す在庫報告書をパートナーから取り付 |の観点からも突合せは必要である。 倉庫から搬出された救援物資が難民や国内避 救援物資は多くの場合パートナーによって配布されるので、パ 「残余はパートナーの倉庫にある」との説明がなされるが、 ートナー の不

ハートナーが配布や在庫の記録を作成していない:

請求用紙に手元にある在庫の数量を記載していない。 報告書を作成していない。五.現地事務所に救援物資の追加配布を請求する際に、 配布報告書を作成していない。四.パートナーの手元にある在庫の数量を示す在庫 れた救援物資の数量を確認するために必要な配布リストの検証を行っていない。三、 ある現地事務所では、 救援物資を配布する際に、受領した人の署名を取り付けていない。 救援物資を配布するパートナーに次の不備が発見された。 <u>-</u>;

の保管方法や倉庫のセキュリティ対策が不適切である:

このことが棚卸票に記載されていない。三.多くの乳児用のおむつが箱なしに積ま 庫内の積み荷の山と別の山、壁、 この現地事務所においては、 ある現地事務所においては、 倉庫は四ケ所に分散しているが、 順守されていない。二、同じ注文書で受領した物資が別々の場所に保管され、 倉庫の天井に穴があり、日光が差し込み、雨漏りも考えられる。 救援物資の保管方法に次の不備が見られた。 倉庫のセキュリティ対策にも次の不備が見られた。 柱との間には一メートルの間隔を置く必要がある いずれの場所についても火災に対する緊急時

ていない。五 二ケ所には周囲の塀がなく、 備えられておらず、消火器の有効期限や消火液が最後に充填された日付が記載され 計画が策定されていない。二.四ケ所のうちの二ケ所には、小型の消火器二台しか しかなく敷地全体をカバーできていない。 ていない。三.禁煙や非常出口を示す標識がない。三ケ所には非常出口がない。四 外側にはセンサー・ライトがなく、 一ケ所の塀は低すぎる。 監視カメラは一ケ所に一台ずつ 四ケ所とも有刺鉄線を使用し

救援物資配布後のモニタリングが行われていない

生理用品が含まれているにもかかわらず、アンケー 援物資が販売されたり、 後に、「配布した救援物資が意図された目的に使用されているのか」、「配布した救 であるという例も見られた。 が行われている場合も、手法が不適切である例も見られる。例えば、 ーズに合っていないことや、 しかしながら、こうした「配布後のモニタリング」(Post-Distribution Monitoring) 往々にして全く行われていないか、部分的にのみ行われていた。モニタリング NHCRの非常事態ハンドブック (Emergency Handbook) は、 救援物資が販売されていることは、 他の物と交換されたりしていないのか」を確認することを 他に優先度の高いニーズがあることを示している。 救援物資が難民や国内避難民の ・ト調査の回答者の九七%が男性 救援物資配布 救援物資には

難民キャンプの運営

難民キャ ンプの運営において、多様なグループの声を聴くアプロ

Policy) によれば、 **なグループの声を聴くアプローチ」(AGDアプローチ)を組織的に採る必要があ** UNHCRの 「年齢、 現地事務所は、難民キャンプの運営を含む事業において、 性別、 多様性に関する方針」 (Age, Gender and Diversity

難民キャンプの運営の一環として、難民キャンプで毎月開催される会合に出席して いる」と記載されていた。 「多様なグループの積極的な参加を強化するために、 ある現地事務所の二〇一六年の事業計画には、難民キャンプの運営の現状として、 少年・少女、 身障者、 異なる国籍・民族・言語など多様なグループの代表が、 女性・男性、 高齢の女性・男

ことを示す文書(会合の日程表、 監査チームは、 現地事務所は提出することができなかった。 この現地事務所に対して、こうした会合が実際に開催されている 参加者リスト、 決定事項の議事録など) の提出を

ちに、 近くの地元の小中学校を大幅に拡張して難民の子弟と現地の子供達を共に学ばせ ジとの国境近くに五万人を収容できるキャンプを作って対応していた。短期間のう 押し寄せた。筆者は二〇一六年九月にルワンダを訪問したが、 二〇一五年四月以降、ブルンジの政情不安を受けて大量の難民が隣国のルワンダに 市長のような存在であった。 宿泊施設、 ルワンダ政府、 キャンプの運営を所管するUNHCRのフィールド・オフィスのヘッドは ヤン プを訪問するとU 病院、交番などを備えたキャンプを建設していた。 他の国際機関やNGOと協力して、何もない荒地に、浄水設 Ň H CRの活動の意義がよく理解できる。 **UNHCRはブルン** また、キャンプ 例えば、

難民の生活は地元民より良い

する貧困 う面も否定できない」と根本的な疑問を感じることもあった。 かしながら、 のために、難民の生活の方が多くの人々の生活よりも良くなっているとい 「アフリカの難民問題が長期化する要因として、 アフリカに蔓延

を落とすべきだとは思わないが、難民の生活の方が地元の人々の生活よりも良 来た難民に元の場所に戻ることを強制しないことは理解できるし、 まっているルワンダ難民がいた。二〇年となると、キャンプで生まれた子供が成人 難民であることを止める人はいない。 前提に疑問を感じた。 故郷の村に帰ることができず、やむを得ず難民キャンプにとどまっている」という キャンプにいれば、医療や教育は無料で、食費も支給されるから、 ケ月分の食費として難民一人当り一三ドルを現金で支給していたが、 て自分の順番をじっと待つという現状にある。 の再定住であるが、再定住の受入れ枠には限りがあるので難民はキャンプに留まっ に達する。難民に最も人気のある選択肢は本国への帰還ではなくてアメリカなどへ 人々は支給日を知っていて、支給日になると難民キャンプに乞食に来ていた。 っている現状については考えさせられた。 例えば、二〇一七年五月に訪問したジンバブエの難民キャンプでは、 難民の生活の方が地元の人々の生活よりも良いのであ ジンバブエには、約二〇年もキャンプにとど 国際社会は、 怖い思いをして逃れ 難民の生活水準 「難民の多くは 地元の村 W F 7

ることとされている。 同シャワーは、 するという目的で、難民キャンプの詳細な設営基準を設けている。 るか否かを点検していた。 UNHCRでは、難民に健康的な環境の中で安全で尊厳のある生活を確保 難民の住まいから遠過ぎても近過ぎても駄目で、男女の区別を設け 筆者は、難民キャンプを訪問すると、 しかしながら、 アフリカの農村の多くにはそもそもトイ 設営基準を充足してい 共同トイレや共

をしているのか、地元の人々の尊厳はどうなるのかと考えさせられた。 ならないということは理解できるが、自分は何のためにキャンプの設営基準の監査 レもシャ ワーもない。 国際社会が管理する以上、難民キャンプはまともでなければ

わない。 としなかった。これは、 祖様は各家庭の個々人が屋外で適当に排泄し、排泄中に隣人と出くわすことを良し て楽しむことが海外勤務に求められる知恵である。 ちなみに、筆者はアフリカの農村の多くにトイレがないのは貧困のせいだとは思 我が国もかつては貧しかったが古の昔からトイレはあった。 衛生観念や羞恥心のレベル の問題で、 こうした差異も含め 我が国 の

資金拠出に冷淡な旧宗主国フランス、ベルギー

の上で、 るツチ族の大量虐殺の背景には、このような事情がある。 デターで政権を掌握しようとするのはいわば必然である。 作った。このような植民地経営をしていれば、独立後に多数派であるフツ族がクー せた。種族が不明確な事例では、鼻の長さなどを計測までして種族を認定した。そ 移り住み制度やインフラを整備して直接統治するのではなく、ベルギーやフランス 的に旧ベルギー、 の種族を意識することもなく共存していたが、ベルギーは種族を住民登録に明記さ が間接統治により搾取のみしてきたことによる面が大きい。間接統治の典型例がべ 旧フランス領の中央アフリカ共和国が典型例)。これは、イギリスのように現 ルギーの植民地であったルワンダである。多数派のフツ族と少数派のツチ族は互い フリ 少数派であるツチ族に武器を持たせて優遇し、ピラミッド型の統治構造を カで難民を「産出」 旧フランスの植民地である(旧ベルギー領のコンゴ民主共和 して いる国や国内避難民の問題を抱えている国は圧 一九九四年のフツ族によ 地に

例えば、 場に参入することができない。これをアメリカが問題視し、 費として計上することが認められていた。これは旧植民地の各国のガバナンスを歪 それにもかかわらず、両国は様々な形で旧植民地に対して影響力を行使している。 の国際入札においてフランス企業が優位に立つことは明らかで、 める。旧宗主国として旧植民地の健全な発展を支えようとの精神を感じることはで 国公務員贈賄防止条約が採択されるに至った。 日本の拠出金が大きく、フランスやベルギーはまともな資金拠出をしていない。 フランスでは長らく外国政府 また、こんなことが許されるのであれば、 UNHCRへの拠出金は任意であるが、 (多くは旧植民地)の政府高官への賄賂を経 アメリカ、 旧植民地各国における政府調達 E 一九九七年にOECD Ū 他の国の企業は市 イツ、

アフリカの農村部における職員採用の難しさ

れる。 なく一ケ所に留まって実務を担う現地採用の職員の質はやはり重要である。 UNHCRの各国の事務所の出来不出来は現地採用の職員の質に大きく左右さ 国際専門職の経営手腕も大事であるが、 国際専門職には転勤がある。 転勤が

ある。 ル程度、 白件の応募がある。 一般職で概ね毎月千ドル程度である。 国連機関の現地採用の職員の給与水準は国によって異なるが、 したがって、 警備会社の警備員の月給が百ドル程度であるから、千ドルは破格の待遇で ナイロビなどの首都圏で一般職を公募すると、 ナイロビでは、 小学校の教頭の月給が四百ド アフリカの場合、 一つの空席に数

UNHCR職員の汚職の温床になることもある。 に難民の大多数はアメリカなどへ ど無競争で採用される。 フリカの農村部では、英語やフランス語ができる人材は稀であり、 しかしながら、難民キャンプなどがあるアフリカの農村部では事情が異なる。 これが不祥事に繋がることもある。 の再定住を夢見ているが、この受入れ枠の配分が 例えば、 時としてほとん 前述したよう

者自身の国連監査部 の章では、 読者に国連職員の生活に具体的なイメージを持って頂くために、 在勤中の経験や雑感を述べる。

ナイロビへの赴任

retreat)と呼ばれる年次会合に参加する際も、厳密には研修ではない 言いくるめられ、 利用を余儀なくされ、たまたま機内で隣席になった日本人のバックパッカ からアフリカ大陸内の出張で一一時間を超えることは稀であり、中央アフリカ共和 時間を超えるのでビジネスクラス クラスの利用が認められると思われる向きもあるが、大きな誤解である。 ュネーブに会して意見や情報を交換する「アニュアル・リトリー く同情された。また、研修目的の出張の際には、 ンに異動した際も合計が一〇時間四五分と一一時間に届かず、エコノミー クラスの利用しか許されない。一年に一度、UNHCR監査サービスの一同 への出張を除き、全てエコノミークラスで移動した。後日、 一五年二月、 ナイロビからエコノミークラスで出席した。 ナイロビに赴任した。 の利用が認められた。国連職員には常にビジネス フライト時間と乗継ぎ時間の合計が 一一時間を超えていてもエコノミ ナイロビからアンマ いのに、 → ∫ (annual ナイ クラスの 研修と ・にいた がジ ロビ

うに見えるが、家具付きのアパートは高いので、 にして後者を選択し、荷物はスーツケースのみにとどめた。一時金が丸々浮いたよ の六年弱に限られるので、家具を送るのではなく家具付きのアパートを借りること 択肢を与えてくれる。 という選択肢と、自分で何とかする代わりに定額の一時金の支給を受けるという選 いたことにはならない 家財等の運送について、国連は、 筆者の場合、家族は帯同しないし、 国連に手配を依頼し国連に費用を負担して貰う 毎月の割高な賃料を考えると丸々 国連での勤務は定年まで

ナイロビの国連施設

である。 もない。 月にはジャカランダが紫色の花を咲かせる。汗をかくことがないので、下着も一日 で替えるのはも ような爽やかな朝を迎えることができる。 イ 雨季であっても湿度は高くなく、 赤や白や黄色のブーゲンビリアが咲き本当に綺麗である。 ビは高度が一,五○○メートル以上あるので、気候は一年中、 ったいないような感じである。 雨は夜に降るので、 東アフリカの高地は気候が良好で、 杉の木がないので、 一面に打ち水をした 杉による花粉症 一〇月から一一 夏の軽井沢

地に棲むローランドゴリラである。 な気候に耐えられない。 でみると、人類や人類直系の祖先がこの地域から続々と誕生した理由がよく理解で 東アフリカの山岳地帯に棲息するマウンテンゴリラは、 世界各国の動物園で飼育されているのは、 西アフリカ 先進国 |の劣悪 の低

安定なアフリカのジムでは走らないことにした。 停電になりベルトが急ストップしたというのが真相であった。以後、 るジムを初めて利用した際、 しかしながら、 慌てて手摺に掴まった。 ナイロビは高度が高い 電動ベルトの上を走っていたところ、 「遂に頭の血管でも切れたのか」と思ったが、 ので走ると息が切れる。 国連の施設 突然体が投げ出 電力供給が不 内にあ

出張にも持参した。 HIVを媒介しないと言われている。 帳やベープを使用していた。ベープは近所のショッピングモールでも売られており、 ナイロビにも蚊はいるが、ナイロビの蚊はマラリアを持ってい しかしながら、 蚊に刺されるのは嫌なので蚊 ない。

H a b i t a t) ルほどの広大な敷地の中に、 **(UNICEF)を始め主要な国連機関の拠点が集まり、三千名近くが勤務して** ナイロビは、ニューヨーク、ジュネーブに並ぶ国連の本部で、五○万平方 の本部、 国連教育科学文化機関(UNESCO)、 国連環境計画(UNEP)、国連人間居住計画 国連児童基金 ÛŅ

例えば、 ケニア事務所、 事務所をナイロビに置いたり、ソマリアの治安が悪いため、ソマリアを担当するカ ケニアを担当するカントリー・オフィスに加えて、東アフリカ地域を統括する地域 ントリー・オフィスをソマリアではなくナイロビに置いたりするという事情もある。 これだけ多くの職員がナイロビに集まる理由としては、 atという二つの国連機関の本部が置かれていることの外、国連機関の多くが UNICEFは、 ソマリア事務所と三つの事務所を持っている。 ナイロビの国連の敷地の中に、 東アフリカ地域事務所、 UNEP & UN'H a

と呼ばれる地区にある。広大な森と隣接しており(正確には、 り開いて国連の敷地にした)、 ィスに侵入して、ランチボックスを荒らしたり、 の群れが訪れる。 のスイッチを入れたりする。 国連の敷地はナイロビ市内ではあるが、中心街からかなり離れたギギリ 対しては威嚇したりする。また、 サバンナモンキーでありヒヒ(バブーン)より小柄であるが、 敷地内の庭も綺麗に整備されている。 ガラス窓をしっかり閉めておかないと、 ゴミ箱をあさったり、 広大な森の一部を切 森からはサル シュ (Gigiri) ッ

れて 実している。 ジムなど、スポーツ施設がある。 国連の敷地の中には、 いるので、他の利用者との間の変なトラブルに巻き込まれることもない。 また、 利用者も国連職員と各国の大使館の館員及びその家族に限定さ サッカー、 有料であり、 バスケットボール、 利用料金も安くはないが、 テニスのコ 施設は充

の家族と知り合いになる貴重な場でもある。

予防注射、ジ た際にも無料で診て貰った。ちなみに、初めての出張(中央アフリカ共和国) ラリアの予防薬も無料で提供され、大変便利である。 に一度に見舞われる疑似体験をした。 に医務室で予防接種を受けたところ、 メディカルセンターでは各種の予防注射を無料で受けられ、 夕刻には猛烈な倦怠感に襲われた。 フテリアと髄膜炎の混合ワクチンの予防注射を右腕と左腕に一度に受 小児麻痺の経口ワクチンに加え、腸チフスの 小児麻痺、 腸チフス、 火傷や、 発熱を伴う下痢をし ジフテリア、 出張に行く前には

願う)。 そのような制約はない ジュネーブの免税店はP 空港にあるような大規模な免税店もあり、 (P-5 などポストのレベルの詳細については第八章を参照 ─5 以上でないと利用できないが、ナイロビの免税店には ワインなども免税価格で購入できる。

修した。 の公用語 間続く)であり、 とができる。 宿題もあるので辛いが、仕事の気分転換にはなる。外部のコースに通うのとは異な 合計四〇時間(一回一時間のグループレッスンが一週間に四回あり、 一から勉強し直すことにし、 フラン 試験に合格すれば、 教室までは徒歩で数分である。 フランス語の場合、 · ス語、 であるスワヒリ語の研修の機会も確保され、勤務時間中に研修を受けるこ 筆者は、正規のレッスンを受けたことのないフランス語をこの機会に ロシア語、 コースの終わりに筆記、リスニング、インタビューの各試験があ 次のレベルに進むことができる。 中国語、 一年間に三回コースが開かれており、 レベル1からレベル9まである九つのコースを全 スペイン語、 アラビア語の国連公用語とケニア 一週間に四回というのは 一回のコー これが一 えは で履

個人レッスンはグループレッスンより費用がかなり高いが、国連監査部が負担 進むので一回のコースを二○時間で済ませることができ、この点でも随分助かった。 るを得なかった。レベルが上がってくるとこれでは辛い ンに切り替えて貰った。個人レッスンだと欠席ということがない。 筆者の場合、各コース一○週間のうち二週間半から三週間は出張のため欠席 ので、 途中から個人レ また、 効率的に ッス せざ

ナイロビの犯罪率

間百台以上のラップトップパソコンの盗難が報告されていた。筆者と親しい邦人職 手持ちの現金は最低限にし、 連の施設内には国連の関係者しか立ち入りができないのに、国連の施設内で年 イ ロビでは犯罪率が高く夜間の徒歩での移動は厳禁である。日中に出歩く時も にあった。 そのため、 カバ オフ ンは引っ手繰られないように脇に挟んで歩いた。 イ ス (個室) を出る際にはトイレに行くわずか

機密性の高い書類や個人情報を含む書類はキャビネットや引き出しに入れて施錠 われていたが、誠に残念な話しである。 とは一度もなかった。 な時間であっても施錠する必要があった。現地採用の職員や清掃会社の作業員が疑 していたが、部屋自体に施錠すると掃除して貰えなくなるので、部屋に施錠したこ OECDやIMFで勤務していた際には、

職場の仲間

ある。 CRの難民支援活動の監査を担当するUNHCRフィールド監査課(アフリカ)で レベルの監査役、 筆者が所属したのは、サブサハラ(北アフリカ以外のアフリカ)における ケニア人のセクション・チーフ(P-5 レベル)の下に、 筆者の三名の P-4 レベルの監査役と、 ウガンダ人の一般職職員一名がいた。 ケニア人、パナマ人の二名の P --3 オランダ人、 Ŭ N H

ると違いは大きい。 ニア人だけで実質三名である。日本人が国連監査部全体で三名しかいないのと比べ は一つを選ぶことが求められるので、ドイツ国籍を選択している。 ツ人であり、ドイツ国籍も持っている。国連では、複数の国の国籍を有する場合に 親はケニア人で、本人もケニアで生まれ育ちケニア国籍を持っている。母親がドイ アフリカ出身者が多いというのが第一印象であった。ドイツ人が一名いるが、 したがって、

常茶判事であり、 驚異的なスピードで昇進を重ねた。 国連は実力主義なので、 地位と年齢の逆転は日 はるかに若かった。 ッショナル・プログラム) を通して国連監査部に P ―2 レベルで採用され、その後、 ション・チーフと筆者が五九歳、それ以外の課員は全て四○歳代であった。 **-1 レベル)は四四歳であり、** セクション・チーフは筆者より三ケ月年長であり、筆者が加わった時点で、 ちなみに、ジュネーブに常駐するUNHCR監査サービスのサービス・チーフ (D 誰も気に留めない。 彼はフィンランド人で、国連事務局YPP 彼の下にいる三名のセクション・チーフの誰よりも (ヤング・プロフェ セ ク

リカ全体の不祥事の捜査を担当している。 ている。この他に、 どの監査を担当し、もう一つの課は、 国連監査部は、ナイロビに、筆者達の課の他に二つの課を有していた。 ナイロビに本部を置くUNEP、UN-Habitat、 同じく内部監視サービス室に属する捜査部の課もあって、 国連ソマリア支援ミッションの監査を担当し 国連ナイロビ事務局な 一つの

必須研修

赴任直後は、 膨大な事務手続きに加え、 大量の必須研修に忙殺された。 膨大な事

多いので、オンライン講座は週末に取り組み、二月下旬に全ての必須研修を終わら 会計基準)導入への取り組み、また、 ケニアでは人口の約八%がHIVに感染しているためにHIVの予防講習も必須 的搾取・セクシャルハラスメントの防止、セキュリティ、情報セキュリティを学ぶ。 DやIMFでは経験しておらず戸惑った。多くはオンライン講座で、国際公務員と 務手続きというのは海外赴任には付き物なので予測していたが、必須研修はOEC せることができた。 UNHCRの活動を学ばなければならなかった。平日は事務手続きなどやることも 須研修に加えて、国連監査部の必須研修として、国連におけるIPSAS(国際公 しての倫理・規律、 -ム、女性用のコンドームの使用方法を学ばされた。 こうした国連職員としての必 大勢の若いインターン(多くはケニアの地元学生)と一緒に男性用コンド 国連の人権や男女平等に対する取組み、国連における汚職・性 UNHCR監査サービスの必須研修として、

テロによる犠牲者

あった。 Fソマリア事務所はナイロビの国連の敷地内にあり、筆者のオフィスのすぐ近所で 出張中にイスラム過激派アルシャハブに襲われて死亡した。施錠せずに車両を停め ていたところ、ドアを開けられ手製爆弾を投げ込まれたと聴いている。 $\frac{\vec{}}{\bigcirc}$ 一五月四月二〇日には、UNICEFソマリア事務所の職員四名がソマリア 弔意を表すメールが飛び交い、犠牲者の中にはスポーツ施設の利用者も スポーツ施設に彼の遺影が飾られるなど、 衝撃は大きかった。 I C E

邦人職員名簿

動があると改訂版を配布していたが、同年九月、在ケニア日本大使館の一等書記官 二四名の邦人職員がいることを確認し、邦人職員名簿を職員に配布した。 た邦人職員や、日本人会の名簿も頼りに、ケニアには二〇一五年五月一六日現在で 邦人職員の数を把握していないことに疑問を感じた。しかし、文句を言っていても ECDではOECD日本政府代表部が邦人職員名簿を作成していたし、在外公館が を知った。在ケニアの日本人会の名簿はあるが、国連機関の邦人職員の多くが日本 が、邦人職員名簿は存在せず、在ケニア日本大使館も全体像を把握していないこと から「邦人職員の把握は、 始まらないので、自分で邦人職員名簿を作成することにした。 人会に入会していないので、 着任後、国連機関で勤務する邦人職員がケニアに何名いるのか知りたいと思った 管理を引き取らせて頂きたい」との申し出があったので、 邦人の安全確保の観点からも大使館の職務であり、 日本人会の名簿も当てにはならないことも知った。O 国連の構内で出会っ

書かれているものが多い。筆者はOECDでフランス語の文書を読んでいたが、そ るということがないので、調達が重要な分野だとは考えられていない。 調達と在庫の内部監査は経験したことがなかった。保険会社は素材や部品を調達す 筆者の場合も同様であった。監査対象であるUNHCRの業務やル が全く異なる。 国はフランス語圏でUNHCR中央アフリカ共和国事務所の書類もフランス語 会社の商品は金融商品なので商品や部品の在庫はない。 さらに、中央アフリカ共和 のが大変で、 の当時読んでいた書類は保険分野に関するものでありUNHCRの文書とは語彙 国連監査部の同僚も「最初のミッションが一番大変だった」と異口同音に言うが、 UNHCRのマニュアルを一々読み込む必要がある。 その上、筆者は ールを理解する また、

央アフリカ共和国事務所の職員は避難していたが、オフィスは略奪され、 当時のボジゼ政権が崩壊した。セレカとキリスト教自警集団アンチ・バラカは各地 報道された。しかし、我が国では、それ以降のことは報道されたこともあまりない。 徒を主体とするイスラム系反政府勢力連合セレカが侵攻し、首都バンギを占拠し、 国フランスのナポレオンに倣った派手な即位式を挙行したことは、我が国でも広く ても我が国ではあまり馴染みがない。ボカサという参謀総長が一九六六年一月にク ーデターによって大統領に就任した後、一九七六年一二月に皇帝に即位し、 - 夕、文書を失った。 中央アフリカ共和国はその惨状も尋常ではなかった。中央アフリカ共和国と言 国はその後もクーデターを繰り返したが、二〇一三年三月、北部 突し、多くの国内避難民が生じた。バンギが占拠された際には、 UNHCR中 のイスラム教

農民である。 とは元々難し 北から来た人々で、面長で、遊牧民である。キリスト教徒は土着の人々で、丸顔 フリカ共和 イスラム教徒とキリスト教徒の対立というと双方が一神教であることによる理 の争いかとも思うが、アフリカにおいては様相が異なる。 往々にして生存を賭けた奪い合いになるので、両者が折り合いを付けるこ 土着の農民が大事にしている水は、後から来た遊牧民にとっても貴重 国に ¿1 さらに、 おいても少数派であるにもかかわらず経済を握っている。これが、 イスラム教徒は一般的に交易や商売に長けており、 イスラム教徒は元々

キリスト教徒にとってはおもしろくない。

きない遺体が残されているとの説明を受けた。 焼き尽くされた商店の奥も破壊されていた。その中には、治安が悪いために回収 警護しているとの説明を受けた。道路沿いの小規模な商店は軒並み焼き討ちに遭い ラム教徒の報復を招くことになるので、国連の平和維持活動部隊がイスラム教徒を 連の平和維持活動部隊がいないとキリスト教徒がイスラム教徒を襲い、それがイス 首都バンギではキリスト教徒は教会の内部と周囲に固まって生活していた。イスラ ていると思うと気味が悪かった。 ム教徒の住む街の一角は、 レカとアンチ・バラカの衝突は、隣人同士が突然殺し合いを始めるという惨劇 筆者は、 二〇一五年五月一九日から六月五日まで同国に滞在したが、 国連の平和維持活動部隊によって取り囲まれていた。 多くの野犬がいたが、 遺体をあさっ

異なり、 愛想であったが、 れるホテルは二軒しかない。普通の高級ホテルとは異なり、ホテルのスタッフは不 リビア資本であった。これ以外に、国連の職員が宿泊しても治安上問題がないとさ そこに宿泊することができた。このホテルはバンギで唯一 のように荒廃したバンギであるが、 バゲットも美味しかった。 マラリアにはならずに済んだ。 食事は良かった。また、 何回か蚊に刺されたが、 一軒だけ五ツ星のホテル 旧フランス領であるためか、ケニアとは のまともな建物であり、 予防薬を服用してい があ Ď,

らない。 低開発国においてもメインテナンスや修理が容易である点が好まれている。 二名の監査役を移動させるために計四台の自動車を使う。四台の自動車と四名の運 も二台の車が出発し、中間点で筆者と同僚の二名を受け渡し、ボサンゴアからの車 SS)は同国での夜間の移動を禁止しているので、ボサンゴアからパオウアへ二台 転手を五時間強使うことになるが、この方が合理的である。 はボサンゴアに戻り、パオウアからの車は筆者達を乗せてパオウアに戻る。 に戻ることになる。二台の自動車と二名の運転手を丸々一日半以上使わなければな の自動車で移動すると、二台の自動車の運転手はパオウアで一泊し翌日ボサンゴア では、一台の車で移動すると故障などの際、完全に孤立状態になるので、 連機関の車両はほとんどトヨタのランドクルーザーである。 **両が長距離を移動する際には必ず伴走車を付ける。** したが、ボサンゴアからパオウアへの五時間強の車での移動が忘れられない。 中央アフリカ共和国では、ボサンゴアとパオウアのフィ そこで、ボサンゴアから二台の車が出発するのと合わせて、 また、 国連安全保安局 ちなみに、 ルド・オフィスを訪問 故障が極めて少なく、 パオウアから 国連 。 つまり、 Û N D

ると思われた。 うを起こすことのできる特殊車両が到着するころには、タイヤも荷物も略奪され クが横転しているのを目撃した。運転手は途方に暮れていたが、あれだけのトラ 道路は、舗装されている箇所は全くなく、 道路の両側は、 ところどころに集落があるだけで、 凸凹がひどく、 積み荷を満載したトラ ガソリン スタン

鶏がヒヨコを連れて散歩したりしていた。 学校やNPOが掘った井戸くらいである。集落を通りかかると、子供達が盛んに手 ドや商店などは全くない。 ってくれた。 放し飼いの豚が道路の窪みにできた水溜まりに浸かっていたり、 文明の香りがするのは、時々目にするNPOが設立した

ため発電機が故障し、 朝はパン、卵、ジュース、コーヒー、 そのことをよく考えず、懐中電灯として使える携帯電話を手元に置かなかったため、 が、発電機の連続稼働を防ぎ、燃料を節約するため、深夜は電気を止める。筆者は、 じメニューが延々と続くそうだ。このゲスト・ハウスに居住するフィールド・オフ でヤギかチキン)、パイナップル、ジュース、 として雇われた村人(男性の老人)が、食事時になると村から来て作ってくれる。 真夜中に漆黒の闇の中、前日の記憶だけを頼りに手探りでトイレに行く羽目になっ ィスのヘッドは大変だ。筆者が宿泊した日は明け方に落雷が至近距離であり、その の利用は制限され、 フィールド・オフィスを訪問中は、 水道もないので、シャワー、トイレはいずれも貯めてある雨水を使う。シャワ ので火を起こすところから始めていた。 ハウスとは名ばかりでかなりの惨状であった。電気は発電機で賄ってい 雨の中、ヘッドは必死に修理していた。 トイレもバケツから雨水を取り自分で流す。 ジャム、バター、昼と夜はカレー UNHCRのゲスト・ コーヒー。内容は悪くはないが、同 ハウスに宿泊したが、 料理人は電気が使え 食事は、 日

予定外の場所での宿泊

いたが、 を余儀なくされることが頻繁にあった。筆者はそれ以前にも世界中の各国を訪れ アフリカでは、 予定外の場所での宿泊という経験は全くなかったので大変驚いた。 フライトが遅れたり飛ばなかったりして、予定外の場所での宿泊

クラスにダウングレードされた。搭乗クラスをアップグレードではなくダウングレ カ共和国の首都バンギからトーゴの首都ロメまでのフライトの出発が遅れたため ロメ・アディスアベバ間のフライトのビジネスクラスは満席だとして、エコノミー ロメで一泊することになった。翌日、アディスアベバ経由でナイロビに戻ったが、 **ー ドされたのも初めての経験であった。** 二〇一五年六月に中央アフリカ共和国のミッションから戻る際には、中央アフリ ロメからアディ スアベバ(エチオピア)に飛ぶフライトへの乗り継ぎができず、

都のニアメの空港が閉鎖された。そのため、七時間をかけてUNHCRの公用車で 二〇一六年二月にニジェールに出張した際には、管制官のストライキのために首 した中、道路沿いにはビニール袋が散らかり、 のブルキナファソの首都ワガドゥグに向かった。途中の陸路は荒涼たる乾燥地 オバブの木とヤギを連れて歩く遊牧民以外目ぼしい物は何もなかった。そ 灌木にもビニー ル袋が引っ掛か

ており、環境問題が憂慮された。

と断交した。 しながら、ブルキナファソはその後、二〇一八年五月、 ンが行われており、ブルキナファソが台湾を国家承認していることを知った。 ワガドゥグのホテルで一泊したが、ホテルでは中華民国大使館主催のレセプシ 中国の働きかけにより台湾

アニケ国での宿泊を余儀なくされ、水曜日の午前にニアメを発ったのに、ナイロビ 泊することになった。アディスアベバでは預けた荷物を返してくれないので、ホテ に着いたのは金曜日の午後になった。 ルではパジャマも着替えもなく往生した。予定もしないブルキナファソ、エチオピ イトの遅れのためにナイロビへの乗り継ぎ便に間に合わず、アディスアベバでも一 ワガドゥグで一泊した後、エチオピアの首都アディスアベバまで飛んだが、

えずに空港に戻りバンコク便に搭乗した。 搭乗する前に、 荷物が成田ではなく羽田 際会議が開かれていたため、いずれのホテルも満室であり、朝になって宿泊客がチ 荷物はなく、荷物は成田に運ばれていることが判明した。 に運ばれることになっている点を再三念押ししたが、羽田に到着してみると案の定、 れ切っており、 同じで、ようやく夜が明けてホテルでシャワーを浴びても着替えがなく、下着も替 ェックアウトするまで空港で待たされた。預けた荷物を返してくれないのは前 交渉には非常なエネルギーを費やした。また、その日はアディスアベバで大きな国 での一泊を余儀なくされた。「次の便までアディスアベバに留まれ」と言われたが、 フライトが遅れたため、成田へのフライトへの乗り継ぎができず、アディスアベバ 二〇一七年七月、自費で一時帰国した際にも、 のバンコク(タイ)便及び全日空のバンコク・羽田便に変更して貰った。この 便は週三便しかなくアディスアベバで無為に二、三泊するのは敵わないので、 羽田で荷物が出て来ないことを最後まで確認するのは辛かった。 ナイロビからアディスアベバ 精神的にも肉体的にも 回と

要人の訪問

相の訪問 物はオバマ・アメリカ大統領(当時)とローマ法王フランシスコである。 野美沙子さんが訪問したこともある。 さんはこの会議に先立ち、 共同で第六回アフリカ開発会議(TICADV ナイ 筆者がナイロビで在勤中にナイロビの国連施設を訪れた要人のうち、際立っ は日常茶飯事であった。国連開発計画(UNDP)の親善大使を務める紺 の国連施設には各国の要人が頻繁に訪れた。 ケニアを公式訪問し、ナイロビの国連施設を訪問した。 我が国政府は二〇一六年八月、UNDP等と)をナイロビで開催 アフリカ諸国の大統領、 したが、 た大

オバマ大統領は二〇一五年七月二四日から二六日、アメリカ大統領として初 国ケニアを公式訪問し、七月二五日に国連施設で開催された世界企業家サミ

撃することはできなかった。 は在ケニア・アメリカ大使館の隣であったため、大使館に入るオバマ大統領の車列、 るにもかかわらず、ジムや免税店を利用することもできなかった。筆者のアパート に七月二五日の午前中滞在したに過ぎないのに、国連職員は七月二五日、二六日の などの執行管轄権が排除されているので、国連の施設の警備がなぜ特定の国の指揮 揮下に入ること、 七月二五日、二六日は国連施設の警備はアメリカ合衆国シークレットサービスの指 両日、オバマ大統領が去った後も国連施設から締め出された。そのため、 国連施設は、在外公館と同様、ホスト・カントリー(ケニア)による警察権の行使 大使館の敷地内でオバマ大統領を囲む多くの人々を見たが、オバマ大統領自身を目 下に入ることになるのか疑問の多い措置であった。また、オバマ大統領は国連施設 ットに出席した。オバマ大統領訪問の前日には、 国連職員も国連施設から完全に締め出されること、を発表 ナイロビのUNDSSが、 休日であ 週末の

訪れた法王の決意に感銘を受けた。 ミサを執り行った。筆者は数ケ月前に同国でキリスト教徒とイスラム教徒が殺し合 化されないと訴えた。法王はこの後、中央アフリカ共和国を訪問し、首都バンギで 問し、国連の活動を支持する旨のスピーチを行った。筆者も拝聴することができた。 う惨状を見たばかりであったので、平和実現に向けて治安の悪さを顧みずに同国を ローマ法王は、ケニアでのイスラム教指導者との対話の中で、神の名で暴力は正当 ローマ法王フランシスコは二〇一五年一一月二六日にナイ ロビの国連施設を訪

長物ということである。 バチカンが世俗の権力を超越した地位を維持するためには、国連の投票権は無用 認められている。 を取得し、二〇〇四年七月一日に投票権を除いた国連加盟国が有する全ての権利を などを除く)。 トリック教徒に及ぼす影響を考慮し、政治的中立性を保つため」 セルビアなどに承認されていないコソボや、大多数の国から承認されていない台湾 バチカン市国は国連に加盟していない唯一の国家である(ロシア、 同国は、 同国が国連に加盟しない理由は、 一九六四年四月六日に常任の国連総会オブザーバー 「バチカンの決定が全世界のカ と言われている。 -の地位

セキュリティの実地研修

り込みのセキュリティ研修を受けた。こうした研修はUNDSSが主催し、 に出張する際には必須とされていた。 研修では、 ソマリア出張の際に既に受講しているので、 一七年一月一六日から二〇日、ソマリアに出張する前にナイロビ市内で泊ま い国 アルシャ (アフガニスタン、イラク、シリア、イエメン、リビア、 ハブの過去のテロ行為の説明を画像や映像入りで受けたが、 筆者はその後、リビアやイエメンにも出張し 改めての受講は不要であった。 ソマリア等) 危険度

0)

年以上も監禁されたソマリア人の国連職員の体験談を聴いたり、UND この中には二○一五年四月に犠牲になったUNICEFソマリア事務所の車両 オルームとの交信方法や、 画像もあり、あまりに生々しかった。誘拐された場合に備えてエチオピア国軍に一 マリアの歴史、 ソマリアの部族社会やソマリア人の特性なども学んだ。 ヘルメット、防弾チョッキの装着を練習したりした。ソ SSのラジ

訓練は予告されないので寝込みを襲われるのではないかと疑心暗鬼になるし、 手加減が一切ないので、泣きじゃくっている女性の受講者も複数いた。 投げ飛ばされたり、水をかけられたり、馬乗りになられたり、 になった。 ッシュバックのように夢に出てくるので睡眠も浅く、 自分の年齢の三分の一程度の筋肉隆々の若者に襲われては敵わない。迫真の演技で 投げられるとヘルメットや防弾チョッキがずれてしまい敗残兵そのものになった。 のでヘルメットや防弾チョッキの装着も手馴れているが、小生の装着はいい加減で 自動車に詰め込まれたりした。徴兵制度のある国の出身者は軍事訓練を受けている また、ナイロビ市内の演劇学校の学生が扮するテロ組織に二度にわたり襲撃され 研修の終わりの方はヘロヘロ 目隠しをされた上で また、 フラ

、マリア

月一九日から二一日、ハルゲイサを二月二六日から二八日に訪問した。 事務所はソマリアの治安が悪いため調達・経理など主要な機能をナイロビに置い いるので、基本的にナイロビの事務所を訪問し、ソマリアの首都モガディシュを二 二〇一七年二月一三日から三月三日、UNHCRソマリア事務所を訪問した。

を表明しているが、ほぼ独立した状態にある。ソマリランドは国際的に国家承認さ 離を宣言している。プントランドはソマリア連邦政府への参加(ソマリアへの合流) ラム過激派アルシャハブが跋扈するなど治安は非常に悪い。こうした事情から、 な状態になっている。 れていないが実質的に独立国家として機能しており、ソマリアとの再統合は不可能 同様の状況になっていた。 マリア事務所は三つの政府を相手にせざるを得ず、実質的に三ケ国を担当する ンド以外は二〇一二年九月に二一年ぶりに樹立された統一政府が統治するが、 に着いた際に、ソマリランド政府に入国税を徴収された。ソマリランド、プントラ ソマリアでは、北東部のプントランドと北部のソマリランドがソマリアからの分 ハルゲイサはソマリランドの首都であり、ハルゲイサの空港

ソマリア全域で、国連機関の車両(トヨタのランドクルーザー)は防弾仕様 ハルゲイサいずれも厳戒態勢であるが、 防弾仕様の自動車は、ガラスが異様に分厚く、ドアも異様に重い。 モガディシュを離着陸する商業機はない モガディシュの方が警戒度は高い。例 ので、 国連人道支援航空サー モガディシ であ

を使うしかないが、ハルゲイサへはエチオピア航空を使うことができる。 翻訳されるUnited Nations Humanitarian Air Service (UNHAS)のフライト シュではホテルでの滞在はできないが、ハルゲイサではホテルに宿泊する。

むことになっている。 フィス、 ころに巨大なかまくらのような防護室があり、銃撃戦が始まったら防護室に逃げ込 建てのオフィスがひしめいている。 職員の住居はコンテナハウスであり、 ところど 塔以外は平屋の建物しかない。空港に隣接した広いとは言えない敷地に、 際空港の中にある」と聞いて、「成田や羽田にあるような空港ビルが国連機関のオ たっている。 隣接し防護壁に囲まれた敷地内にあり、国連のソマリア支援ミッションが警備に当 モガディシュ国際空港と言っても、我が国の地方空港よりはるかにお粗末で、 と降ろす。筆者は事前に「国連機関のオフィス、職員の住居は全てモガディシュ モガディシュでは国連機関のオフィス、職員の住居は全てモガディシュの空港に 職員の住居として使用されている」と理解したが、実際は大きく異なる。 敷地内の広場では、兵士が、 防護室ごとに水や食料が備蓄されている。 朝になると国連旗を掲揚し、夕方に = 玉

場合、大変である。 それ以外の地域では四週間過ごす毎に一週間の休暇が与えられる。R&Rを取得す 普段はソマリア事務所の職員が使用しており、洋服タンスは職員の衣服、 る都度、留守中に他人が宿泊することを想定しなければならないので、 下は職員 っている職員のコンテナハウスを使う。筆者が割り当てられたコンテナハウスも、 (Rest and Recuperation:R&R) を認めており、職員はハルゲイサでは六週間、 コンテナハウスの数は限られているので、訪問者は、休暇や出張のため不在にな の靴で一杯であった。ソマリアについて、国連は年休とは別に「保養休暇」 特に女性

Sが大統領選挙による治安の悪化を理由に敷地外へ出ることを禁止したため、パ トナーを訪問できなくなった。パートナー 筆者は、モガディシュに滞在中パ ートナーを訪問する予定であったが、 に経理書類を持って来て貰って対応した。 U N D S

アンマンへの異動

期異動がないので、いちいち願書を書いて応募しなければならない。筆者は、 するUNHCRフィールド監査課(アフリカ)から、 ナイロビでの生活を気に入っており何の不満もなかったが、 直後から上司にも「定年までの時間は限られているが、一場所で終わるつもりはな 地域とするUNHCRフィールド監査課(その他)に異動した。国連監査部には定 い」と言い続けていたこともあり、UNHCR監査サービス内の異動で落ち着いた。 いう点では同じであるが、 二〇一八年一月一日付けで、アンマンに異動した。難民支援活動の現場の監 サブサハラ(北アフリカ以外のアフリカ)を担当地域と サブサハラ以外の全てを担当 「定年までの限られた

理由であった。より真面目な動機としては、地中海のボートピープル、ベネズエラ 期間にもう一場所経験してみたい」という欲張りな好奇心が異動を希望した最大の があった。 からの避難民、 いるのに、ナイロビのポストではこれらの地域を担当することができないという点 シリア、イラク、ミャンマー等の難民問題が世界的な耳目を集めて

アンマンの同僚

ダ人のP-チーフ(P —5 レベル)とはスカイプで連絡を取った。 らは筆者一名になった。ジュネーブに常駐している南アフリカ出身のセクション・ ベルの監査役が一名加わり合計三名になったが、異動が相次ぎ、二〇二〇年二月か 中東・北アフリカ局のオフィスの中で間借りしていた。 ンガリー)、 Η C R フィ アンマンの三ケ所に分散しており、アンマンには筆者の外に、ウガン レベルの監査役が一名いるのみであった。 ルド監査課 (その他) の同僚は、 ジュネーブ、ブタペスト(ハ アンマンでは、 途中でケニア人のP-U N H C R い レ

アンマンでの生活

ディカルセンター、免税店、 アンマンに落ち着くと、ナイロビにある充実した国連の施設(スポ 語学研修センター)が恋しくなった。 ・ツ施設、

料)にしてくれた。 問題点も把握していた。筆者は世界の九○ケ国以上を訪問したが、日本人をこれほ 褒め方をする。また、「労働時間が長過ぎる」「いじめによる子供の自殺がある」等、 我々が追いつくのには二百年必要だ」と言われたこともある。 仰ぎ見るような眼差しになる。「日本は地球上の国家ではない。別の惑星の人々だ。 極めて高く ベッドルームが三つあったが、筆者が探していたベッドルームが二つある物件の賃 ど絶賛する人々を見たことがない。 に対する反感が強いので、その反動)なのかと思っていたが、 では中国人や韓国人に間違えられるが、「日本人だ」と言うと、 日本人が入居することを大歓迎し、家賃を筆者の言い値(大家さんのアパートには の品質が申し分ない」「最先端の技術を持ちながら独自の伝統を守る」等、 (ヨルダンの人口の大多数を占めるパレスチナ人の間では、イスラエル支持の米国 ヨルダンに関して印象深い点は次の三点である。まず、日本人に対する好感度が 「礼儀正しい」「他人に対する気配りができる」「秩序や規則を守る」「製品 「世界一の人々」「宇宙一の人々」等、 アパートの大家さんはヨルダン人であったが、 絶賛の声が絶えない。 そうではない。 当初は政治的な理由 急に背筋が伸び ジムなど

気候が、 夏は思いの外快適であるが、 冬が厳しい。 四季を通して気温は東

夏でも、 とした暖房設備が欠かせないが、ヨルダンは産油国ではないのでヒーティングオイ を滑らせながらも出勤したが、出勤していたのは筆者のみであった。冬はしっかり なる。このため、 路は直ちに冠水して歩くことも困難になる。二〇一九年一月には二〇センチメ くて、雨も降り、 方は窓を閉めないと寒過ぎるくらいである。 京と大差ないが、夏であっても乾燥しているので汗をかいている感じがしない。真 ルがおそろしく高価で、暖房の時間を限らざるを得ない。 の積雪もあった。 日差しは強いがエアコンや扇風機は不要で、夜は涼しく快眠できる。 積雪があると公休日になる。筆者はこのことを知らず、 強風も吹く。 アンマンは坂が多く、積雪があると、自動車を利用できなく 都市排水がしっかりしていないので、 しかしながら、冬は、寒いだけではな 雨が降ると道 積雪に足

法的な根拠は知らないが、 で入手する。 め買いだめをするのでなければ、 最後に、イスラム教国なので、 酒類や豚肉は、 地場のワインやビールもあるが大変に高く、 この地域では少数派のキリスト教徒が営む小規模な専門店 酒屋はラマダン(断食月)の間は閉まる。このため、 ショッピングモールにも酒類や豚肉は販売され ラマダンの間、禁酒を余儀なくされる。 酒飲みには辛い。

リビア

月三〇日から七月四日に訪問した。 置いているので、基本的にチュニスの事務所を訪問し、リビアの首都トリポリは六 事務所はリビアの治安が悪いため主要な機能を隣国チュニジアの首都チュニスに 二〇一八年六月二五日から七月一三日、 UNHCRリビア事務所を訪問した。

と言っていた。 心事は、ミャンマーの少数派イスラム教徒ロヒンギャ、ベネズエラ、リビアである」 リッポ・グランディ氏は、 らイタリアヘボートで渡ることが主要なルートになっており、 (特にイタリア) やメディアの注目を集めていた。 国連難民高等弁務官であるフィ 欧州に到達することを目指すサハラ砂漠以南からの避難民にとっては、 イタリア出身ということもあってか、「自分の最大の関 リビアは欧州諸国 リビア

チュニスの事務所を訪問し、リビアで活動するナショナル・スタッフとはビデオ会 されるのはトリポリに限られていた。 **国連監査部は二○一五年九月から一二月にリビア事務所を監査したが、その際には** た後、二〇一四年七月にはインターナショナル・スタッフに避難命令が出された。 リビアは内紛状態が続いており、武力衝突がトリポリを含む複数の場所で勃発し **した。避難命令は二○一八年二月にようやく解除されたが、アクセスが許**

て トリポリでは、 いた。 いずれの敷地も頑丈な防御壁で囲まれ、 国連機関が共同で、 住居が入る敷地とオフィスが入る敷地を確保 職員は二つの敷地の間を防弾仕

様のランドクルーザーで移動していた。 モガディシュ(ソマリア)の居住環境よりはるかに良好であった。 居住区はかなり広く地中海に面しており、

庫の全て、難民申請の受付をする登録センターなどを防弾仕様の車で訪問すること ができた。 トリポリ市内では、主要なパートナーの事務所、救援物資を保管する四ケ所の倉

勢力に分断されている。国家が崩壊すると結局のところ犠牲になるのは国民である。 まま自宅まで食事に帰っていた」と教えてくれた。国際社会はカダフィを殺害して カダフィ政権を倒して、国際社会が意図した正義が本当に実現されたのか考えさせ しまったが、 が統治していたころは、街はのどかで、商店主は昼食の時間帯になると店を開けた 商店は昼食の時間帯になるとシャッターを下ろしていた。 その後のリビアには民主的な統一政権は実現せず、同国は複数の武装 運転手は、 フ

ウクライナ

破壊が続いており、ウクライナ事務所では、復旧に必要な資材・資金を支給して ク間は片道五時間程度をかけて列車で移動した。東部の両州では爆撃による住宅の ネツクにあるフィールド・オフィスを訪問した。キーウ(キエフ)・スラヴャンス 東部のドネツク州スラヴャンスクにあるサブ・オフィス、 首都キーウ(キエフ)のカントリー・オフィスに加え、九月二三日から二六日には $\frac{\vec{}}{\bigcirc}$ 一八年九月一七日から一〇月四日、UNHCRウクライナ事務所を訪問 ルガンスク州セヴェロド した。

きく変化していることは疑いない。現地職員とその家族の無事を祈らずにはいられ を取得して二重国籍になっている市民も多い同国西部の声との相違を指摘してい 巻いているのではないかと想像していたが、現地職員の多くは「ウクライナはEU、 リミヤ半島を実効支配していた。ウクライナ国内ではロシアに対する怨嗟の声が渦 ロシアとの等距離外交を維持すべきである」と述べ、隣国のEU諸国のパスポート 筆者の訪問当時、 今回のロシアの軍事進攻によって、ウクライナ国民のロシアに対する見方が大 親ロシア派勢力が東部二州の一部を支配するほか、 ロシアはク

れている。故郷の戦禍からウクライナに逃れたところ、 らのあまりに過酷な運命には同情を禁じ得ない。 ウクライナはアフガニスタン、 シリアなど五○以上の国から難民を受け入 再び戦禍に巻き込まれた彼

フェイマス・ヒサヤ

呼ばれていることを知った。 ジュネーブのUNHCRの本部やサービス・チーフの周辺でフェイマス・ヒサヤと 哉さんです」(This is famous Hisaya.)と言って筆者を紹介した。この時、自分が リートに出席した際、サービス・チーフがUNHCRの職員に「こちらが有名な久 二〇一八年一一月にUNHCR監査サービスの年次会合であるアニュアル・リト

と言ってくれた。筆者は日本人らしい丁寧な仕事をすることを目標にしていたので、 このような評価は嬉しくはあったが、「これで益々手を抜けなくなるな」とも思っ サービス・チーフは「全てのポイントをきっちり押さえていることで有名である」 丁寧な仕事をしようとすると、労力も必然的にかかる。

仕事を進めやすいという面はある。 のではなく、「こいつの言うことを先ずは聞いてみよう」と一目置いてくれるので、 有名になると、UNHCRの各国の代表や職員が、当方に対して対決姿勢で挑む

筆者に伝えてくれた。 ニュアルの遵守状況だけを監査しているわけではない。ビジネスをする上での常識 ろとUNHCRのマニュアルのどこに書いてあるのだ」と反論してきたので、「マ 職員は不満を筆者の同僚である若手の監査役にぶつけ、若手の監査役はそのことを に属することは、マニュアルに書いてなくてもするべきだ」と反論を退けた。 ある国にミッションに行った際に、 しかし、自分からは動かないことにした。 **UNHCRの若手の職員が「そんなことをし**

れにもかかわらず、筆者が最近チーフを務めた国を調べたというのは研究熱心であ かであった。 にぶつけ、彼の上司が「久哉の最近のレポートを読んでみろ」と諭したことは明ら た国であった。それ以降、若手職員は協力的になった。若手職員が不満を彼の上司 レポートを読んだ」と言って帰っていった。A国もB国も筆者が最近チーフを務め UNHCRの若手の職員は筆者達の部屋に来て「A国とB国に関する監査 ちなみに、 監査レポートは匿名であり、筆者の名前は出て来ない。そ

イエメン

Sがセキュリティ・リスクを極度(extreme)と評価し、 はアデンのある南部などに限られる。二○一五年三月には対立が激化し、 など国際社会の多くから承認され「政府」と呼ばれるハーディー政権派の実効支配 が首都サナアのある北西部を実効支配し、サウジアラビアが率いるアラブ有志連合 同国では内戦が続いており、 U N H フに避難命令が出された。 と呼ばれる、イランを後ろ盾とするイスラム教シーア派武装勢力フーシ派 CRイエメン事務所を二〇一九年三月二四日から四月一一日に訪問した。 人口の三分の一が国内避難民になっていた。「事実上 その後、 避難命令は徐々に解除されたが、 インターナショナル・ス U N D S 現地入り

国連監査部は二

臨時事務所を訪問し遠隔監査(remote audit) ○一六年八月から一一月にもイエメン事務所を監査したが、その際にはビザを取得 できず、イエメン事務所がイエメンに入国できない職員のためにアンマンに設けた を行った。

できるインターナショナル・スタッフの数には制限が設けられた。

る必要がある。 に取得して貰いサナアの空港に到着した時に受け取った。 上の政府」のビザは、 同国に入国するためには、 「政府」のビザはイエメンの在アンマン大使館で取得したが、 「事実上の政府」には在外公館がないので、 「政府」と「事実上の政府」の両方からビザを取得す イエメン事務所

は「シリアより酷い」と言った。 けが残り、破壊された飛行機が散乱していた。隣の席に座っていたシリア人の職員 のフライトを使うしかない。「政府」を支持するサウジアラビアなどが空爆するの サナアの空港は商業機の離着陸が禁止されているので、アンマ サナアの空港はまともに残っているのは管制塔程度で、格納庫などは骨組みだ ンからUN Η

設に戻る。治安が極度に悪化して職員が出勤できない事態も想定されてい 所に出勤する。帰宅時も同じで、事務所内の集合場所に集まり、数台ずつで居住施 発時間が連絡されるので、居住施設内の集合場所に集まり、数台ずつで各々の事務 共同で管理している居住施設に宿泊していた。居住施設は四階建ての建物が何棟 台だけで移動すると取り囲まれる危険があるので、常に数台で移動する。 並んだ団地のような体裁であるが、刑務所よりも高い壁で囲まれていた。 に買って来て貰った食材を使って自炊していた。 スコート、カフェもある。 住施設と事務所の間の移動は全て防弾仕様のランドクルーザーで行われていた。 サナア市内の治安も非常に悪く、現地採用の職員以外の国連職員は、 の各階には、 臨時のオフィスや会議室も用意されていた。 レストランもあるが、 ほとんどの職員は現地採用の職員 ジム、プール、 国連機関 また、 前日に出 Ċ,

設を確保し職員を居住させていた。UNHCRの場合、筆者のような訪問者は、オ 食材を買い出しに行ってくれる。 フィスの最上階にあるペントハウスを利用する。到着すると、 アデンには、国連機関共同の居住施設がないので各々の国連機関が各々の居住 日数・人数に合わせて、パン、卵、果物、野菜、牛乳、 夕食はその職員を通して出前を注文する。 ジュースなど朝食用 現地採用の職員が、

ると期待してのことである。 情を言えばジュネーブにあるUNHCR本部のマネジメントに直ちに伝えてくれ を訪問した際には、プラカードを掲げた大勢の難民に迎えられた。 監査チームに苦 軍の車両に護衛して貰った。難民の情報収集能力は驚くべき水準にあり、キャンプ アデンの近郊にある難民キャンプを訪問した際には、銃を構えた兵士が搭乗する 苦情は政府の行政措置に関するものであった。 UNHCRの要請があったので、 難民の陳情団と面会

エメ は通貨の点でも大変な状況にあった。イエメン の中 央銀行は首都サナア

ないという事態が日常化していた。また、サナアで使用されている紙幣はボロボ ないので、北西部の銀行は常に現金不足に晒されていて、預金者が預金を引き出せ イエメンの北西部を実効支配する「事実上の政府」には中央銀行がないので北西部 であった。 から南部にあるアデンに避難し、発券銀行としての業務は同国南部に限られ 同じ通貨を使っている。しかし、北西部には南部から通貨がなかなか入ってこ れていた。 口

菌も怖かった。 名物であるハチミツを買って帰ることもできなかった。ナイロビに在勤中にコレ していた。ヨルダンもイエメンからの食品の持ち込みを厳禁しており、イエメン の予防接種を受けてはいたが、目に見える戦闘行為だけではなく、 イエメンではコレラが蔓延しており、国連機関は職員に消毒液を配布し注意を促 目に見えない Ö

陥る。 った。 Rを取得できないことも多いとの声を聴いた。国連機関共同の居住施設は十分に広 国内避難民や難民のために働いている職員の方々には正直、 の点でもイエメンは立派だった。お国は悲惨だが、イエメンの個々人は優秀だと思 では六週間過ごす毎に一週間の休暇が与えられる。しかしながら、多忙のためR& ンについて、国連は年休とは別にR&Rを認めており、サナアでは四週間、アデン イエメン事務所に対しては、 外出は防弾仕様車で行先も限られるとなると、監禁されているような感覚に 各国の事務所の出来不出来は現地採用の職員の質に大きく左右されるが、 いくつかの勧告を出したが、こんな厳しい環境下 頭が下がった。 イエメ で

音する。 あることは間違いない。シバの女王の国シバは紅海を挟んで南アラビアとその対岸 はアデンにあったと考えている人々もいるし、アラビア語ではアデンをエデンと発 にあったと考える人々もいる。最近の研究によれば人類は東アフリカから紅海を渡 なか素敵な建造物が残されていた。 いたのかもしれない。 って全世界に広がったので、旧約聖書を作った時にはご先祖様の古い記憶が残 悲惨な状況にあるイエメンであるが、本来は素晴らしい場所である。 サナアの街はノアの息子が開いたという言い伝えもあり、極めて古い街で 車の窓からしか見られなかったが、サナアの旧市街にはなか エデン つて の園

父の死

したが、 親の死に目に会えないなどという事態に陥らないように全力を尽くしてくれた。 (Family emergency) に際して、国連の上司や同僚は極めて柔軟に対応してくれ のではないかという懸念が付き物である。筆者の父は二〇一九年八月一日に逝去 海外勤務をしていると、日本の家族が自分を必要としている時に日本にいられな 幸いにして筆者はその時、父の病室にいることができた。家族の非常事態

との話しから事態を楽観視していた。日本人会の年次総会に出席した際にクジ引き 染性腸炎のため今日から入院した」との連絡を受けたが、「食あたりではないか」 を不自由なくこなしていた。筆者は、 たが、大変元気で、前年から介護施設に入所している母を時折見舞い、一人暮らし けた六月二七日の朝、弟から「癌性腹膜炎の可能性が極めて高く、余命は長くて半 で死海沿いのリゾートホテルの無料宿泊券が当たったので死海に出掛け、一夜が明 りとした時間を過ごしていた。 にアンマンに戻り、七月四日から三一日に予定していたホームリーブ休暇までの間 コロンビアでの監査の作業文書(Working paper)の整理のほかは、 短ければ一ケ月以内」とのメールを受け取った。 筆者が生まれ育った岐阜市内の家で暮らしていた。既に九○歳に達してい 六月二四日に、 コロンビアの出張から二〇一九年六月二一日 岐阜市で勤務する弟から、「父が感 比較的ゆった

刷して紙のファイルとして日本に持ち帰るためである。 **うに予め依頼してあったが、このうちの最重要書類を筆者がアンマンを発つ七月三** 既に五月二四日に、ギリシア事務所に関する基礎資料を七月三一日までに集めるよ 生じた。 当することになっており、この監査の準備を日本の自宅で行うことになる可能性が 本の自宅のプリンターは大量の文書を印刷するのには不向きなので、アンマンで印 日までに用意するように依頼した。父の病室で読むことになるかもしれないし、 筆者は二○一九年一○月にUNHCRギリシア事務所の監査をチーフとして抇 ジュネーブに常駐しているUNHCR監査サービスのアシスタントには、

専門とする病棟のある病院への転院を勧められたので、七月八日に緩和ケアの専門 ジット・デブリーフィング・ノーツ、監査結果詳細については二四頁を参照願う)。 るが、今回も仕事はそれなりにあった。UNHCRコロンビア事務所から、エグジ 暇で日本に滞在している間に二、三日を業務に割くというのは通常のパターンであ のメンバーの助けも借りて、コメントを反映させた監査結果詳細を作成した(エグ 自宅のある神奈川県藤沢市と父のいる岐阜市とを頻繁に往復することになった。休 医と面談し、病室の空いた七月一八日に父をこの専門医の病院に移した。 転院 ット・デブリーフィング・ノーツに対するコメントが送付されたので、監査チーム 父は積極的な治療はしないとの意思を表明しており、父の主治医から緩和ケアを 日本に戻ると、帰国の際に行うことにしていた人間ドック、歯科検診などに加え、 家内も同行してくれ、 父は家内に別れの言葉を伝えた。

懸念していた。そもそもホームリーブと言っても国連はフライトの費用を負担して くれるだけで特別な休暇をくれるわけではない。また、国連には忌引き休暇の定め 「診断書の不要な病欠」(Uncertified Sick Leave:USL) この頃、筆者は父の闘病が数ケ月に及んだ場合に休暇の枠が足りなくなることを 年間三○日の有給休暇(三○日まで翌年以降に繰越し可能)と年間七日の の中で対応しなければ

たところ、 あるが)病欠扱いにする」との解決策を示してくれた。父の新しい主治医に相談し 合い、「本人はそもそも働くことができる状況にないので(医師の診断書は必要で が数ケ月に及んでも筆者が父を看取ることができるようにサービス・チーフと掛け ったので、 セクション・チーフは、筆者から相談や依頼をしたわけではないのに、 「疲労、心労のため三週間の安静が必要」との診断書を快く書いて下さ 七月二八日以降は病欠扱いとした。 父の闘病

の言葉になった。翌日に長女と面会した際には既に言葉を発することはできず、ボ 今月中に逝去する可能性もある」として、八月一日の離日を延期するようにアドバ イスされた。八月一日のフライトを八月二三日に変更する手続きに着手するととも **−ドに「きれい」と書いた。これは父が書いた最後の文字になった。** 七月二六日、医師から、 筆者の長男、長女を各々二七日、二八日に父に面会させた。父は長男と面会し 明確な声で「嬉しい」と繰り返し、 「食事が摂れていないので、余命は二週間程度であり、 嬉し泣きした。これは父が発した最後

まり、翌日の昼過ぎ、父は旅立った。 ぎに父の病室に着いた。 無呼吸に陥る」 との連絡を受け喪服も用意して直ちに岐阜に向かい、 発生したが筆者には請求しないで済ませてくれた。七月三一日夕刻、医師から「時々 **フライトの変更についてもジュネーブの担当者は柔軟に対応してくれ、追加費用が** この後、筆者は一旦、藤沢市の自宅に戻り、フライトの変更手続きを完了させた。 父は呼吸が荒く意識はなかった。筆者はただ独り病室に留 午後一〇時過

を執り行った。父の実家のサポートは絶大で、これがなければ喪主の務めを果たす ことはできなかった。 同日、 父の遺体を実家に移し、 八月二日、三日、実家近くの葬儀場で通夜、

者の リシア事務所の監査の準備を本格的に始めた。 **実家の電話・NHKの受信契約の解約)を潰すことに没頭した。これに加えて、ギ** 続き、遺族年金の受給手続き、実家の水道・電気料金や火災保険料の引落口座 きの全体像を把握し、 その後、八月二三日に羽田を発つまでは、 口座への変更)及び直ちに出来ること(例えば、生命保険の保険金請求手続き、 最低限しなければならないこと(例えば、 父の死去に伴い必要になった事務手続 年金の受給停止手 の筆

明を、銀行や証券会社に提出する、という煩瑣な手続きを取る必要が生じる。また、 前で署名をしてサイン証明を取得する、三.日本に戻り、 産の整理を進めようとすると、一・被相続人の資産を保管している銀行や証券会社 翌年九月末付けの定年・帰国まで延期するという判断をせざるを得なかった。 から必要書類を取り付ける、 んだ書類に署名し、サイン証明を取得するという方策があるが、非居住者自身が遺 住者には、署名が必要な書類を持って現地の在外公館に行き、領事の面前で持ち込 しかし、筆者は非居住者であるため印鑑証明書が取得できず、 二.この書類を持って任地の在外公館に行き、 署名した書類とサ 父の遺産の整理は 館員の

辛い日々を過ごした。 先の意向による。 書類を在外公館に持ち込む必要はないが、この証明方法を受け入れるか否かは提出 は、非居住者の署名を単独で証明するという方法もあり、この場合には署名すべき 被相続人の不動産を処分するためにも、同様の手続きが必要である。 休暇明けはリフレッシュしているものであるが、今回だけは勝手が違った。父は、 肉親の不幸に見舞われた場合、遺産の整理を自ら進めることは実際上かなり難しい。 小生が国連監査部に転職する際も「親の死に目に会えなくなる」などとは一切言わ の整理を延期するということでも大きな支障はなかったが、国際公務員が在職中に 八月二三日にアンマンに戻ったが、心身の消耗は激しかった。通常ホームリーブ 喜んで送り出してくれた。 筆者の場合、定年・帰国が遠い未来の話しではなかったので遺産 最大のサポーターを失ったという喪失感が大きく、 サイン証 明に

ツの準備など、ホテルの部屋に戻ってからも考えなければいけないことが余りに多 況の把握や同僚に対する指示・アドバイス、エグジット・デブリーフィング・ノー フとして、自分自身の担当分野の切り込み方・落とし所、 プロジェクトの現場やパートナーの事務所の訪問が連日続くし、監査チームのチー い。このため、頭の中を父が占拠することは許されず、これが心身の回復を促した。 「日常生活」を取り戻すことができた。監査中は、UNHCRの職員との面談や、 しかし、一○月七日から二五日の間、監査のためギリシア事務所を訪問し 同僚の担当分野の進捗状 してから、

生命の危機

かない。 ション中ではなく、 ョン中は国連という組織にがっちり守られているが、日常生活においてはそうは 国連監査部の在勤中、 アンマン市内の日常生活の中で生じた。考えてみれば、ミッシ 生命の危機が一度あった。危機は、 最も気にしていたミッ

ばしている。 ない所が多い。 アンマンは自動車専用道路以外の道路も道幅が広く、自動車がかなりの速度で飛 センターラインや横断歩道も引かれていない。大きな交差点であっても信号が しかし、歩道と車道を区別するガードレールやラインがないのが普通

者が信号のない大きな交差点に入ったところ、筆者の右手から交差点に入って来た に気付き、驚き慌てた運転手の顔を忘れることはできない。運転手は右に急ハンド 乗用車がいきなり左にハンドルを切り、筆者にまともに向かってきた。筆者の存在 動揺から冷めやらぬ表情をしていた。 ンチメートルもなかったと思う。運転手は急停止し筆者を振り返ったが、精神的な ルを切り、筆者は右に跳んだ。衝突は回避できたが、自動車と筆者の間隔は一 筆者は、二〇二〇年二月の昼間、 いつものように徒歩でジムに向か 今考えても、 ぞっとする。 発展途上国では交 つて いた。

通事故を防止する基本的なインフラ(信号、ガードレール、 インなど)が整備されていないことも多いので、くれぐれも注意が必要である。 横断歩道、 センターラ

緒方貞子さん

四代目のアガ・カーン氏(イラン)と並びわずか二名のアジア出身者である。 連難民高等弁務官を一九九一年から二○○○年まで務めた。歴代の一一名の国連難 民高等弁務官の中で唯一の女性であり、一一名のうち九名を欧州出身者が占める中 の章の最後を緒方貞子さんで締めくくる。緒方さんはUNHCRの第八代 0

ボ紛争における一九九八年以降の人道援助において、 務官を務めた一九九一年からの一○年間は非常に難しい時期であったが、一九九一 職員と会うことも多いが、彼女の評判はとても良い。人柄によるところも大きい 高かった。 おける一九九一年以降の人道援助、一九九四年以降のルワンダ難民への対応、 年の湾岸戦争の直後にイラク北部で発生したクルド難民への対応、ボスニア紛争に 旧ユーゴ紛争は欧州のお膝元で起きた一大事であり、 であろうが、緒方さんの実績には圧倒的なものがある。緒方さんが国連難民高等弁 UNHCRの各国の事務所を訪問していると、緒方さんの下で働いたことのあ 国際社会の注目度も圧倒的に 卓越した指導力を発揮した。

ことはまさに驚異的である。 連代表部の公使に就任したことはあるが、基本的に学者である。 歴がないのに、国際機関において非常に難しい時期にあれだけの指導力を発揮した 緒方さんは、国連難民高等弁務官に就任するまで、我が国政府から要請され 国際機関での勤務 て国

Director (D —1) として活躍している邦人職員を、外務省の本省や国際機関の日本 ディ氏(イタリア出身)も、 次長として国連に復帰した。現在の国連難民高等弁務官であるフィリッポ・グラン 連職員として採用された後、一九七四年に我が国の外務省に移籍し国連日本政府代 政府代表部の重要ポストで迎え、国際機関の政治任用のポストの候補者に仕立てる 際機関で政治任用ポストのすぐ下のレベルである Director(D —2)や Deputy あるし、国際機関において緒方さんのような指導力を発揮できるとは限らない。国 表部の参事官、公使、大使を歴任した後、一九七九年に政治任用ポストである事務 という工夫が必要ではないか。明石康さんは、一九五七年に日本人として初めて国 が確保するためには戦略が必要である。学者を候補者に仕立てると言っても限界が に活用すべきである。 マネージすることは難しい。 国連難民高等弁務官などの政治任用で決まる国際機関の幹部のポストを我が国 での長い勤務経験を有する。 **UNHCRや国連パレスチナ難民救済事業機関** 国際機関の幹部として活躍している邦人職員を戦略的 国際機関での勤務経験がないと、 国際機関を Û

二〇二〇年の監査計画

た。 れた (P-者の担当分については、筆者が二○二○年九月末で定年退職になることも考慮され チーフは若い**P** 作成までの責任を負うが、二○二○年第二四半期に行う監査の最終報告書を二○二 なるメンバーとして行くこととされた。監査チームのチーフになると最終報告書の した小規模な事務所の監査の場合、P-ロシア事務所は、二〇一九年のプロジェクト予算が二. ○年九月末までに出すことは不可能であるからだ。ロシアについては監査チームの 「二〇二〇年第一四半期にコスタリカ、第二四半期にロシアに行くが、第三四半期 N H 張はなし」とされた。また、 HCRの各地域統括局と擦り合わせる形で、二〇一九年一一月に固まった。筆 **−3 などポストのレベルの詳細については第八章を参照願う)。UNHCR** C R 監査サービスの二○二○年の監査計画は、当方の国別のリスク評価を **−3 の同僚が務めることになり、筆者は彼をガイドするように言わ** ロシアについては監査チームのチーフではなく単 -3 クラスがチーフを務めることはよくあっ 三百万ドルと小さく、

ほか、ナイロビのUNHCRフィールド監査課(アフリカ)の同僚(P-4)| 名が 民申請が急増したことによる。コスタリカの監査チームは、筆者がチーフを務める を強いることのない職場だとの思いを強くした。 ていなかった。二○二○年は散々な年であったが、 百名以上が死亡するという事態が起こり、ニカラグア人のコスタリカへの入国や難 加わることになった。この同僚はスペイン語を理解するので、UNHCRフィ 一八年四月、社会保障改革を発端とした反政府抗議デモが勃発し武力弾圧により三 監査計画の段階では、新型コロナのためロシアへの出張がキャンセルされること 監査対象に加えられた。オペレーションの急拡大は、隣国のニカラグアで二〇 コスタリカへの出張も新型コロナに散々翻弄されることなどは、 CRコスタリカ事務所は、オペレーションの規模が急拡大していることか **(その他)がUNHCRフィールド監査課(アフリカ)** 国連は職員の安全に配慮し無理 に応援を求めた。 全く予想もし

コスタリカへの出張

なった。 スタリカ事務所への出張は結果的に筆者の国連監査部における最後の 前年の一一月二六日にUNHCR南北アメリカ局と合意し、 二〇二〇年三月九日(月)から三月二五日(水)まで同事務所を訪問する 同日 コスタリ

出するように依頼した。 カ事務所に対して、監査に必要な書類一式を二○二○年一月一○日(金)までに提

指定する旅行代理店では難しかったので、三月一五日(日)にコスタリカの首都サ 見ることにした。また、 えた。帰路には自己負担でパナマに立ち寄り、 街にあるフィールド・オフィスを訪問することにした。この国内線の手配は国連が 査を二○二○年一月一二日(日)に開始し、 ンホセを発ち三月一八日(水)にサンホセに戻るフライトの手配をコスタリカ事務 コスタリカ事務所からの提出書類や、ジュネーブに常駐して ビス のアシスタントが揃えてくれたコスタリカ事務所に関する基礎資料 コスタリカでは、ニカラグアとの国境に近いウパラという **一月二二日(水)にはフライトを押さ** 大型船がパナマ運河を通過する いる U N Η $\overline{\mathbf{C}}$

問点が出てくると説明や追加資料を求める照会メールを出し、それに対する回答や ツについては二四頁を参照願う)。 グ・ノーツの大枠を仕上げることができた(エグジット・デブリーフィング・ つの活動領域を特定し、二〇二〇年三月の初めには、 コスタリカ事務所の協力も得て、基礎資料や提出書類の精査は順調に進んだ。 資料をさらに精査するという形で、疑問点を一つ一つ潰していった。そうした のポイントは最終的に二〇項目に達した。こうして、この監査で取り上げる五 エグジット・デブリーフィ

きを確認しておいた。特に、 の不要な書類は、 て必要な手続き(入館証の返却や費用の精算などの方法)を確認し、 筆者はこの頃、二〇二〇月九月末付けで定年退職になるので、退職に必要な手続 前任者達の物も含め、全て裁断廃棄した。 UNHCR中東・北アフリカ事務所を退去するに際し オフィ ス の中

事務所などと比べればまだまだ小規模で、 急拡大したと言っても、二〇一九年のプロジェクト関連の支出は一三.六百万ドル たが、こうした国々では概ね二倍の作業が必要となる。また、コスタリカ事務所は、 理解は比較的容易であった。筆者が担当した多くの国々(例えば、 と、二○一八年のプロジェクト関連の支出が二一七. からの難民を受け入れていたが、 コスタリカは、 ウクライナ、 イエメン、 ニカラグアのほか、 コロンビア)は、難民と国内避難民の両方を扱ってい 国内避難民の問題はないので、 ベネズエラ、 全体像の把握は容易であった。 コロンビア、 八百万ドルに達したギリ 中央ア オペレーショ ソマリア、 メリカ北部

者を確認したと発表したのは二○二○年一月二八日であった。この患者は、 からのツアー客を乗せたバスを運転していた六○代の男性であった。クルーズ船 「ダイヤモンド・プリンセス号」が二月三日に横浜港に到着すると、 この頃の新型コロナに関する状況であるが、我が国の厚生労働省が初の日本人患 の報道は「ダイヤモンド・プリンセス号」一辺倒になり、 カの会社が運航しているにもかかわらず、 我が国の対応を激しく 同号はイギリス船籍で BBCやCN

ギリス、アメリカは自分達の国が新型コロナの主戦場になることを全く予想して で開催することは可能だとの考えを示したのは二月一九日で、この頃になってもイ た。イギリスのロンドンの市長選候補者がオリンピックを東京に代わってロンド なかった。 ン

ダン国籍保有者であるが、その家族、 確認されたことを発表した。この感染者はイタリアから二月一五日に帰国したヨル のある外国籍保有者のヨルダンへの入国を禁止していたが、二月二五日、こ にイタリアを追加した。また、ヨルダン当局は、 こうした中、 ヨルダン政府は、 過去一四日間以内に中国、 友人の感染は確認されなかった。 三月二日、 韓国、 同国初の感染者一名が イランに滞在歴

5 リカを含む中央アメリカ諸国では感染者の報告が皆無である旨を回答し出発が許 可された。 から三.については制限・制約はないこと、四.については、コスタリカからかな 限はないか、三. 制限はないか、二: ロンビアで初の感染者が確認されたことを知った。 り離れたメキシコ、 コスタリカへの出発の直前三月六日(金)に、ジュネーブのサービス・チー 国連監査部のニューヨークの本部に知らせる必要があるとして、一・ コスタリカに出張する筆者及びナイロビの同僚の全旅程についてフライトの コスタリカ及び近隣諸国の感染者数、の四点を確認するように言われた。 しかし、 コスタリカ国内において検疫や移動の制限などの制約はないか、 翌日の三月七日(土)に、インター コスタリカへの入国、 エクアドル、ブラジルでは感染者が報告されているが、コスタ ヨルダン、 ケニアへの再入国に対する制 ネットで、 コスタリカとコ 監査 一のた ラか

コスタリカでの最初の一週間

Conference)を持ち、 やフィールド・オフィ スタリカ事務所を三月九日 (月) に訪問し、エントリー・コンファランス 監査範囲を記載した監査要綱 スやパートナーの訪問日程を確認した。 (Terms of Reference) (Entry の内容

稿を渡し、文書でのコメントを求めた。先方のコメントを基に、さらに論議を深め、 スタリカ事務所の主要なパートナー二団体を訪問することができた。 **原稿を練り上げていった。** 一つにつ この監査で取り上げる五つの活動領域のうち、二つについては三月九 いては三月一〇日(火)に、 また、三月一二日(木)、 エグジット・デブリーフィング・ノー 三日 (金) の両日に 頁、 ・ツの原

なったので、 ス、ドイツ、 三月一〇日(火)、在ヨルダンの日本大使館のメールで、 したことを知った。帰路のパリを経由してアンマンに戻るフライトが使えなく スペインからヨルダンへの入国を三月一六日(月)から禁止する旨を アムステルダム (オランダ)経由のフライトに変更した。 ヨルダン政府がフラン

こうした中、 コスタリカ政府は国内の事業所に翌週の三月一六日 月 から在宅

した。 監査チームの予定では、 行くことを強いることはできないので、三月一三日 フィスの職員に政府機関、パートナー、プロジェクトの現場に監査チームを連れて でウパラのフィールド・オフィスを訪問することになっていたが、フィールド・オ 勤務するように要請し、 三月一五日(日)にサンホセを発ち、三月一八日(水)ま 同国内の全ての国連機関がこの要請に従うことになった。 金)、 この訪問をキャンセル

コロナ禍でのアンマンへの帰還

る旨を宣言したことを知った。その時点でヨルダンの累計感染者数はわずか一名だ をしていたところ、 ったので大変に驚いた。 コロナウィルス感染予防のために三月一七日(火)午前零時から国境を完全封鎖す 四日 $\widehat{\pm}$ 在ヨルダンの日本大使館からのメールで、 の午前中、 監査チームの同僚以外は誰もいないオフィスで仕 ヨルダン政府が新型

ませ、安心して床に着いた。 電子ビザをインターネットで申請したところ、 観光ができなくなったが致し方なかった。さらに、アメリカでの乗り換えに必要な ニューヨーク経由で月曜日の昼にアンマンに戻るフライトを確保した。 の旅行代理店と国際電話で連絡を取り、翌日の日曜日の早朝にサンホセを出発し、 至急ヨルダンに戻ることにして、 国連が指定しているワルシャワ ビザも夕刻に取得でき、 (ポーランド) 荷造りも済 パナマでの

明。 ることも考えたが、定年になる九月末までにヨルダンに戻りアパートを引き上げた 戻る人が殺到しており、どのフライトも満席であり、 カでの長期滞在と同じであった)。 に戻った。旅行代理店に代わりのフライトを探して貰ったが、 職員を起こして先程別れたばかりの運転手を呼び戻して貰い、誰もいないオフ していないとして搭乗を拒否された(後に、電子ビザが取り消されていたことが判 の強制隔離に服した上、 り預金口座を解約したりすることができるのかという問題が残る点では、コ 一旦はコスタリカでの長期滞在を覚悟した(日本に戻り日本の自宅から在宅勤務す イトはビザの問題があるため避けざるをえない上、国境封鎖よりも前にアンマ しかしながら、 日曜日の早朝ではあるが監査チームの窓口になっているコスタリカ事務所 の問題が発生し、三ケ月以上も後の六月二六日にナイロビに戻り、二週間 翌日の日曜日、 ようやく家族と再会した。 サンホセの空港で、 実際、ナイロビからの同僚は、 筆者はアメリカのビザを保持 ヨルダンへの帰国は絶望的と アメリカ経由のフラ 後日ケニアとの スタリ ンに イ

旅行代理店がボゴタ(コロンビア)、 はエコノミー (ヨルダン)に到着するフライトを何とか見付けてくれた。 クラスしか取れなかったが、 ロンドン経由で国境封鎖 それでも安堵感に包まれて、 <u>の</u> ロンドン・アン 時間前にア 朩 7

来禁止措置と異なり、ヨルダン政府の国境封鎖は自国民の帰国も認めないので、ヨ アンマン間のフライトは満席であり、 明確な指示はなかった。こうした状況は逐一ジュネーブの上司に伝えた。ロンドン・ 書に署名させられた。しかし、国連職員には外交特権があるので何とかなるだろう らの電話で知った(日本大使館には筆者が出張中であることを伝えてあり、大使館 にヨルダンに到着する乗員、乗客全員を二週間の強制隔離に置くことを発表してい ルダン人が慌てて帰国していた。エコノミークラスは特に密集、密接で感染リスク と楽観的に考えていた。UNDSSのヨルダン代表にも電話したが、この時点では の方が筆者の安全確保の観点から知らせてくれた)。アンマン行きのフライトのゲ -トでは、「アンマンに到着後、二週間の隔離に服することを承諾する」旨の誓約 しかしながら、ボゴタからロンドンへ移動中に、ヨルダン政府は三月一六日(月) 筆者は、この発表をロンドンの空港に着いてから、在ヨルダンの日本大使館か 「本当はビジネスクラスのはずなんだよな」と思わざるを得なかった。 ヨルダン人が圧倒的に多かった。我が国の往

アンマンでの強制隔離

を得ないことを理解した。日本大使館、UNHCR中東・北アフリカ局の職員、ジ 表に電話したところ、「当局の指示に従うように」と言われ、 ュネーブの上司にも状況を伝えた。ジュネーブの上司からは後日、筆者がUNDS 日本大使館、 ンマ ンの空港には午後一一時過ぎに到着した。直ちにUNDSSのヨル 中東・北アフリカ局の三者との連絡を欠かさなかったことを評価 強制隔離に服さざる ダン代

ナチスに連行されるユダヤ人のような気持ちがした。 にヨルダン政府が手配したバスの車列と、バスへの乗車を待つ人の列ができており、 おり、当局の指示に従って裏口のような所から外に出た。 空港で荷物を受け取ったが、タクシー乗り場に向かうい 暗闇の中、 つもの通路は閉鎖され 空港の敷地内

れていると聴き、 このような異常な事態の際に何が起きているのかが分らないというのはかなりの もアラビア語なので筆者には全く理解できず、英語の分る乗客に教えて貰っていた。 ストレスだった。 が運転手に行先を尋ねると、運転手は「知らない」と答えた。 り出し、上下とも重ね着した。ようやくバスに乗車したが、バスは動かない。 この時期のヨルダンの夜は寒く、バスに乗車する前に、トランクから部屋着を取 バスの中で、他の乗客からヨルダン王室の王女二名も強制隔離さ 国連職員の外交特権どころではないと妙に納得した。 実は、こうした会話

れた挙句、 バスはようやく動き始め大きな五ツ星ホテルの前に停まったが、さんざん待たさ 「このホテルは既に満室になった」として、別の受け入れてくれるホテ

拒否されるということもあった。朝七時頃にようやく四ツ星と思われるホテルに収 ルを求めてさまよった。 別のホテルの前にバスを停めたが、ホテルから受け入れを

離されていることを知った。 ただけであった。 を差し入れてくれた。 るように指示された。解放されるのではないかと期待したが、別のホテルに移され 方になって、 入国した者、 収容されたホテルは暖房も効いておらず、昼頃にようやく食事にありつけた。 四,八九二名全員が、ヨルダン政府が手配した三三のホテルに分散隔 中東・北アフリカ局の同僚が、 在ヨルダンの日本大使館のメールで、一六日(月)にヨルダンに 夜九時頃に突然フロントから電話があり、荷物を直ちに纏め ミネラルウォー ター、 フルー

クするので、それもできなかった。イスラム教国なので豚肉、酒類は提供されなか と到底受け入れ難いもので、生活のリズムは完全に破壊された。午後八時頃に就寝 飲む習慣がないので手を付けなかった。 し夕食を省略することも考えたが、 われた。 でプール、ジムも使用できず、 った。コーラなどソフトドリンクが提供されたが、食事と一緒にソフトドリン ームサービスは利用できなかった。食事の時間は午前九時、午後四時、午後九時頃 新しいホテルは五ツ星で部屋は綺麗だったが、部屋から出ることは許され 食事はヨルダン政府が一括して用意したものが各部屋の前に配布され、 掃除道具を渡され部屋の掃除は自分でするように言 「ディナー!」と叫びながらドアを激しくノッ な

いるし、 前にはヨルダン軍の装甲車が停まっていた。ホテルの一階には大勢の兵士が詰 見るアンマンの街は平日の昼間であっても交通が全くストップしており、 部屋をノックされ体調を尋ねられたが、体温の測定すらなかった。 ホテルの窓から 検査は一切なく、 当初は、PCR検査が順次行われ陰性であれば解放されることを期待していたが タクシーも動いていないので、脱出などは論外であった。 単純に二週間が経過することを待つほかなかった。数日に一度、 ホテルの

本当に有難かった。 を差し入れてくれた。拘束されている身には、こうしたネットワーク、サポートは の合計六一名を繋ぐSNSを用意してくれ、ミネラルウォーター、 るのかがようやく理解できた。 UNHCRヨルダン事務所の職員が、強制隔離されている国連機関の職員、 このネットワークによって国連職員の身に何が起きて 野菜、 フルーツ

事務次長と監査部員との懇談会がテレビ会議方式で行われ、小生は隔離され 者のことを既にご存知であり、 ホテルの部屋から参加した。事務次長は、国連監査部での強制隔離第一号である筆 この時期に、ニューヨークの国連本部に常駐している内部監視サービス室担当 いたく同情してくれた。 7 いる 0

こうした中でも、 ングをしなければいけないので、 コスタリカ事務所の監査結果を書面に纏め監査結果のデブリー 決して暇ではなかった。 コスタリカでの滞在

予定どおり三月二五日 同僚とも協力し、デブリーフィングを書面方式という変則的な形ではあるが当初 は当初予定の二週間半からわずか一週間に短縮されたが、コスタリカに残っている (水)に行うことができた。

れた。 旨の書面 籍保有者とともに三月三一日(火)に解放されたが、 していることが判明したのは二名だったが、感染者と同じホテルに隔離されて **人達は隔離がさらに数日延長され、PCR検査で陰性が確認されてから順次解放さ** 二週間が経過し、ヨルダン人は三月三〇日(月)に解放された。筆者は他 に署名させられた。強制隔離された四,八九二名のうち新型コ 今後二週間在宅隔離に服 ロナに いた

は小規模な食料品店しか開いておらず、平日であるにもかかわらず自動車は動いて ないので、UNHCR中東・北アフリカ局の同僚に公用車で迎えに来て貰った。街 おらずゴーストタウンになっていた。コスタリカに出張に行く前に冷蔵庫を空にし ていたので、 の運転も一部の許可車両以外は禁止されていた。解放されてもタクシーは動いて 食料品店に徒歩で行くことのみが許され、それ以外の店舗は全て閉鎖され、自動車 この頃、ヨルダンでは一六歳から六○歳の人が一○時から一八時の間に小規模な 同僚に食料品店に連れて行って貰い、 当面必要な食料品を確保した。

日本への帰国

間の強制隔離後さらに二週間の在宅隔離に服することになっていたし、そもそも六 たが、筆者は独り暮らしだったので買い物にも行かなければならず、プリンターや ○歳を超えているので外出は許されていなかった。 スキャナーを使うためにオフィスに行く必要もあった。 られて嫌がらせを受けるという事案も報告されていたので外出は極力避けたかっ る羽目になった。ヨルダンでは日本人が新型コロナの発生源である中国人と間違え 強制隔離からは解放されたが、今度は外出禁止令違反で逮捕されるリスクに怯え しかしながら、 筆者は二週

は明らかに外国人と判る目立つ風貌であるし、 又は両方、許可なく使用された車は三○日間の没収とされていた。このため、 る場合は百から五百ヨルダン・ディナールの罰金刑と一年以下の禁固刑のどちらか 禁止令は罰則を伴うものであり、 はかなり深刻なものであった。 よる逮捕者は連日千名前後、没収車両は五百台前後に及んでいた。 当時のヨルダンの新規感染者数は毎日一○名前後であったが、外出禁止令違反に (一ヨルダン・ディナールは約一. 四ドル) 一回目の違反については百から五百ヨルダン・デ 外出禁止令違反で逮捕されるリスク の罰金刑、 違反が繰り返され ヨルダンの外出

常駐している意味がなくなっていた。 ことを決定しており、二○二○年九月末で定年退職になる筆者としてはアンマンに また、この時点で、国連監査部は二○二○年九月末までの全ての出張を中止する

四月八日、「次の臨時便が確保できればアンマンを離れ、定年までの五ケ月強の間、 本部に提出した。本部は、筆者が強制隔離されていたことなど、ヨルダンの新型コ ロナ対策の厳格さを承知していたので、申請を直ちに承認してくれた。 藤沢市の自宅で在宅勤務したい」旨の申請を内部監視サービス室のニューヨークの ンマンからドー こうした中、 在ヨルダン日本大使館は、 ハ(カタール)まで飛ぶカタール航空の臨時便を案内していたので、 既に筆者が強制隔離されている間に、ア

えた。 るに際 返却すべき物や精算すべき現金をどこに置いたのかを写真を添付したメールで伝 の点は円滑に処理できた。 けることができた。幸いにして、UNHCR中東・北アフリカ局の事務所を退去す 銀行口座をどうやって解約するのかが最大の問題であったが、UNHCRの運転手 銀行の支店網が閉鎖されている中、ヨルダンの地場銀行に開設してあった筆者 して必要な手続きは確認してあったし、部屋も綺麗に片付けていたので、こ の本店まで連れて行ってくれ、何とか口座を解約し、預金残高の払戻しを受 UNHCRの同僚に会えないことは想定外であったが、

たので、 四月二一日(火)午前二時頃ドーハ発、午後七時前に成田着のフライトが案内され 日本大使館から、四月二〇日 (月) 午前一時頃アンマン発、午前四時頃ドー このフライトで帰国することにした。

手配されたバスで空港に向かった。 の車で迎えに来てくれた。JICA(国際協力機構)がアンマン勤務の職員の家族 の日本への帰還を進めており、日本大使館でJICAの職員の家族の方々と合流 アンマンを離れる際には、タクシーが動いていないので日本大使館 の方が大使館

鍵を返却することになるが、大家さんは自家用車の使用が許されていないのでアパ ないので管理人に鍵を渡さないでくれ。鍵は日本に持ち帰って処分してくれ。 にはいずれドアを破壊して入る」と言うので、 -トに来ることはできなかった。 ヨルダン人の大家さんが 「ヨルダン人は信用でき 普通であれば、アパートを退去する際には大家さんに部屋や家具を点検して貰い その指示に従った。

ランとしていた。 たが、ドーハの空港も閑散としていた。 明が灯っていた。乗り継ぎの関係でドー その日、空港から出るフライトは筆者達の臨時便だけで、モダンな空港は全くガ 空港内の店舗は全て閉鎖され、筆者達のフライトのゲートのみ照 ハ(カタール)の空港内のホテル に一泊し

尽力がなければ、我が国への帰国は大幅に遅れ、本当に逮捕されていたかもしれず、 連の仕事から無事に解放されたと、安堵感に包まれた。在ヨルダン日本大使館のご 我が家に着いた時には、定年退職まで五ケ月強を残すもの Ó, 五年以上に及ぶ国

大使館員の方々には本当に頭が下がった。

それにもかかわらず、 のと思われる。 の医療態勢が脆弱であることを考えると、同国では医療崩壊が現実に起きていたも 彐 ンプがあり、 ルダンは我が国と違って軍と警察の強制力により人の移動を徹底的に止 同国には、 関係者の奮闘ぶりが想像できる。 同国はその後、我が国を上回る感染爆発に見舞われた。 パレスチナ、 シリア、 イラクの難民を収容する大規模な

日本での在宅勤務

はさすがに日本時間を使用した。 ので、 本で在宅勤務すると言っても、筆者の任地がヨルダンであることに変わ 国連機関がヨルダンで使用しているカレンダーに従って、 公休日も国連機関がヨルダンで認めている公休日に従った。 日曜日から木曜 就業時 りはな

とを何度か繰り返した。 の自宅近くの介護施設に移すこともできた。 住む者がいなくなった岐阜市内の実家を処分し、母を岐阜市内の介護施設から筆者 ので、手付かずになっていた父の残務整理を進めた。 介護施設、父の菩提寺、 いる市役所や金融機関を回った上で一泊し、翌日の土曜日は週末でも構わない母の 思いがけず早く帰国し、転入届を提出して居住者として印鑑証明書を取得できた ヨルダンの週末である金曜日の午前中に郷里の岐阜市に行って平日のみ開 不動産業者を回った上で自宅のある藤沢市に戻るというこ 九月末の定年退職までに、 父の遺骨を父の菩提寺に納め、 ヨルダンのカレンダーは

務所の最終報告書を定年退職になる二○二○年九月末までに完成させる必要が ○月に訪問したギリシア事務所、二○二○年三月に訪問したばかりのコスタリカ事 二〇二〇年六月に予定していたロシア出張はキャンセルされたが、二〇一九年 それなりにプレッシャーがあった。

告書については、これに加えて、ニューヨークにいる部長と事務次長)をクリアす る必要がある。 コスタリカ事務所の最終報告書を二〇二〇年九月一四日に出すことができた。 コメントに対応する必要があるし、部内の審査(監査結果詳細については、ジュネ ブにいるセクション・チーフとサービス・チーフ、ドラフト・レポートと最終報 監査結果詳細、ドラフト・レポート、 幸いにして、ギリシア事務所の最終報告書を二〇二〇年八月六日、 最終報告書の各々につい て、 U N H C R

要になった場合、 事している国際的なNGOの職員が新型コロナのため入院あるいは国外移送が必 は人事を担当した。例えば、 るか UNHCRの主要な活動をリアルタイムでレビューすることになり、 否かを国際的NGOの某国の代表が新型コロナのため死亡した実際 その費用を負担する旨の覚書を発表したが、 国連は二〇二〇年六月一日、国連の人道支援活動に従 この覚書が順守され

86

例について精査した。

ビス・チーフからは次のようなメールも頂戴し、 寧な仕事をするという当初の目標を達成することができ満足している。 筆者が日本に移ったため、UNHCRの本部や現地事務所などとの時差が拡大した。 ヨークの部長、ジュネーブのサービス・チーフ、 セにいるコスタリカ事務所の代表は午前六時半、筆者は午後九時半の開始になった。 は常識的な時間帯に収まるが、サンホセと日本の時差は一五時間あるので、サンホ は、ジュネーブにいるUNHCRの本部の人や筆者のセクション・チーフにとって 例えば、 くの身に余る賛辞を頂き、電子署名方式の送別の色紙を頂戴した。日本人らしい丁 **国連監査部の送別会は、テレビ会議方式で二度にわたって開いて貰った。 ニュー** 在宅勤務中の問題点は時差であった。筆者の就業時間は日本時間を使用したが サンホセ(コスタリカ)、 ジュネーブ(スイス)とテレビ会議を開いた際 セクション・チーフや同僚から多 大いに報われたと感じた。

部長からの送別メール

work that you did. and many recommendations to improve their operations. I really admired the fresh eye and were able to come up with very good and interesting audit results the last five or so years with OIOS. You looked at UNHCR programmes with a I want to thank you most sincerely for all the excellent work you have done over

missed by not seeing you more often over your career with OIOS return from Costa Rica, I got to know you a bit better, and realized the fun I You were also a joy to work with and over the last few months following your

you made significant contributions. You should be very proud of all the work You can leave the United Nations and OIOS as a happy man, and knowing that

Wishing you all the best, and congratulations on your retirement

Best wishes and please keep in touch.

邦訳:

ました。 は、UNHCRのプログラムを新鮮な目で見て、非常に優れた興味深い監査結果や、 UNHCRのオペレーションを改善するための多くの勧告を導き出すことができ 過去五年ほどの貴方の国連監査部での素晴らしい仕事に心から感謝します。貴方 私は貴方の仕事に本当に感心しました。

査部でのキャリアを始めた時から、貴方により頻繁に会っていればもっと楽しかっ てからの過去数ケ月間、私は貴方のことをより良く知るようになり、貴方が国連監 貴方と一緒に仕事をすることは喜びでもありました。貴方がコスタリカから戻っ

きです。 査部を去ることができます。貴方は、貴方がした全ての仕事を非常に誇りに思うべ 貴方はご自身が多大な貢献をしたことを知りつつ、幸せな人として国連と国連監

貴方のご多幸をお祈り申し上げますとともに、引退を祝福します。

今後ともよろしくお願い致します。

サービス・チーフからの送別メール

see you soon, somewhere. present enthusiasm, work ethic, creativity etc. Enjoy your retirement. Hope to It was great working with you. Thanks for your contributions with your ever-

邦訳:

貴方と仕事をするのは楽しかった。

貴方の衰えることのない情熱、 職業倫理、 創造性などと貢献に感謝します。

引退生活を楽しんでください。

直ぐにどこかでお会いできることを期待しています。

勤務した経験を踏まえ、 本章においては、 OECD, IMF, 国際機関で働くことの醍醐味について纏めた。 世界銀行、 国連監査部の四つの 国際機関で

国益や私企業の利益に縛られない

国際機関の職員として働くことの最大の醍醐味は、国益や私企業の利益に縛られ 大局的な観点から物事を考え、処理することができる点にある。

る。この点は監査チームのチーフに求められる最大の資質である。 ならない。また、こうした判断は監査の相手方にも納得できるものである必要があ ち何をさらに掘り下げ、 たが、監査チームのチーフは、監査の焦点をどこに置くのか、発見した問題点のう を探る」クリティカル・シンキング(critical thinking)が求められる。 NHCRの難民支援活動の最前線の監査を監査チームのチーフとして担当してい 国際機関では、プロジェクトのリーダーには「物事の本質を理解しながら最適解 UNHCRにどのような改善を求めるかを判断しなければ

手方に「あの人に言われるのであれば仕方ない」と感服される存在になれば成功で の拠出国、拠出者)に対して説明できるのか」を判断基準に置いていた。 筆者は、常に「難民のためになっているのか」「ドナー(UNHCRの活動資金 「あの人だけには言われたくない」と相手を感情的にするようでは失格であ 監査 一の相

することができることが、 こうしたクリティカル・シンキングを国益や個別企業の利益に縛られないで展開 国際公務員として働くことの最大の醍醐味である。

サラリーマンとしては失格である。 考えていれば済むほど甘くはない。 民間企業は「消費者のためになるのか」「株主に対して説明できるのか」だけを 「会社は儲かるのか」を常に考えていないと、

正しいことを正しい方法でやっているという感覚

いる、 を持つことができる。筆者の例で言うと、国連の難民支援活動の適正化に貢献して 際機関で働い 難民やドナーの役に立っているという感覚を持つことができる。 ていると、 「正しいことを正しい方法でやっている」という感覚

ることのみをする」と言われることは実は恥ずべきことで、企業家には時としてグ 全てする。 「日本人は合法とされることのみをする。アメリカ人は違法とされること以外は ○○人は違法とされることもする」と言われる。 「日本人は合法とされ

てくる。 者や株主の利益になることもある。その反面、妥当性や適法性を問われる局面も出 ンにも突っ込む果断さが求められ、これが新しいビジネス領域を開き消費

いう感覚を持つことができる。 国際機関は、妥当性や適法性 の点では、 無理をしない。 常に王道を行っていると

仕事のスケール・影響力が大きい

International Insurance Operations)は、保険分野のクロスボーダー取引や海外 名著として知られるイギリスのノッティンガム大学のロバート・カーター教授 活発であった金融分野の自由化交渉でも参照された。この著作は、 支店の設立に対する障壁を調査した報告書で、当時、 中でも、一九九九年に出版された「国際保険事業の自由化」(Liberalization of 任された。そうした文書はOECDから出版され、いずれもベストセラーになった。 くつかのプロジェクトの舵取りを、プロジェクトの成果を文書に纏める点も含めて 「再保険」(Reinsurance) の第四版の中でも引用されている。 筆者はOECDではコンサルタントという非正規職員の立場で働いていたが、 国際機関 の仕事はスケール ・影響力が圧倒的に大きく、 世界貿易機関(WTO)でも 世間の注目度も高 再保険に関する

務大臣、中央銀行総裁、保険監督当局の長官、国有保険会社・民間の主要保険会社 のCEOと面談の上、 とができた。 IMFで働いていた際には、どの組織を訪問しても、その組織の長と面談するこ パキスタンでは、同国の保険制度改革について、同国の財務大臣、商 提言を纏めた。 ミクロネシアでは大統領とも面談した。

筆者のレポートは初めて同政府の保証債務の現在価値を算定し、その総額を定量的 の持続可能性分析」の中でも同政府の保証債務の存在は繰り返し指摘されていたが、 における保証債務を評価し、その管理方法を提言した。IMF・世界銀行の「債務 世界銀行の短期コンサルタントとして働いた際には、カンボジア政府の電力分野

告を現地事務所が誠実に履行しているか否かを定期的に点検した。 も深刻な統制の不備があることを指摘した。救援物資の調達資金を拠出したドナー ニーズのないものであり倉庫に死蔵されていること、この国の現地事務所には他に ドナーも監査結果を注目している。また、監査レポートはインターネットで全世界 に公開される。 国の議会は、この監査レポートを取り上げ、監査レポートに書かれている全ての勧 UNHCRの現場の監査は、その地域を所轄するUNHCR本部 ある国の監査では、二.九百万ドルで調達した救援物資が現実には の地域統括局

その国の国民の命運がどうなってしまうのかを目撃した。自身が想像もしていなか 聞したものはあまりに刺激的であった。 の時に既に七四ケ国を訪問していたが、国連監査部に在勤中の五年八ケ月の間に見 り客観的に見ることができるようになった。筆者は、 とは決して当たり前のことではないことを学び、国家の統治の枠組みが崩壊した時 った事象に触れ、 ンなど仕事でもないと行けないような国を訪問した。国家が国家として機能するこ 通常ではできない経験をすることは、 国連監査部在勤中に、 想像もしていなかった角度から物事を考えた。また、我が国をよ 中央アフリカ共和国、ソマリア、リビア、イエメ 知的好奇心を充足し、さらに刺激する。 国連監査部に転職した五九歳

良好なワークライフバランス

国際機関では良好なワークライフバランスを楽しむことができる。

最大で六○日分に限定されるが六○日となると約三ケ月分の給与に相当する。 を比較的自由に取得し、長期休暇を楽しむことができる。 有給休暇を取得したことになる。四八日分の有給休暇が未取得になったが、 れるが、国際機関では、年間三〇日の有給休暇(三〇日まで翌年以降に繰越し可能) の企業とは異なり、退職時に未取得の有給休暇に相当する報酬を支払ってくれる。 していた五年八ケ月間で合計一二二日の有給休暇を取得した。年間に約二一日半の が国の企業では所定の勤続年数に達した際にのみ永年勤続の長期休暇が許 筆者は国連監査部に在勤

度、監査レポ ジットも特別な休暇が与えられるわけではなく交通費を負担してくれるにとどま け出勤しなければならなくなる。 が、それ以外の八日分は国ごとにその国の祝日を勘案して定められる。 時帰国に加え、自腹で年一回帰国することにしていた。一時帰国中にも二、三日程 ブに該当しない年にファミリービジットが許される。ホームリーブもファミリー 日も勘案 ついては、 「いつ頃にコメントが来るか」は予測できるので、慌てることもない。 (Official Holidays) も年一〇日ある。 隔年でホームリーブが与えられるほか、筆者のように単身赴任者にはホームリー 有給休暇以外に、 体調が悪いが医者に行くほどではない時に利用できる。 随分助かる。筆者は、 しないと、現地採用の職員の場合など、家族全員が休んでいるのに一人だ 有給休暇の申請を取り消すことも認めて貰っていた。 ートに対する上司やUNHCRのコメントに対応する必要が生じるが、 年間七日の「診断書の不要な病欠」(USL)というものがあ ホームリーブとファミリービジットによる年一回の一 ヨルダンではイスラム教関係の公休日が多く クリスマスと一月一日は全世界共通である 国連の「公休日」 その国 働いた日に の祝

こうした一時帰国に 加えて、 ナイロビで勤務していた二年一一ケ月 の間に、

楽しんだ。 務していた長女とルワンダで合流して野生のゴリラを見に行ったり、家族全員を呼 を呼んでケニア国内の国立公園を廻ったり、アビジャン(コートジボアール)で勤 公園、ザンビアとジンバブエの国境にあるビクトリアフォールズに出掛け、 んで隣国タンザニアの国立公園に出掛けたりした。単独でも、隣国ウガンダの国立

労働時間を楽しんだ。 れば週末も二、三時間ずつ働いたが、これも当初の二年程に限られた。二〇一八年 から昼食抜きで働いていたが、それでも午後四時半頃には帰宅していた。必要があ ということは全くない。 の一年程はUNHCRのルールやマニュアルを読み込む必要があるので、朝六時頃 一月にアンマンに転勤した頃には、仕事の要領を覚えたので、随分フレキシブルな 国連では専門職以上になると残業という考え方自体がない。筆者は、 日本のような異常残業とか、 通勤時間も短いので、 疲労が蓄積することもない。 周りが帰らないので帰りづら

男女平等

国際機関においては男女の平等が徹底されている。

り多くの機会が提供されている。 女性の比率を上げようとしているので、採用においても昇進においても女性にはよ とする夜間や休日の付き合いや接待もない。どの国際機関も職員や管理職に占める (Director) も女性である。 国際機関にはポストとジョブ・ディスクリプション 年齢による差別はない。 民間企業とは異なり、国際機関では多くの女性が苦手 国連監査部の約二〇〇名を率いる部長 (職務記述書)しかなく、

口本の大部屋文化、濃密な人間関係から解放される

国際機関では個室を貰い、日本の大部屋文化から解放された。

も丸見えで、 大部屋だと誰がランチから遅れて戻ったとか離席が多いとか、全てが丸見えであ 些細なことに目が注がれ、マイクロマネジメントになる。 周りが仕事をしているとなかなか退社できず、 長時間労働になる。 何時に退社したの

国際機関では濃密な人間関係からも解放された。

囲から組織に対する反逆者のような扱いを受けることもある。 故必要なのかは、退職した今も判らない。若い人達と同じランチを毎日食べてい らメタボになるのも必然である。特に、若い人がそうした付き合いを避けると、周 に対する忠誠心はかなりの物なので、それ以上の縛りを設けて忠誠心を試すことは に行って、夜も付き合う。休日も一緒だったりする。そこまで濃密な付き合いが何 日本の職場の特色として濃密な付き合いも挙げられる。同じ課の人と毎日ランチ 日本の労働者の組織

際機関では、若い人に夜の宴会の準備をさせ、さらには出 監査部でナイロビから転出する際、 度である。 う野蛮なことはしない。 員全員でランチを楽しみ、ワインも飲むのでそのまま帰宅するということがある程 国際機関では、週末の昼間にホームパ の付き合いはない。数ケ月に一度、金曜日の昼にオフィスかレストランで、課 送別会も平日の昼に行う。 いずれの送別会も平日の昼に開いて貰った。 筆者がOECD、IMFを退職する際、 ーティ ーに呼ばれることはあるが、基本的 し物まで用意させるとい 玉

家庭の維持

Family Duty Stations と呼ばれる治安上の理由から家族の帯同が許されない任地 無理がある。 と単身赴任を余儀なくされる。家族が長期間にわたって離れて住むことにはやはり あるのは首都に限られることが多いので、 が多いことが挙げられる。 Rなどでは離婚率が八割程度と言われていた。離婚率が高い要因としては、 点のほとんどが金融市場を持つ国の首都にあるところはそうでもないが、UNHC 圧倒的に職場での国際結婚が多く、離婚率が高い。 際機関で働くことのマイナスの側面は、家庭の維持が容易ではないことである. また、 家族の帯同が許される任地でも、まともな学校が 人道支援活動の現場である地方の勤務だ IMFや世界銀行のように拠 Non-

給与はさほど高くない

者が在職中の為替レートによれば一, 員の給与を示しており、任地がニューヨークの場合、単身者の年収は一三○, 日本政府 七ドルとしている。ここから年金の積立金、医療保険料を控除した一二万ドル弱(筆 職務・生活の困難度等を考慮して定められるため、任地によって異なる。 代表部のウェブサイトは、標準的な国連職員として P ―4 ステップ6 員の給与水準は、 アメリカの連邦公務員の給与水準に加え、 二〇〇万円前後) が手取りになる。 各都市の生計

専門機関についても「専門機関の特権及び免除に関する条約」により同様 国際連合が支払った給料及び手当に対する課税を免除する」としており、 国連の職員の給与は非課税である。 「国際連合の特権及び免除に関する条約」 の規定が 国連の

が必要になる。 我が国で勤務するサラリー 住民税、 このため、 各種社会保険料の負担を勘案するとかなりのグロスサラリー 国連の給与は魅力的に見えるが、 マンが一 ,二○○万円前後の手取りを確保するために 我が国のサラリー

職定年もなく給与が下がることはない(逆に、二年毎にステップが自動的に上昇し、 とともに給与が五五歳、六○歳で大きく落ち込むが、 はさほど高くないという結論になる。 昇給がある) のドル建ての給与が支給されるのみである。このように考えると、 が海外駐在すると在外給与と国内給与が支給されるのに対して、国連職員には前述 ので、この点は魅力的である。 但し、 我が国の多くの民間企業では役職定年 国連では六五歳の定年まで役 国連の給与水準

ていた。 もそもどうなのか、 現地採用の一般職の職員でも千ドル程度の給料を貰うため彼らが親戚中の子供達 ケニアで学費を支払う一月には、現地採用の一般職の職員が不機嫌になると言われ 外に魅力的な選択肢がないのである。一族から国連職員が一人でも出れば親戚中の 員に の学費を支払わされる。こうした事情から、 子供達の教育費をその人がすべて持つことができる。ナイロビの国連の施設では、 的に高い。彼らに「なぜ国連職員を希望したのか」と聞くのは野暮な話で、それ以 は国内で展開される国連の平和維持活動や人道支援活動であり、国連の給与は圧倒 日本人の給与も、例えばコンゴ民主共和国の人の給与も、 主共和国にはまともな雇用機会がない。彼らからすれば、 報酬を得ることのできる他の雇用機会もあるので、意味がある。 国連職員の給与については、 「なぜ国連で働こうと思ったのですか」と聞くことには、 ケニアでは小学校の教頭でも月給が四百ドル程度であるところ、 疑問に思うことがあった。 国籍に左右されない点を理解しておく必要がある。 彼らの人道支援活動に対する熱意はそ 生まれてから目にするの 同じである。日本人の職 日本には同じ程度の しかし、 コンゴ民

利である。 語で教育を受けているので、 報酬を得ることのできる雇用機会が他にもあるが、アフリカやインド亜大陸にはそ 近隣では、この要件を充たすフィリピンの出身者が多い。 ランス語で教育を受けている人々が多いが、これもこうした事情による。 のような雇用機会は存在しない。また、彼らは国連の公用語である英語やフランス インド亜大陸など、国内に魅力的な雇用機会がなく、 国連監査部やUNHCR、UNICEF、WFPなどの国連機関には、アフリカ、 国連の採用試験(筆記試験と面接試験)においても有 国連の公用語である英語やフ 日本には国連に匹敵する 我が国

現実的な目標であろうし、 供達の生活を盤石にすることを目標にしていた。我が国では精々 国連での仕事の興味深さに加え、 国連監査部には、 郷里に四棟のマンションを建て四人の子供達に一棟ずつ与え、自分の死後の子 国連監査部では筆者と同じ中間管理職であった。 インド政府の監査当局で約三千人の部下を率いていた同僚 そもそも四人も面倒見切れない 報酬の相違も否定できない。 彼が転職した理由は、 ウガンダ出身の同僚 「一部屋ずつ」が

ことを理解しておく必要がある。 と定期払 りを定期払い)を選択する仕組みになっている。 時払いで受け取るか定期払いで受け取るか(あるいは、 退職給付を考える際には、我が国の大企業の多くのように一時金としての退職金 いの企業年金の両方を受け取るということは、国際的に見ても異例である 多くの国では、従業員が、退職に際して、年金を 一定割合を一時払い、

職した職員の死亡後も半額が配偶者に終身、支給される。これは、 三〇年間勤務すると終身、 払いで受け取ることを選択した場合、 残りを定期払い)を選択することになっている。給付水準は魅力的で、全額を定期 金を一時払いで受け取るか定期払いで受け取るか(あるいは、一定割合を一時払 と呼ばれる年金基金があるが、この年金基金の仕組みも、 いことを考えても、魅力的と言える。 国連機関の職員には、United Nations Joint Staff Pension Fund(UNJSPF) 年間約八万四千ドルを受け取ることができる。また、 二五年間勤務すると終身、 職員が退職に際して、年 年間約七万ドル、 他に一時金がな

け取る必要も生じ得る点には留意する必要がある。 持ち家取得のため貯蓄を取り崩し、貯蓄で足りない分は年金の一部を一時払いで受 しかしながら、海外で働く国連職員には持ち家を有しない者も多く、退職の際に、

得るためには最低五年間勤務する必要がある。 い主である国連機関も職員の負担額の二倍を積み立ててくれる。年金の受給資格を 積立金は、 職員の給与から毎月控除されてUNISPFに積み立てられるが、

た掛金の寄与分(概ね三分の一)は減算することができる。 なり、雑所得として申告する必要がある。 は我が国の国税庁のウェブサイトに掲載されている。 UNJSPFから支給される年金は、我が国では給与や手当と異なり課税対象に しかしながら、 受給者が在職中に拠出し この計算方法や計算式

国際機関の仕事は千差万別

であり、 国際機関で働くことには多くのメリットがあるが、国際機関での仕事は千差万別 何をすることになるのかを把握しておくことが重要である。 国際公務員になることが自己目的化してはいけない。自分が何をしたい

道支援活動の監査をすることとは大きく異なる。筆者の経験したところでは、 ような相違点があった。 国際機関で働くにしても、 金融セクターの専門家として働くことと、 次の

も金融市場のある国の首都か金融センターに限られる。 ペシャリ 一.金融セクター・スペシャリストの多くは先進国にある本部に常駐 ストはソマリアなど、 金融市場が存在しない国には出張しない。 例えば、金融セクター・ス タンザニ

サラ うした所に(出張どころか)常駐している。 使いづらく、 アに出張する場合も、出張先は、 最前線は紛争地帯とその周辺地帯であり、国連の人道支援活動に従事する職員はそ としてリュックサックの支給を受けた。キャリーバッグは舗装された道路でないと IMFでは出張用としてキャリーバッグの支給を受けたが、国連監査部では出張用 からの難民を受け入れている同国との国境近くの町や村も訪問した。筆者は、 ームに限られるであろう。筆者がタンザニアに出張した際には、 このことは両機関の出張先の違いをよく示している。 政府官庁が存在し経済面の中心でもあるダルエス 人道支援活 コンゴ民主共

を議論するためである。しかしながら、難民支援活動の監査においては出張先の政 クターの専門家は、 総裁などと面談した。 たし、IMFの仕事でパキスタンに行った際には、財務大臣、商務大臣、 府関係者と面談する機会は皆無であった。 で仕事をしていた際には、加盟国の保険監督当局の長官などと日常的に面談してい 二.人道支援活動においては政府要人と接する機会は限られる。 金融セクターの規制監督の方針や手法など、政府関係者と政策 また、ミクロネシアでは大統領と面談した。 筆者がO これは、 中央銀行 \mathbf{C}

れることもない 依頼されることも多く、 三.金融セクター・スペシャリストは、 監査レポートは公開されるが匿名であり、監査レポートについて講演を依頼さ 情報発信しているという感覚を味わうことができる。 レポートを纏めると著作になり、

は大きく異なる。繰り返しになるが、自分が何をしたいのか、 することと、人道支援活動の一環として医療行為の一翼を担うこととでは業務内容 のかを把握しておくことが重要である。 同じ医師であっても、世界保健機関 (WHO)で保健に関する規範や基準を設定 何をすることになる

コラム:海外駐在後の留意点

するが、 海外に行っている間にそれが分からなくなってしまう。本国文化への逆適応の失敗 うに感じるということが起こる。また、企業では組織と人事が大事で、どこの部署 れていたのに、帰国後、 うことは、日本だけではなく、世界的に見られる現象である。 ということもある。このような理由から海外赴任者が帰国後に退職してしまうとい にどんな人がいてどんな仕事をしているのかを把握していることが必要であるが、 の中には民間企業に勤めておられる方もいるかもしれないので敢えて言及 民間企業で海外駐在している人が帰国すると、海外では大きな仕事を任さ 裁量の幅が急に小さくなって自分がとても小さくなったよ

ていたし、 筆者の場合、ドイツのフランクフルトでは拠点長としてそれなりの裁量を委ねら パリのOECD本部に出向し保険委員会の活動に従事してい た時には

思い上がっていたのかなあ」と考えてしまい辛かった。また、当時はインターネッ して らの書面で知るのみであり、 加盟国の保険監督当局の長官と日常的に会話しファーストネームで呼び合ったり トも発達しておらず、自分の会社の組織改革や人事異動は時々送付される人事部か いたので、自分が帰国後急に小さくなったように感じた。「自分だけが海外で 組織や人事が分からなくなっていた。

ら、こんなに大きな仕事を任されているのだ。ありがたいことだ」と自分に言い聞 とを理解していれば、慌てたりショックを受けることもない。「今は海外にいるか かせておけば、 できており、そうした困難を感じることは自分だけではなく世界的な現象であるこ しかし、海外に赴任する前に帰国後にどのようなことに困難を感じるのかを予測 帰国してからも気持ちが楽である。

コンピテンシー

労経験がある人は、コンピテンシーの点では既に十分合格点にあり、 緻なプロダクトを仕上げてタイムリーに提出する。 到な準備を早く始め、 ために必要な行動特性) られるコンピテンシー (特定の組織や職務領域において高い業績や成果を発揮する のコンピテンシーを新規に構築する必要はない。 かし、筆者の見るところ、我が国の公務員や会社員の多くは国際機関の職員に求め 我が国の多くの企業は「グローバル人材の育成」を課題として標榜して や倫理(ethics)の点で抜きん出ていて、 報告・連絡・相談をマメに行い、チームワークを重んじ、精 の多くを既に具備している。 したがって、我が国における就 我が国の勤労者は、 決して手を抜かず、 国際機関向け 職業的な

際機関における過去の勤務経験から、日本人らしく仕事をすれば必ず高く評価され るとの確信があったからだ。国連監査部の人事考課において筆者のパフォーマンス は常に上位数パーセントにランクされていた。 筆者は、国連では「日本人らしい丁寧な仕事をすること」を目標にして

れる。 ておけば、日本的な行動様式をそのまま国際機関に持ち込めば圧倒的に高く評 るチームのメンバーに日本人のレベルのコンピテンシーは期待できないことを十 しかしながら、 し、自らのコンピテンシーに幾分修正を加えることである。この点さえ心得 留意すべきことが一点ある。多国籍集団におい ては、 自分が率

ちを明確に示し褒めるようにしていた。感謝されたり褒められたりすることを嫌が 気に入らない場合には「気に入らない」と伝え、「何が欠けているのか」を明確に らの意図を察しては貰えないし、「そこのところ、 る人はいない。 では日本的な阿吽の呼吸が通じない点を理解しておくことが重要である。 しておく必要がある。 それでは、国際機関においては自らのコンピテンシーにどのように修正を加えれ コミュニケーションの点では、語学の壁はさほど問題ではない。多国籍集団の中 ムのメンバーに何かを求めるのであれば、具体的に明示する必要がある。 いのか。修正を要するのは、コミュニケーションとチームワークの二点である。 日本では当たり前のようなことでも、満足行く出来であれば、感謝の気持 そうした耳障りなことを言わざるを得ない局面があるので、 何とか」は通用しない。 例えば、 また、

プが必要である。チームのメンバーの仕事の精度や速度の点で妥協できない チームワークの点では、 「何が欠けているのか」を伝えた後のフォロ とい ーア

理解しておく必要がある。 るという覚悟と準備ができている必要がある。 **う局面もあるので、いざとなったらチームメンバーの担当領域を自分が全て引き取** ームメンバーよりもはるかに早く準備を始め、プロジェクト全体の構図を細部まで このためにも、 チームリーダーはチ

スキル

学力をいくら鍛えても、 国際機関で働く上で大前提になるのは専門的なスキルである。語学力ではない。語 国際機関の職員には各々の分野で専門的なスキル 英語であっても、フランス語であっても、 日本にいないだけだ。 専門的なスキルがなければ国際機関の職員には採用されな 海外にはネイティブの人は無数にい (知識や技能)が求められる。

ず有り得ない。部下を圧倒的に凌駕するスキルを持っていることが当然の前提にな 必要がある。 ションに書いてあるので、自分のジョブ・ディスクリプションをよく理解しておく っている。どういうことをどの程度できる必要があるのかはジョブ・ディスクリプ 国際機関においては、ジェネラリストがチー ムリーダーのポストに就くことはま

である。 ある。社会人生活を通して誰にも負けない専門的なスキルを身に付けることが重要 際機関の経理の仕事をしておられる方にも何名かお会いした。社会人生活は学生時 されることはなかった。会計士の資格を取得して、筆者のように監査ではなく、 を目指していたわけでもなかった。しかし、この資格がなければ国連監査部に採用 時と決して早くはなく、U.S.CPAの受験中に国際機関における監査のポスト などの専門性が求められる。 代よりはるかに長く、オンザジョブトレーニングも含め、 専門的なスキルの点では、 保健、栄養などの理系の専門性が広く求められる。 都市計画、 建築、インフラ、 筆者の場合、U.S.CPAに合格したのも五三歳の 理系の人はチャンスに恵まれている。 防災、エネルギー、工学、 自己研鑽する時間は充分 文系も教育、経理、 理学、 国際機関では、 農学、 医学、

語学力

語学力の点で、 を前提に、専門的なスキルを外国語(多くの場合は英語)で発揮できる必要がある。 に大切なのは日常の電子メールも含め「きっちり書く」能力である。 専門的なスキルの次に問題になるのが語学力である。専門的なスキルがあること ためには 「しっかり考える」必要がある。 日本人の関心は「ペラペラしゃべる」点に傾きがちであるが、 「きっちり書

繋がっている必要があり、この点を常に留意する必要がある。 力とほとんど同義語であって、しっかり考えて思考が整理されていないと、 官僚組織の中で生き抜くためには文書作成能力は欠かせない。文書作成能力は思考 は端的に言えば巨大な官僚組織であり、プロジェクトの担当であろうとなかろうと、 文書作成能力が重要かもしれないが、自分はプロジェクトを担当しているから文書 を指摘していた。若手の中には「石井さんの仕事は監査レポートを書く監査だから、 りとした文章は書けない。 作成能力はそれほど重要ではない」などと言う人もいた。 筆者は、若手の邦人職員からアドバイスを求められると、文書作成能力の重要性 特に、文章と文章が論理の鎖(chain of logic)のように しかしながら、国際機関 きっち

が破綻している。 は結局のところ、 監査をしていると、お粗末な書面回答をする人と接する機会も多い。そうした人 思考自体がお粗末で、 口頭で説明して貰っても要領を得ず、

<u>)</u>。 どは全く問われなかったが、 ある。受験英語は決して無駄ではない。筆者の高校時代には英語のリスニング力な は足りない」「受験英語以外にもやらなくてはいけないことがある」という意味で まで到達することができた。社会人生活は長いので、自己研鑽する時間は充分ある。 間の海外駐在、パリ(フランス)のOECD本部への六年間の出向、ワシント 的に速くなった。五○代後半には英語で行われる国連の競争試験に合格するところ 筆者は、社会人になった時点では、海外渡航歴は全くなく、英会話もできなか なお、受験英語は使い物にならないと言われるが、その意味は「受験英語だけで その後、イギリスでの一年間の海外研修、フランクフルト(ドイツ)での五年 IMFでは文書作成能力の重要性を痛感した(詳細については一一頁を参照願 (アメリカ)のIMF本部での一年間の勤務を経て、語学力を向上させた。 S. CPAとCFAの受験を通して、英文を読むスピードが飛躍 高校時代に学んだ英文法は今も役立っている。 ν D

政治論議・歴史認識

政治の話を盛んにしていた。 治に関し自分の意見を表明するものであるし、これは職場であっても変わらない。 職場で「何党を支持する」などの政治の話はしない。 OECDでも、フランス人の同僚が「フランス人にとって政治は重要だ」と言って に留意する必要がある。日本では、職場で無用な対立を生まないという配慮からか、 多国籍集団 の中で勤務するに際して、海外の職場では政治の議論を盛んにする点 しかし、 海外では、

自分から議論を仕掛ける必要はないが、聞かれたら自分の見解をしっかり説明する ことが求められる 海外では、 大人が政治について自分の見解を持たないということは有り得ない。

の目的をいささか逸脱するので割愛するが、きちんと説明する用意ができているこ

とが必要である。

の章では、 国際公務員になるための主要なルー

公募への 応募

験を勝ち抜くのが、 を新設すると、 国際機関は、 各々のウェブサイトを通して公募する。 退職や異動によって職員のポストに空席が生じたり、新たなポスト 一番の王道である。 この公募に応募して競争試

である。 課長 (Section Chief)、 すのは国際専門職 くつかの Officer)' 国際機関には、 レベルがある。通常、 P -3 ○○官 一般職(General Service Staff)も大勢いるが、 D—1 部次長 (Deputy Director)、D− (OO Officer)' P 公募されるポストはP−2 ○○官補 (Associate ○ 4 ○○官 (○○ Officer)、P 2 国際専門職にも 部長 (Director) 読者が通常目指

る_。 ことなく組織としての見解を表明する。 「働き蜂」として実際のプロジェクトの舵取りを任され、現場で上司の決裁を仰ぐ 国際機関では、P 一人前の国際公務員として認められるのは P−4 からで、P ع P 5 が中間管理職、 D _1 ∠ D_2 が上級管理職であ —4 は国際機関の

規模や戦略的な重要性によってP-5 からD-2 であり、監査チームのチーフより を監査する場合、 査チームのチーフを務めるのは通常 P 国連監査部の場合、P-ての見解を、監査の現場において各国の現地事務所の代表に対して申し述べ 監査チームのチーフは、上司と相談することなく監査部という組 各国の現地事務所の代表(Representative)のレベルは事務所の _3′ P-─4 いずれの肩書も監査役 (Auditor) であるが、 **-4** である。 U N H CRの各国の現地事務所

Administrator) と呼ぶが、 各国の保険監督当局のトップとも対等の立場で論議していた。 主任担当官はA-O E C D りに **A** – は国連機関ではないので、ポストの呼称が若干異なる。P —3 ယ 4 レベルで、 担当官 \triangleright (Administrator)、A-4 主任担当官 ―4 から一人前という点は変わらない。筆者の同僚の OECD保険委員会の活動全般の舵取りをし、 (Principal やP

きなりP じて採用される場合、 国際機関の採用は基本的にミッドキャリアと言って中途採用であるが、公募に応 年齢的には三○代半ばから四○代半ばである。 のポストに就くことはかなり難しい。 P. \$ P_4 から国際公務員としてのキャリアを始める人 既にその組織のP-3 国際公務員ではない人がい として働

現実的ではない。 ある。P-5 以上のポストになると、 いている人が内部昇格を目指して P ―4 のポストに応募したり、他の国際機関で P ⅓ として働いている人が昇進を目指して P−4 のポストに応募したりするためで 国際公務員でない人が選ばれるということは

を通し、 ストを探す。 る応募者用のウェブサイトに自分の口座を開き、プロフィールを登録し、空席のポ で、これに目を通す。「応募者手引き」に従い、「インスパイラ(inspira)」と称す (https://careers.un.org) に「応募者手引き」(Applicant guide) が貼ってあるの に応募する場合には、「UN Careers 」 応募する場合には、自分が応募したい国際機関の採用に関するウェブサイトに目 応募から採用までの流れを確認するところから始める。国連事務局のポス と称するポ タル

募書類の書き方」というページもあり、応募する際には目を通すべきである。 各々のウェブサイトに登録する。外務省国際機関人事センターのウェブサイトには へのリンクが貼ってあるので、大変便利である。また、このウェブサイトには 「国際機関等の空席情報ページ一覧」というページがあり、各国際機関の空席情報 登録の手続きは国際機関ごとに異なるので、複数の国際機関に応募する場合には

interview)を必ず行うとしている。 解決したのか」「同僚との対立をどのように解決したのか」「複数の課題の締め切り が重なった時、優先順位をどのように調整したのか」など思い付く限りの質問を洗 する質問は必ずされる。「組織目標の達成に向けて、どのような課題をどのように 筆記試験の案内が来る。 い出し、 などをオンラインで提出し、書類選考を受ける。書類選考の結果が良好であれば、 (行動特性)を確認するための「コンピテンシー面接」 (competency-based 自分の専門性に合致したポストがあれば、エントリー・シートに相当する履歴書 面接試験について、国連事務局の「応募者手引き」は、 具体的な事例を挙げて回答できるようにしておく必要がある。 筆記試験の結果が良好であれば、 他の国際機関においてもコンピテンシーに関 候補者のコンピテンシー 面接試験の案内が来る。

されなかった。「不正行為事案に関する監査をしたことがあるか」という質問が唯 や業務経験についても当然問われるので、 的にしているが、不正行為事案そのものに関する監査はしたことがない」旨、 ルについては筆記試験において既にテストしているという整理だと理解している。 した。面接試験においてコンピテンシーに関する質問が大部分を占めたのは、 一の例外であった。「不正行為を防止する統制が機能しているか否かの監査は日常 筆者の場合には、面接試験において業務知識や業務経験に関する質問はほとん いきなり面接試験を受ける場合には、面接試験において業務知識 準備が必要である。

た倍率の高い試験を日本人が英語でくぐり抜けることは容易ではなく、日本人の 筆記試験、 面接試験とも英語で行われ、 競争率は数百倍である。

国際機関の職員が少ないことの大きな要因になっている。

ない例もあるので、 で」を参照願う。 午後一〇時の開始になった。 すると大変なことになる。 が経過している。 接試験を経て、 るための公募」に応募してから、二○一三年二月の筆記試験、二○一三年六月の面 れた。かなりの長丁場で、二〇一二年八月に「ロースター ヨークの国連本部との時差のため、筆記試験は日本時間の午後一一時、 一四年一〇月にロースターから選抜された。ロースターに掲載されても採用に至ら 筆者は、 国連監査部の公募に応じ、 二〇一四年一月にロースターに掲載された。ここまでで一年半近く ロースターに掲載されても選抜されない例もある中、 ロースターに掲載された段階で勤務先に退職の意向を示したり 筆記試験、 詳細については「第一章 面接試験のいずれも自宅で受けたが、ニュー 競争試験を経てP-国連監査部に採用されるま (合格者名簿)を作成す の監査役として採用さ 面接試験は 筆者は二〇

採用ミッション

F本部の局次長)と面談し、 筆者はIMFに採用ミッションを経て採用された。 合は、全国紙でIMFの採用ミッションが来る旨の記事を読み、 なり得る専門家を求めて、 スブックをチェックしていると、採用ミッションの予定や時期が分かる。 筆記試験はなかった。外務省の国際機関人事センターのウェブサイトやフェ 本など拠出金割合に比べて職員の数が少ない国には、 国際機関の担当官が採用ミッションに来ることがある。 OECDでの著作を示し実績を説明した。 採用ミッションのヘッド 実務経験があり即戦力と 応募した。 しかしなが 筆者 \widehat{I}_{M} この場

ことができる。 ックに加え、 ョンを派遣している。 世界銀行グループ、 我が 国 財務省のウェブサイト 外務省の国際機関 A D B E B R D 人事センタ AfDBは我が国に定期的に採用ミッシ (https://www.mof.go.jp) ーのウェブサイトやフェ で情報を得る イ · ス ブ

出句

がある。 から、 らの出向者もいた。 分野をカバーしているので、財務省、 我が 法務省など様々な省庁が職員を派遣していた。 際機関は政府間機関であるし、各分野の専門性を有する職員が必要であること 関連省庁、 筆者は民間企業からOECDに出向した。 玉 の財務省、 関連機関、 また、 日本銀行から派遣された職員もいた。 IMFは世界各国の財務省と中央銀行のフォーラムなの 民間の業務団体、民間企業から職員が派遣されること 国税庁、 経済産業省、 経団連、 OECDは経済・社会の幅広い 環境省の職員が 業界団体、 国土交通省、 民間 厚生労働 企業か U

も出向者が多いと聴いている。国際機関に出向した職員がそのまま国際公務員にな Pのナイロビの本部に派遣された例もあった。技術的な専門分野を扱う国際機関に あるいは一定期間を置いて国際公務員になる例もある。

JPO(ジュニア・プロフェッショナル・オフィサー)

機関であっても世界銀行、 府が給与などを負担して、派遣契約を締結している国際機関に原則二年間P びその関連機関に勤める邦人職員のうちの大多数がJPOを経由している。各国政 各国政府の費用負担を条件に国際機関が若手人材を受け入れる制度がある。国連及 ている国際機関は広範囲に及び国連機関ではないOECDも含まれているが、 ベルで派遣され、その後七割程度の人が正規職員に採用される。派遣契約を締結し PO派遣制度といって、 IMF等の国際金融機関は派遣対象外とされている。 一九六一年の国連経済社会理事会決議により設けられ 国連 **⊘**

遣期間終了後に正規職員となるためには、通常の手続きに従って空席ポストに応募 して採用される必要がある。 自動的に国際機関の正規職員となることが保証されているわけではないので、派

細については外務省国際機関人事センターのウェブサイトを参照願う。 PO試験は、 日本では外務省が行っている。 JPO派遣制度やエ Þ の詳

養・建築・防災など)の人材が多く求められているということである。 教育、法律や経理の専門家は有望である。 たいのが、JPO派遣制度では、理系(環境・工学・理学・農学・薬学・保健・栄 る例も増えている。 になるまで何度でもチャレンジできる。ただし、修士号が必要である。特に強調し PO試験の競争相手は日本人に限られ、倍率は七倍程度である。試験は三五歳 司法試験合格者がJPOとして採用され 文系では、

あったが、昨今はP―2 という例も多い。 PO終了後に正規職員に採用される場合、 派遣期間は原則二年間とされているが、 以前はP—3 で採用されることが普通で 実際上は三年という例も多い。

ら、 国連機関でコンサルタントやボランティア(UN volunteer)として勤務しなが JPOを受験する人も多い。

度の給与であり、 甚だ不安定である。また、年金制度がないし、ボランティアの場合、 契約が更新されるか否かは上司との相性や予算の有無に左右され、契約上の地位が 間続けることは、 正規職員として登用されることを期待して非正規職員を続けている人もいるが、 国連機関においてコンサルタントやボランティアなどの非正規職員を長期 待遇も良くない。国連のボランティアの平均年齢は四○歳を超え お勧めできない。 四〇代の海外で働く邦人に、 短期の雇用契約を更新していくことになるが、 大卒初任給程度の給与では厳しい。 大卒初任給程

非正規職員を安い労働力として使うことが常態化している。 例えば、 U Ņ H a b i t a t は正規職員の数倍の数の非正規職員を抱えており、

(ミッドキャリア) 世界銀行グループ の J P O (ジュニア・プロ フェッショナル・ オフィ サー) と M C

その後、世界銀行などの正規職員に登用される可能性がある。 を日本政府が支援し、その後、勤務評価に基づき一年の延長が可能である。 を募集している。JPOとMCのいずれのプログラムも、 ついては世界銀行のウェブサイトを参照願う。 外務省 のJPO派遣制度とは別に、世界銀行グループもJPOとMCポジ 最初の二年間の勤務期間 制度や試験の詳細に ショ

۶́ 財政、チーフ・エコノミスト・オフィス、MCは、公共セクター・ガバナンス専門 アウトリー エーン担当官は、 募集されるポストの職務内容は具体的に明示されている。二○二○年の例 JPOは、 環境専門官(中東・北アフリカ地域)、 ナレッジマネジメント・広報・アウトリーチ担当官、 人事専門官 **-チ担当官、ジェンダーサプライチェーン担当官である。** 気候変動エコノミクス、査閲パネル、持続可能なエネルギー、 世界銀行グループの一員であるIFCのポストである。 (タレント・マネジメント)、 農業専門官(ラテンアメリカ・カリブ ナレッジマネジメント・広報・ ジェンダーサプライチ MCのポストの

の発行以外にも、 重要なポイントは、世界銀行は金融機関ではあるが、金融機関特有の融資や債券 求められる専門性は広範囲に及んでいることである。

国連事務局YPP(ヤング・ プロ フェ ッショナル・プログラム)

限は三年間である。採用されると、二年の任期で勤務し、 採用される。 制度には、国連に支払う分担金の割合に比べて専門職職員の数が少ない日本を含む れば引き続き雇用される。 七四ケ国が参加している。試験が年に一度行われ、書類審査、 -1 またはP-連事務局YPPは、 合格者はロースター そのため、 の空き状況に応じて、ロースター掲載者の中から選考が行われ、 合格しても採用されるとは限らない。 国連事務局の若手職員を採用するための試験である。 (合格者名簿)に掲載される。 勤務中の成績が優秀であ 合格後は、 筆記試験、 ロースターの有効期 ポスト 面接試験

二月三一日現在)であること、二.英語またはフランス語で職務遂行が可能である 募集分野は毎年異なり、 応募資格は、 募集分野に関連する学士号以上の学位を有すること、 一.この制度に参加する国の国籍を有し, 二〇二〇年は、 経営管理、 グロー 三二歳以下 バル・ とされている。 コミュニケー (受験年の

コラム:JICAの国際協力専門員・専門家

イ フの場を提供して 国際機関ではない いる。 が、 A の国際協力専門員や専門家も魅力的なセカ ンドラ

国際協力専門員

含む)、 化の他、 ついて、 与える国際的なリー されるスペシャリストです。 特定分野に関し、 力、主体性や人間力等を有する、各分野の国際協力において第一人者的存在が 値が期待されるとともに、JICA(時に日本政府)を代表して国際潮流に影響を の実務経験、 Ċ 日本の国際協力人材育成において、スペシャリストならではの高い付加価 次の説明をしている。 **JICAの協力方針やナレッジの蓄積・共有・発信(JICA** A の二〇二〇年の第二回の国際協力専門員募集要項は、国際協力専門員に 国内外の幅広いネットワークの他、高いリーダーシップやコーチ ダーとしての役割も期待されています。」 「特定分野における高度な専門性、 JICAが実施する各種事業の強 十分な国際協力 内人材 期待 ング 育

とした上で、 加価値付け」「ナレッジマネジメントの牽引」「日本の国際協力人材の育成」である 上)の期間、 の出張が多数、発生するし、 また、募集要項は、国際協力専門員の主な一般的業務は「プロジェクト等への付 途上国に派遣される場合もあるとしている。 これらの業務を実施するに際して、国内での作業の他、 JICA専門家等として、 短期あるいは長期一年以 開発途上国へ

協力/インフラ(建築)、 農村開発(フード・バリュー・チェーン))、三.農業・農村開発(畜産・家畜衛生)、 募集要項では、 ここでも、 自然環境保全と持続的な利用、 民間セクター開発、五・ 理系の専門性が広く求められている。 次の一二の分野を募集分野としている。 一一.資金協力/インフラ 電力系統システム、六、鉱物資源、 九.資金協力/インフラ (全般)、 一.高等教育、二. (土木)、一〇. 一二. 海外投融資。 七 廃棄物管理、 農業

専門家

策の企画立案に際して日本の経験や他国の取組事例などの紹介を行ったり、組織内 府機関等に配置され、 A 成の支援や行政マネジメン のウェブサイトは、 省庁の局長などの政府高官等をカウンター 専門家について、 トに関する助言を行ったりします。 次の説明をしてい パートとして、政 る。 日本の援助 「相手国政

る役割を担うこともあります。」 **JICAの「Partner」と呼ばれるポータルサイトは、長期派遣専門家(一年以**

方針を踏まえつつ、ドナー会議や相手国政府との会議に参加し、援助協調を促進す

上)、短期派遣専門家の各々の待遇を詳細に示している。 同ポータルサイトでは、港湾運営管理アドバイザー(モザンビーク)、ノンフォ

施工管理専門家(ラオス)、 れている。 ーマル教育専門家(パキスタン)、保健政策アドバイザー 保健アドバイザー (コンゴ民主共和国)などが公募さ ・(ケニア)、 水道技術・